System-V・LX

[500] [510]
相　続　税　申　告　書
[530] [540]
ワープロ版相続税申告書

（１５．９）

【取扱説明書】

株式会社 タテムラ

目　次

相続税申告書プログラムの総説

概　　要 ・・・

ワープロ版相続税申告書

概　　要 ・・・

概　　要

1. このプログラムは、相続税申告書について必要なデータを画面上で入力し、Ａ４白紙及びＯＣＲ用紙（第1表、第１１･１１の2表の付表1、第１５表）にプリントするものです。

１）作成できる表は下記の全２０表です。＜　＞内は、出力可能枚数です。

［500］相続税申告書Ａ	
第１表（続を含む）＜８＞	第８表＜１＞
第２表＜１＞	第９表＜３＞
第３表＜２＞	第10表＜３＞
第４表＜４＞	第13表＜４＞
第５表＜１＞	第14表＜５＞
第６表＜２＞	第15表(続を含む)＜８＞
第７表＜３＞	修正申告書第１表（続を含む)＜８＞
［510］相続税申告書Ｂ	
第11表＜15＞	
第12表＜６＞	
第11表の２表＜２＞	
第11･11の２表付表１(続を含む)＜４＞	
第11･11の２表付表１(別表)＜８＞	
第11･11の２表付表２＜１＞	

２）画面表示は用紙の図柄どおりに設計してあります。

３）データの入力・訂正・追加・抹消が容易にできます。

４）入力可能最大桁数は各表によって違います。また、入力した金額の桁数が多くなりますと、枠内に収まるように自動的にカンマ抜きで表示しプリントします。

2. 1ユーザコードで、各表１５人の相続人に対応できます。

3. 各表内での計算項目は、自動的に計算を行います。
また、各表間の自動転記及び連動計算機能があります。

4. プリントは、Ａ４白紙に全２０表を出力します。カラープリンターをご使用の場合は、枠などを茶色で出力することができます。

プログラムの呼び出し方

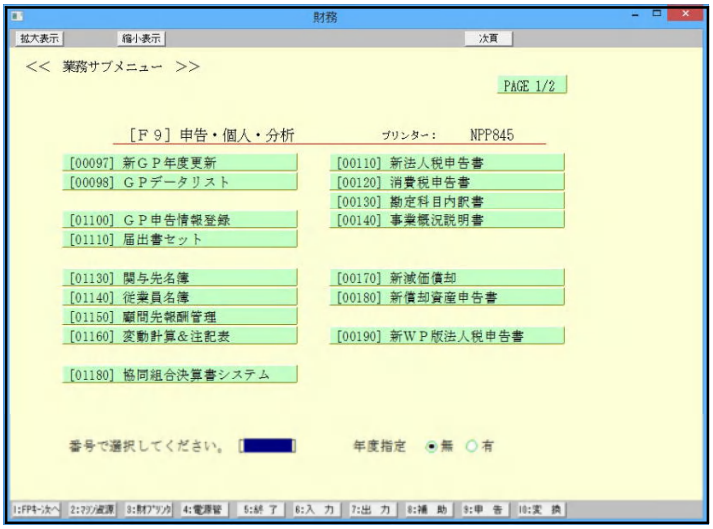

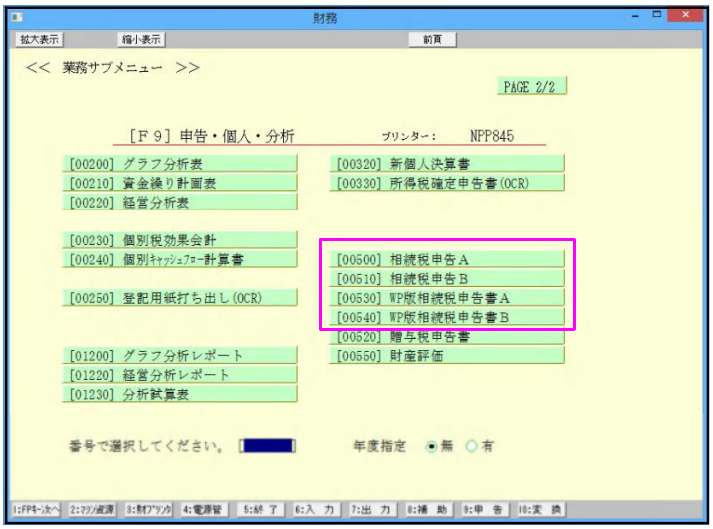

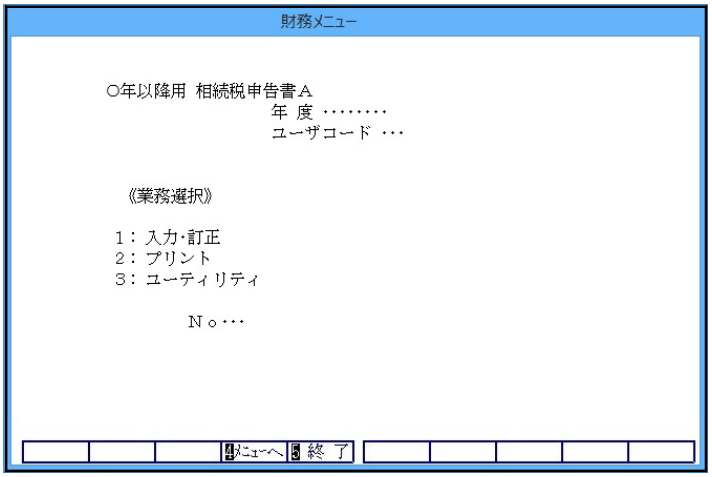

１．申告・個人・分析を選択します。

申告 （Ｆ９）を押します。

２．相続税申告書のプログラム選択します。

Page Down を押し、２ページ目を表示します。

５００ Enter

又は

５１０ Enter を押します。

３．相続税申告書の画面を表示します。

＜画面説明＞

１．入力・訂正	相続税申告書データの入力及び訂正を行います。
２．プリント	相続税申告書を白紙Ａ４用紙及びＯＣＲ用紙にプリントします。
３．ユーティリティ	ユーザリスト、データのコピー・ユーザ名変更・コード番号変更及びデータ削除を行うことができます。

操作の流れ

入力は【操作の流れ】に沿って行うと自動計算や転記がスムーズに行えます。
各表ごとに転記項目の確認を行って下さい。

＜一般の場合＞

① 被相続人登録
↓
② 相続人登録
↓
③ 第９表
↓
④ 第10表
↓
⑤ 第11の２表
↓
⑥ 第11･11の２表 付表２
↓
⑦ 第11･11の２表 付表１(別表)
↓
⑧ 第11･11の２表 付表１
↓
⑨ 第11表
↓
⑩ 第13表
↓
⑪ 第14表
↓
⑫ 第15表
↓
⑬ 第１表(①～⑥まで)
↓
⑭ 第２表
↓
⑮ 第１表(Ｂ･⑦から⑩)
↓
⑯ 第４表 → 第１表(⑪･⑫)
↓
⑰ 第５表 → 第１表(⑬)
↓
⑱ 第６表(未成年)→第１表(⑭)
↓
⑲ 第６表(障害者)→第１表(⑮)
↓
⑳ 第７表→第１表(⑯)
↓
㉑ 第８表
↓
㉒ 第１表(⑪～㉒)
↓
㉓ 第１表(㉓～㉘)
↓
㉔ 連動計算 [96～98]

≪連動計算≫

入力順によって、自動転記が正しく行われない場合があります。
全て終了しましたら必ず**連動計算**を行って下さい。

＜農業相続人がいる場合＞

① 被相続人登録
↓
② 相続人登録
↓
③ 第９表
↓
④ 第10表
↓
⑤ 第11の２表
↓
⑥ 第11･11の２表 付表２
↓
⑦ 第11･11の２表 付表１(別表)
↓
⑧ 第11･11の２表 付表１
↓
⑨ 第11表
↓
⑩ 第12表
↓
⑪ 第13表
↓
⑫ 第14表
↓
⑬ 第15表
↓
⑭ 第１表（①～⑥まで）
↓
⑮ 第２表
↓
⑯ 第３表（①～⑥まで）
↓
⑰ 第２表（⑨～⑪まで）
↓
⑱ 第３表（⑦～⑨まで）
↓
⑲ 第１表（⑦･⑧･⑨）
↓
⑳ 第３表（⑩～⑬まで）
↓
㉑ 第１表（Ｂ･⑦から⑩）
↓
㉒ 第４表→第１表(⑪･⑫)
↓
㉓ 第５表→第１表(⑬)
↓
㉔ 第６表(未成年)→第１表(⑭)
↓
㉕ 第６表(障害者)→第１表(⑮)
↓
㉖ 第７表→第１表(⑯)
↓
㉗ 第８表
↓
㉘ 第１表(⑪～㉒)
↓
㉙ 第８表
↓
㉚ 第１表(㉓～㉘)
↓
㉛ 連動計算　[96～98]

≪連動計算≫

入力順によって、自動転記が正しく行われない場合があります。
全て終了しましたら必ず**連動計算**を行って下さい。

入力・訂正機能（各キーの機能説明）

各キーには以下の機能があります。

【項目を移動するキー】

Ｅｎｔｅｒ	次項目に進みます。
→	次項目に進みます。
← ＴＡＢ	１項目前に戻ります。
↓	１行下に進みます。
↑	１行上に戻ります。

【訂正時に使うキー】

← →	１文字ずつカーソルが移動します。
Delete	カーソルの文字を１文字ずつ消します。
Back Space	カーソルの１文字前の文字を消します。
ＥＮＤ	カーソルの文字以降を全部消します。
抹　消（Ｆ４）	１項目に入力されたものを全部消します。
Shift ＋ → 後 → ←	訂正したい文字のある項目にカーソルを止め 項目内でカーソルが移動できます。

【画面を切り替える時に使用するキー】

Home	画面サイズを変更します。
Page Down　Ctrl ＋ ↓	画面を下へ移動(スクロール)します。
Page Up　Ctrl ＋ ↑	画面の上へ移動(スクロール)します。
Ctrl ＋ Page Down Ctrl ＋ →	画面を右へ移動(スクロール)します。
Ctrl ＋ Page Up Ctrl ＋ ←	画面を左へ移動(スクロール)します。
Page Down	複数頁入力できる表の場合、次頁へページめくりします。
Page Up	複数頁入力できる表の場合、前頁へページめくりします。

【計算するキー】

演　　算	（Ｆ７）	入力した金額を集計し、計算結果を表示します。

【行編集するキー】

行　編　集	（Ｆ６）	ブロックごとデータの入替などを行います。 操作したいブロック内にカーソルを移動し、行編集（Ｆ６）をファンクションキーまたはマウス左クリツクで選択します。
行　抹　消	（Ｆ２）	１ブロック内のデータ削除
行　挿　入	（Ｆ３）	１ブロック内のデータ挿入
行　入　替	（Ｆ４）	ブロック内データの入替
終・ＨＯＭＥ	（Ｆ５）	行編集の終了 （行編集中はカーソルが移動できません）

【登録や終了時に使うキー】

全　終　了	（Ｆ５）	入力したものを登録します。 登録が終了すると最初の画面に戻ります。
ＨＯＭＥ　又は Shift ＋ 終･HOME	（Ｆ５）	データを書き込まずに終了します。 ※プリント時は無効です。

【記憶に使うキー】

Insert	入力してある項目を記憶し、他の項目欄にコピーします。

＜操作方法＞

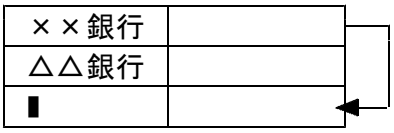

1）コピー元の項目にカーソルを移動させ Insert を押します。（記憶させます）

2）コピー先の項目（空欄）にカーソルを移動させ Insert を押しますと、コピー元の項目の内容がコピー先の項目に表示されます。

住所入力の便利な機能

7桁郵便番号変換ができます。(全プログラム共通)

例）東京都千代田区神田松永町と入力する場合：郵便番号は、「101-0023」となります。

１．101-0023 と入力し、スペース を１～２回押します。
画面左下の表示が
101-0023 → 東京都千代田区神田松永町 → 千代田区神田松永町
の順で変換します。

２．上記のように変換していきますので Enter を押して決定します。
残りの住所は手入力となります。

※ Windowsの漢字変換の設定により変換できる場合とできない場合があります。

相続税申告書画面全容

例 ）第11表の入力画面

行数を表示します。

小計や合計の表示をする場合１～４の数字を入力して下さい。
第９表、第10表、第11･11表の２表付表１から転記する場合は
９～11を入力して下さい。

該当区分の番号を入力すると、
出力時、番号に〇印を付けます。

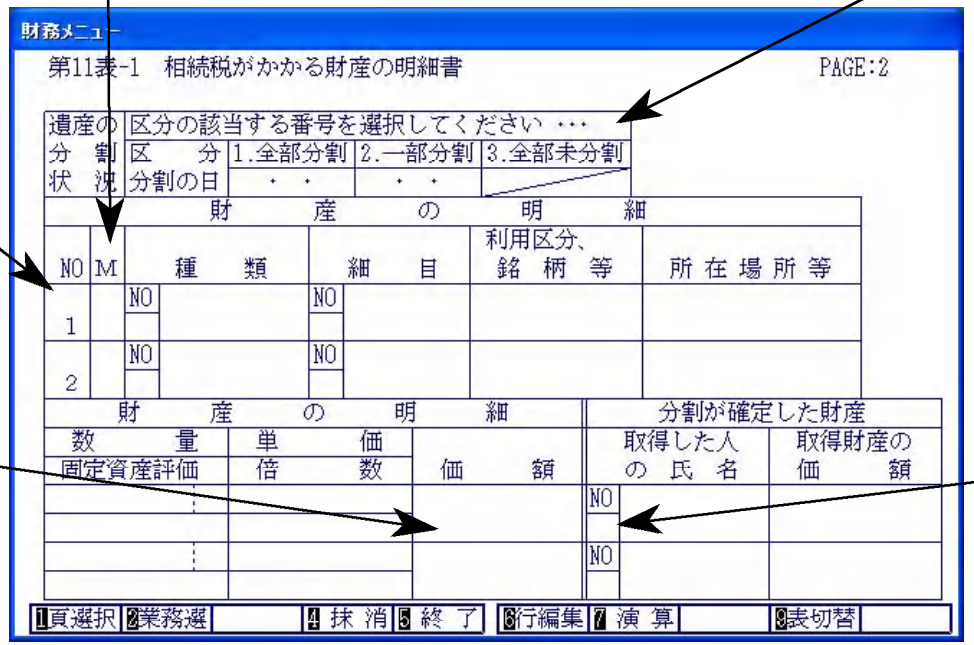

小計や合計は金額に
（ ）表示が付きます。

相続人登録の相続人№.を入力して
下さい。

頁選択（Ｆ１） 各項目の頁選択又は行選択を行います。	表選択（Ｆ２） データを書込み業務選択画面へ戻ります。	抹　消（Ｆ４） 項目の内容を削除します。	終　了（Ｆ５） データを書込み表選択画面へ戻ります。	SHIFT＋Ｆ５ データを書き込まずに作業を終了します。	行編集（Ｆ６） 行挿入や行抹消を行います。	演　算（Ｆ７） 各小計、合計等の計算結果を表示します。	表切替（Ｆ９） 直接他表の入力へ移動します。

※各項目は、各用紙によって項目名が違います。

データの入力・訂正

1. ユーザコードを指定します。

ユーザコード　Enter　を押します。（最大桁数：６桁）

※新規登録の場合は年度、社名を入力します。

年度　Enter　、社名　Enter　を押します。

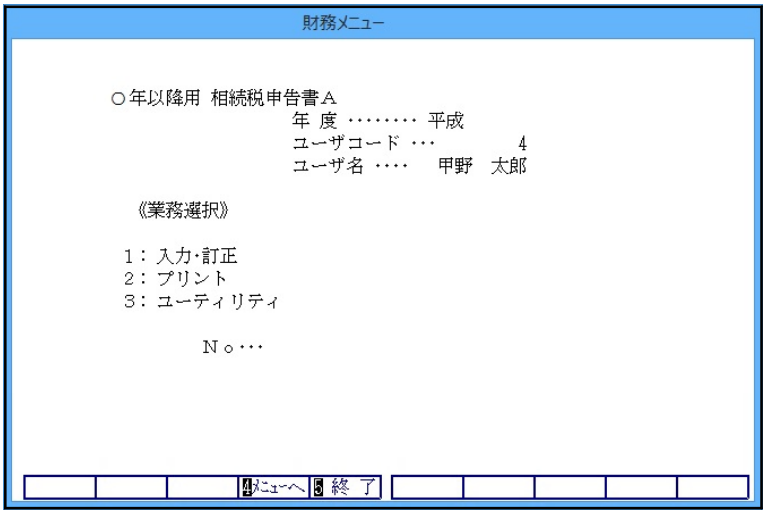

2. 入力・訂正を選びます。

1　Enter　を押します。

3. 入力・訂正を行う用紙を選択します。

表番号　Enter　を押します。

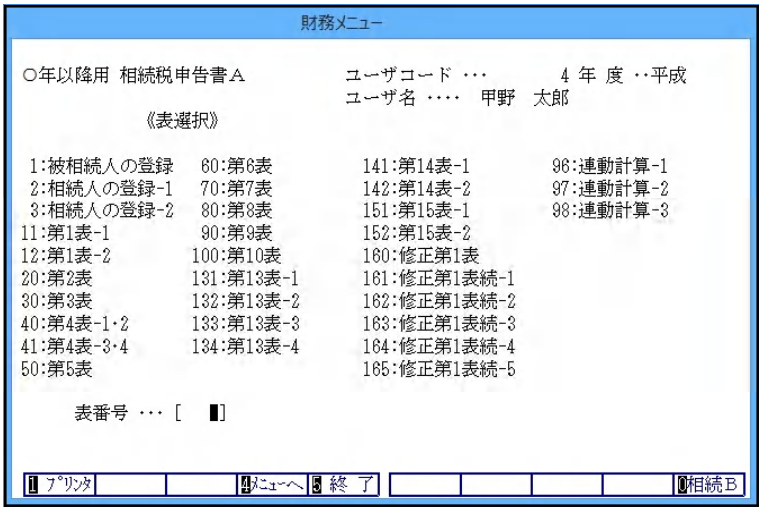

4. 画面上に選択した用紙の各部を表示します。

必要な項目にデータを入力します。

メ　モ

＜データの書込みについて＞

入力及び訂正を終了する時は、業務選（Ｆ２）または 終了（Ｆ５）を押して必ずデータの書込みを行って下さい。
データの書込みをしないで終了した場合、画面上で入力・訂正したデータは全て消えてしまいます。

＜データ書込み中止について＞

入力及び訂正をしたデータを書込まずに中止する時は、Shift ＋ Ｆ５
または Home を押します。
画面に１.継続、２.終了と表示が出ますので、２ を押して下さい。
データ書込みを中止したくない時は、１ で入力画面に戻り継続できます。

＜自動計算項目について＞

入力画面上、自動計算を行う項目はカーソルは止まりません。計算結果を表示する場合は、演算（Ｆ７）キーを押して下さい。その時点で入力されているデータを元に計算結果を表示します。※自動計算は表内で行います。他表への転記は行いません。

＜初期値設定について＞

基礎控除額や割合は税法が改正になった場合、すぐ対応できるよう手入力項目になっています。金額や割合が変更になった場合は、入力画面上で数値を手入力にて変更して下さい。空欄の場合、演算（Ｆ７）で初期値を表示します。
（初期値は２０１５年９月現在の金額に設定してあります。）
第２表、第６表、第９表、第10表、第11表･11の２表の付表１に初期値が設定されています。

ｅｘ）

相　続　税　の　総　額　の　計　算　書　　被相続人　　第２表

○この表を修正申告書の第２表、第３表の１の⑥欄の⑥の金

この表は、第１表及び第３表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の⑪欄及び⑫欄並びに⑬欄から⑰欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額	
㋐ (第1表 ⑮ ㉔)	499,600,000円	3,000万円 + (600万円 × ㋑ 3人) =	㋒ 4,800万円	㋓ (㋐ - ㋒)	451,600,000円
㋔ (第3表 ⑮ ㉔)	,000	㋑の人数及び㋒の金額を第１表㉑へ転記します。		㋕ (㋔ - ㋒)	,000

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	200,000千円以下	300,000千円以下	600,000千円以下	600,000千円超
税率	10％	15％	20％	30％	40％	45％	50％	55％
控除額	－千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
⑯欄の金額×税率－控除額＝⑰欄の税額　　⑯欄の金額×税率－控除額＝⑰欄の税額
例えば、⑯欄の金額30,000千円に対する税額（⑰欄）は、30,000千円×15％－500千円＝4,000千円です。

＜行編集について＞

一覧表形式の表は、行ごとの入替や挿入のできる機能がついています。（第11表など）
行の始め（左端）にカーソルを移動し [Ｆ６] キーを押します。

画面下部のファンクションキー見出しに、

の対話を表示します。

[行抹消]（Ｆ２）… カーソルがある行のデータを削除します。

[行挿入]（Ｆ３）… カーソルがある行に１行分、空行を割り込ませます。

[行入替]（Ｆ４）… カーソルのある行１行分のデータを他の行のデータと
入れ替えます。
[Ｆ４] を押した後、入れ替える行を指定します。

[終　了]（Ｆ５）… 行編集を終了します。

〔1〕：被相続人の登録

この画面は、各表右上にプリントする年度と第１表の上部“被相続人”の項目を入力します。
それぞれ必要な項目を入力して下さい。
また、ここで入力した氏名が、各表の右上部の“被相続人”と連動していますので、
正式名称で入力して下さい。

＜ 画 面 ＞

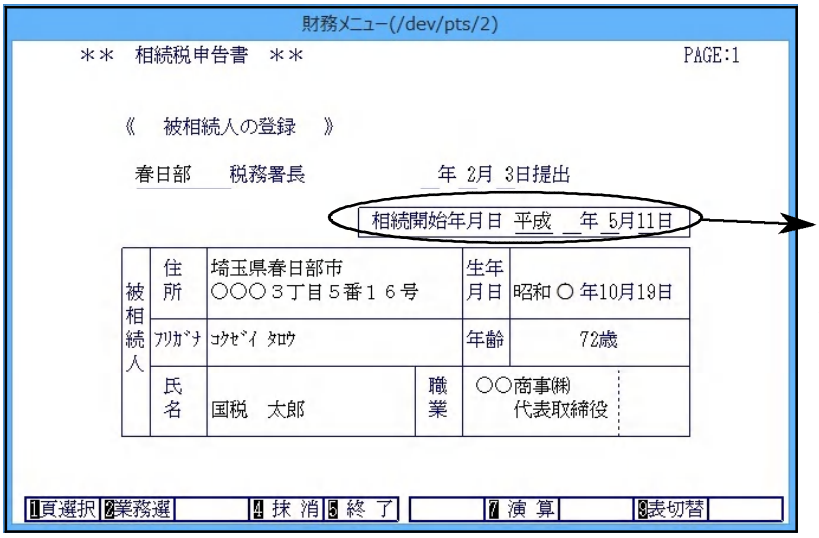

第７表
② 今回の相続年月日へ

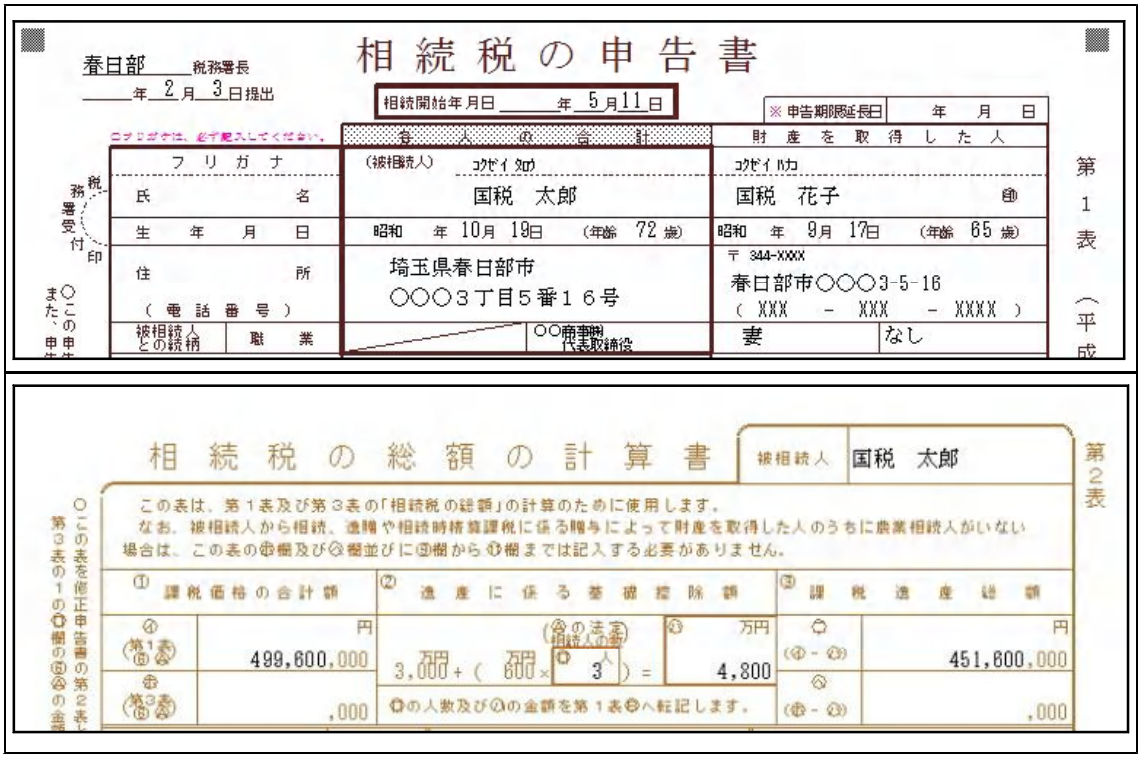

〔2〕〔3〕：相続人の登録　１・２

この画面は相続人を登録します。
〔２〕の画面で相続人１０人、〔３〕の画面で相続人５人の計１５人分の入力が行えます。
それぞれ必要な項目を入力して下さい。ここで入力したデータが各表と連動しますので必ず入力して下さい。

＜画面＞

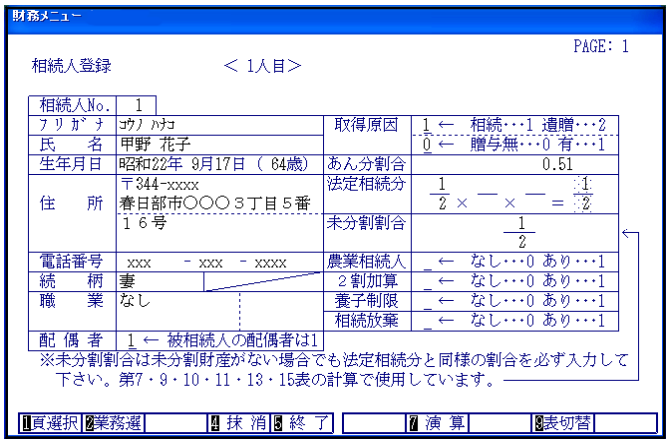

＜第１表＞

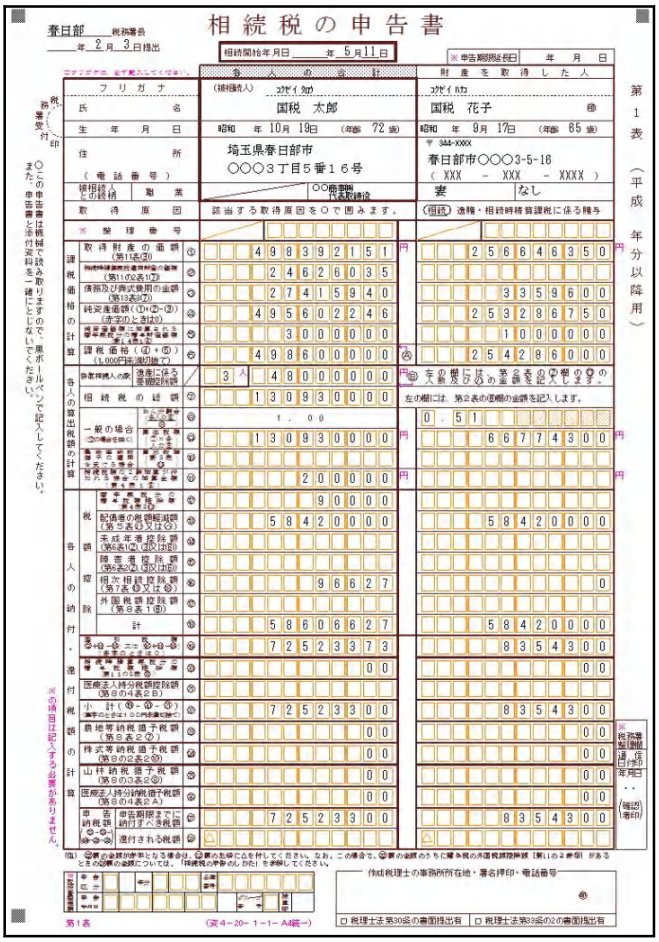

相続人No.

各表で相続人氏名を表示する場合や、相続人ごとの集計を行う場合に必要になりますので必ず入力して下さい。
入力は番号の若い順に行って下さい。
（第７表の計算が正しくできなくなる場合などがあります。）

※各表の転記についてはP. 15を参照して下さい。

住 所

上（〒の行）から2行までは標準文字、３行目以降（点線より下）の入力がある場合は２/３倍角文字でプリントします。

職 業

下段のみ入力の場合、標準文字でプリントします。（上下入力は２/３倍角文字）

続 柄

ここで入力したものを第１表と第２表に表示します。

配偶者

第５表の配偶者の判定で必要になりますので、配偶者の場合は必ず「1」を入力して下さい。

＜画面＞

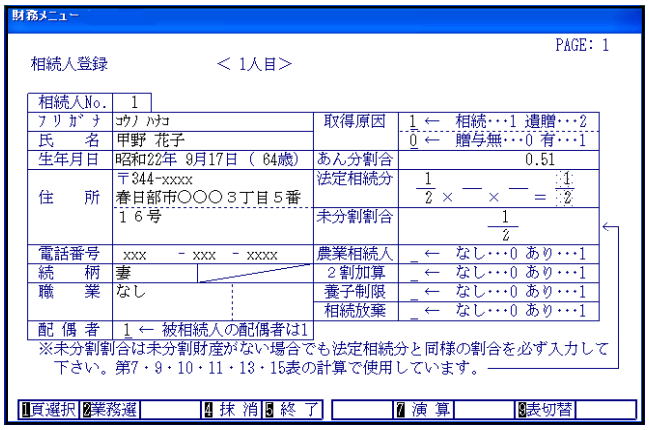
財務メニュー
PAGE: 1
相続人登録
＜ 1人目＞
相続人No. 1
フリガナ ｺｳﾉ ﾊﾅｺ
氏 名 甲野 花子
生年月日 昭和22年 9月17日（ 64歳）
住 所 〒344-xxxx 春日部市○○○３丁目５番１６号
電話番号 xxx - xxx - xxxx
続 柄 妻
職 業 なし
配 偶 者 1 ← 被相続人の配偶者は1
取得原因 1 ← 相続…1 遺贈…2 / 0 ← 贈与無…0 有…1
あん分割合 0.51
法定相続分 1/2 × 1 × 1 = 1/2
未分割割合 1/2
農業相続人 _ ← なし…0 あり…1
２割加算 _ ← なし…0 あり…1
養子制限 _ ← なし…0 あり…1
相続放棄 _ ← なし…0 あり…1
※未分割割合は未分割財産がない場合でも法定相続分と同様の割合を必ず入力して下さい。第7・9・10・11・13・15表の計算で使用しています。
1頁選択 2業務選 4抹 消 5終 了 7演 算 8表切替

未分割割合

未分割割合を分数で入力します。
この割合に入力がある場合、民法上の相続人と判断します。
（未分割財産がない場合でも法定相続分と同様の割合を入力して下さい。各表の計算が正しく行われないことがあります。）
※各相続人の合計が「１」になるように設定して下さい。
未分割の財産、債務、費用などを各人にあん分する割合となります。
※第７・９・10・11・13・15 表で使用

農業相続人

相続人が農業相続人の場合に「１」を入力します。
※第１・２・３・５・７・８表で使用

養子制限

相続人が法定相続外の養子の場合「１」を入力します。
法定相続人の数に算入する養子の数は次の通りです。

- 被相続人に実子がいる場合 … １人
- 被相続人に実子がいない場合
  被相続人に養子の数が１人の場合 …１人
  〃 ２人以上の場合 …２人

養子制限に「１」を入力すると“法定相続分”をクリアします。
※第２表で使用

取得原因

第１表プリント時、相続か遺贈か相続時精算課税に係る贈与の有無をみて○をします。

あん分割合

第１表⑧と第３表⑧のあん分割合が予め分かっている場合に入力して下さい。
直接第１表、第３表で入力も可能です。
※農業相続人の場合は第１表に転記しません。

法定相続分

相続人の法定相続分を分数で入力します。
※各相続人の合計が「１」になるように設定して下さい。
合計が「１」でない場合は、相続税の計算が正しく行われませんのでご注意下さい。
法定相続分が設定している相続人を“法定相続人”とみなします。

- 法定相続人でない場合は分母分子とも０もしくは空欄にして下さい。
- 相続放棄する場合も、法定相続人の場合は法定相続分を設定して下さい。

２割加算

相続人が被相続人の一親等の血族または配偶者以外の場合は、相続税額の２割相当の加算が行われます。
相続人が相続税額の２割加算に該当する場合、「１」を入力します。
※第１表⑪、第４表⑥で使用

相続放棄

相続放棄をする場合は「１」を入力します。
※第１・７・９・10・13(債務)・15表で使用

~ 相続人登録　項目一覧表 ~

項 目 名	桁　　数	内　　容
相続人No.	半角２	各表で使用
フリガナ	半角22(2/3倍角)	
氏名	半角20(標)	各表で使用
生年月日	２／２／２／２	
年齢	半角３	
住所	半角24	上下段で２段ずつ入力。上段のみ標準文字
電話番号	６／４／４	
職業	半角22	上下２段入力。上下入力で２/３倍角文字
続柄	半角６	
配偶者	１（フラグ）	第５表の判定で使用
取得原因	相続・遺贈・贈与	第１表プリント時〇を印字
あん分割合	14	第１表⑧・第３表⑧の割合で使用
法定相続分	／	分母・分子の入力　第２･５･９･10表で使用
未分割割合	／	分母・分子の入力 第７･９･10･11･13･15表で使用
農業相続人	なし or あり	第１･２･３･５･７･８表で使用
２割加算	なし or あり	第１表⑪・第４表⑥で使用
養子制限	なし or あり	第２表使用
相続放棄	なし or あり	第１･７･９･10･13(債務)･15表で使用

〔11〕〔12〕：第１表

①
第11表③

②
第11の２表１⑦

③
第13表３⑦

⑤
第14表１④

Ⓑ
第２表②の㊐(人数)及び㊓(金額)

⑦
第２表⑧

⑩
第３表⑬

⑪
第４表１⑥

⑫
第４表２⑬

⑬
〈一般の場合〉第５表㋑
〈農業相続人がいる場合〉
第５表㋺

⑭
〈未成年者の場合〉
第６表１②又は③
〈扶養義務者の場合〉
第６表１⑥

⑮
〈一般又は特障の場合〉
第６表２②又は③
〈扶養義務者の場合〉
第６表２⑥

⑯
〈一般の場合〉
第７表⑬ 転記
〈農業相続人がいる場合〉
第７表⑱ 転記

⑰
第８表１⑧

⑳
第11の２表⑧

㉓
第８表２⑦

財産を取得した人の氏名
相続人登録の相続人№.の若い順に表示をします。

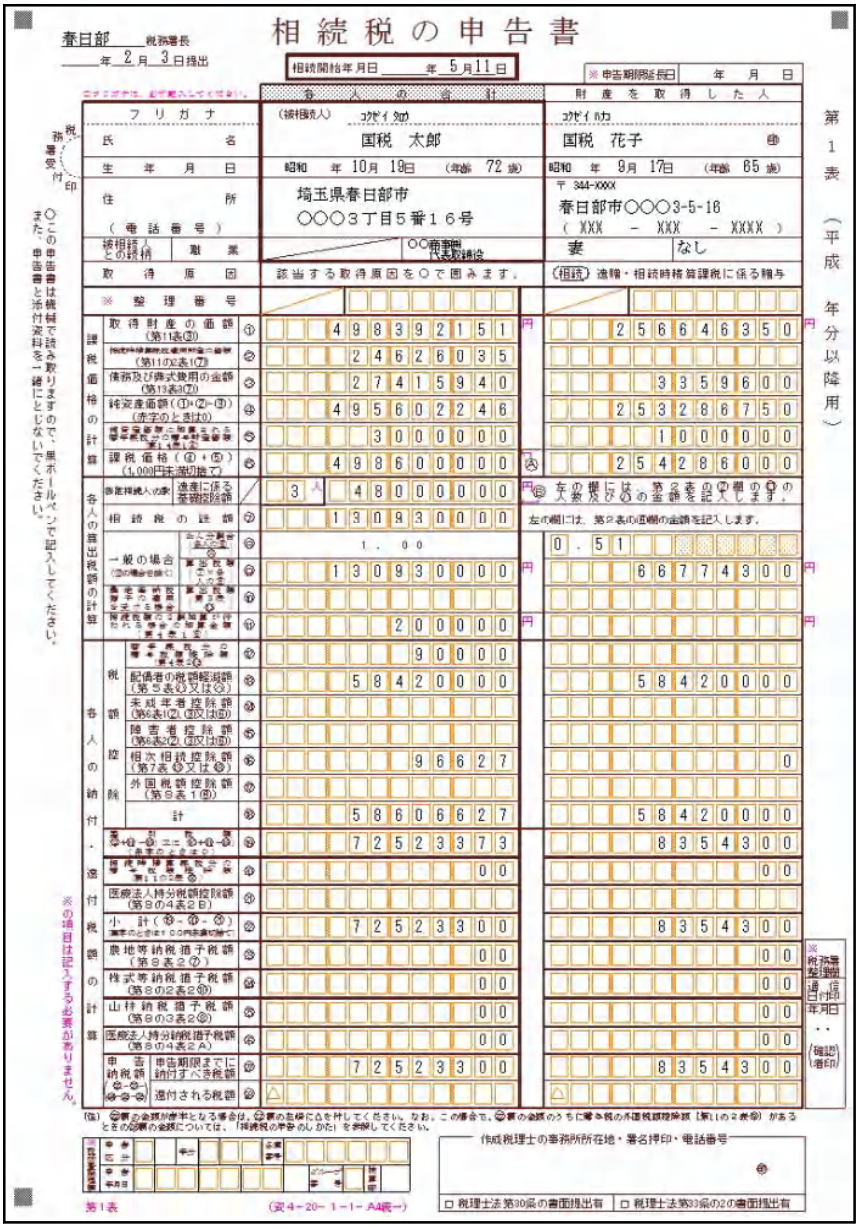

自動転記

⑥Ⓐ課税価格　→ 第２表㋑・第５表⑨
① 取得財産の価額 ＋ ② 精算課税 → 第３表②
③ 債務及び葬式費用の金額 → 第３表③
④ 純資産価額　→ 第７表各人の⑩
⑤ 純資産価額に加算される贈与財産価額 → 第３表⑤
⑦ 相続税の総額　→ 第５表⑦
配偶者の③　→ 第５表②・第５表⑫
配偶者の⑤　→ 第５表⑤・第５表⑮
配偶者の⑨又は⑩、⑫ → 第５表 配偶者の税額軽減の限度額
⑱＋⑳ 農業相続人 → 第８表２③

■ ポイント ■

⑧ あん分割合

相続人登録で入力できます。第１表で直接入力も行えます。
各人の合計が１．００になるように入力して下さい。
あん分割合に入力がないと⑨算出税額が計算されませんのでご注意下さい。
※農業相続人がいる場合は３表で計算しますのであん分割合を入力しても消えます。

⑨ 算出税額

⑦×⑧を計算します。農業相続人がいる場合はクリアします。
フラグを入力することにより手入力も可能です。
⑨の合計＝⑦となるように調整して入力して下さい。

⑩ 算出税額

農業相続人がいる場合、第３表⑬から転記します。

※ ⑨ は「円未満切り捨て」で計算します。切り上げの場合はフラグを入力し、金額を手入力して下さい。

《注意》

㉒欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の２表⑨）がある場合の㉘欄の税額は、フラグ「１」を入力し、手入力にて訂正を行って下さい。

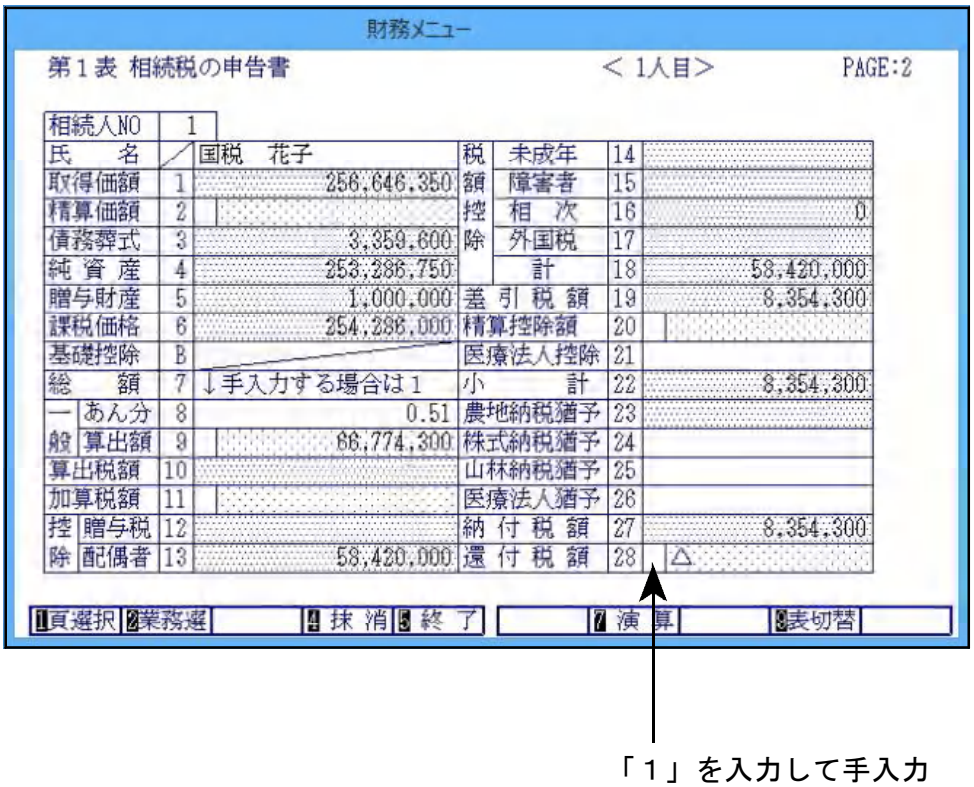

「１」を入力して手入力

〔２０〕：第２表

④ 法定相続人
相続人登録の“法定相続分”が０以外の人（放棄した人を含む）または“養子制限”が「1」（あり）の人を自動表示します。

㋑
第１表⑥ Ⓐ

㋥
第３表⑥ Ⓐ

⑦・⑩
１円未満切り捨て

Ⓐを㊁へ転記

Ⓐ 法定相続人の数
相続人登録の“法定相続分”が０以外の人を合計して表示
上段手入力可能

速算表
⑦・⑩の自動計算を行うため、用紙下部の速算表を初期設定してあります。
税額が変更になった場合、数値を手入力し 演算 （Ｆ７）を押すと、変更後の数値で計算し直します。

自動転記
⑧ 相続税の総額→第１表⑦・第３表⑩
⑪ 相続税の総額→第３表⑦

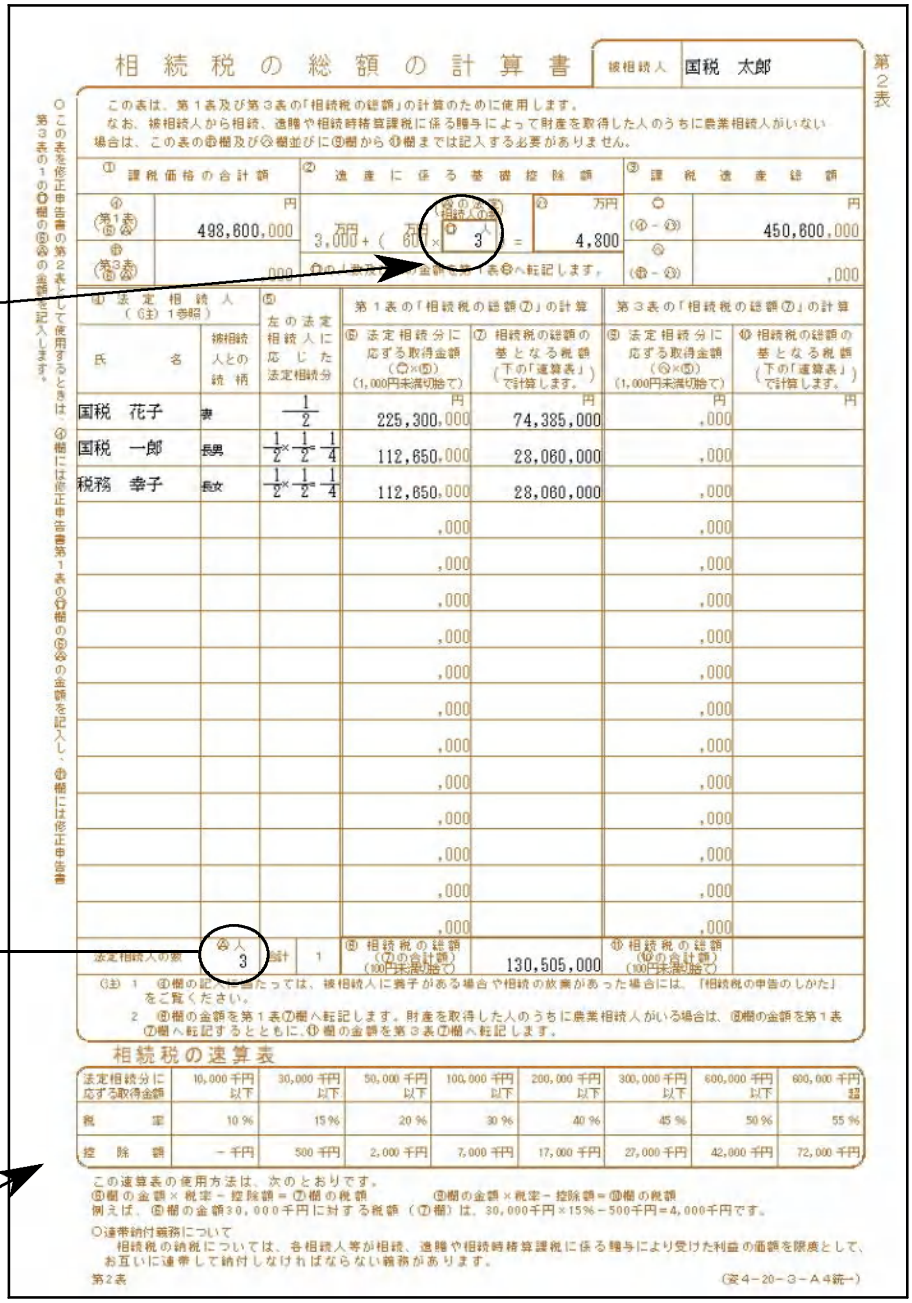
相続税の総額の計算書

被相続人 国税 太郎

第2表

この表は、第１表及び第３表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の㊀欄及び㊁欄並びに㋑欄から㋭欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額	② 遺産に係る基礎控除額	③ 課税遺産総額
㋑（第1表 ⑥ Ⓐ） 498,600,000円	3,000万円 + (600万円 × ㋒（Ⓐの相続人の数） 3人) = ㋓ 4,800万円	㋔（㋑－㋓） 450,600,000円
㋕（第3表 ⑥ Ⓐ） ,000円	㋖ 1,000円未満切り捨て	㋗（㋕－㋓） ,000円

① 法定相続人（㊟1参照） 氏名	被相続人との続柄	⑤ 左の法定相続人に応じた法定相続分	第1表の「相続税の総額⑦」の計算 ⑥ 法定相続分に応ずる取得金額（㋔×⑤）（1,000円未満切捨て）	第1表の「相続税の総額⑦」の計算 ⑦ 相続税の総額の基となる税額（下の「速算表」）で計算します。	第3表の「相続税の総額⑦」の計算 ⑧ 法定相続分に応ずる取得金額（㋗×⑤）（1,000円未満切捨て）	第3表の「相続税の総額⑦」の計算 ⑩ 相続税の総額の基となる税額（下の「速算表」）で計算します。
国税 花子	妻	1/2	225,300,000円	74,385,000円	,000円	円
国税 一郎	長男	1/2×1/2×1/4	112,650,000	28,060,000	,000	
税務 幸子	長女	1/2×1/2×1/4	112,650,000	28,060,000	,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
法定相続人の数	㋘ 3人	計 1	⑨ 相続税の総額（⑦の合計額）（100円未満切捨て）	130,505,000	⑪ 相続税の総額（⑩の合計額）（100円未満切捨て）	

㊟ 1 ㋑欄の記載に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2 ㋑欄の金額を第１表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、㋑欄の金額を第１表⑦欄へ転記するとともに、㋭欄の金額を第３表⑦欄へ転記します。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	200,000千円以下	300,000千円以下	600,000千円以下	600,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	－千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
⑥欄の金額×税率－控除額＝⑦欄の税額　　⑧欄の金額×税率－控除額＝⑩欄の税額
例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額（⑦欄）は、30,000千円×15%－500千円＝4,000千円です。

○連帯納付義務について
相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

第2表　（妥4－20－3－A4統一）

■ ポイント ■

④ 法定相続人

相続人登録で“法定相続分”が０以外の人（放棄した人を含む）または“養子制限”が「1」（あり）の人を相続人№.の若い順に表示します。

㊁ 法定相続人の数

相続人登録で“法定相続分”が０以外の人を合計して表示します。

「Ⓐ 法定相続人の数」に含める養子の数について
・被相続人に実子がある場合 … １人
〃 ない場合 … ２人

上記の制限を越えた養子については、その人の氏名・続柄は印刷し、「㊁ 法定相続人の数」には含めないようにするには、相続人登録でその人を次のように設定して下さい。
“法定相続分”… 入力しないで下さい。
“未分割割合”… 合計が「1」になるように入力します。
“養子制限” … 「1」（あり）を入力します。

⑦ ⑩ 相続税の総額の基となる税額

率および控除額は、⑥または⑨の金額をもとに第２表の相続税の速算表から計算します。

《初期値設定》

下記の画面項目を初期値設定しています。手入力で変更が行えます。
空欄の場合、 演算 （Ｆ７）で初期値を表示します。

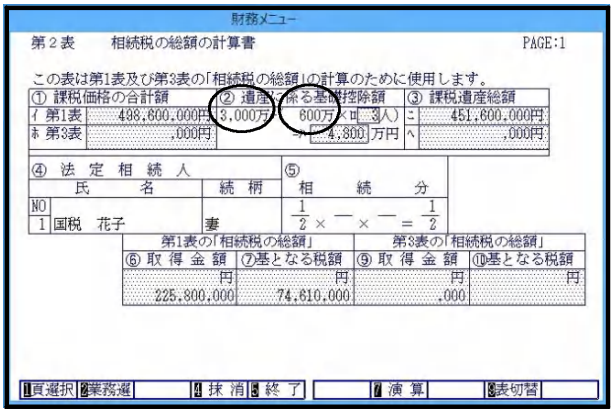

〔３０〕：第３表

財産を取得した人の氏名
相続人登録の相続人No.の若い順に表示します。

該当する相続人No.を入力して下さい。
「氏名」および「年齢」を自動表示します。

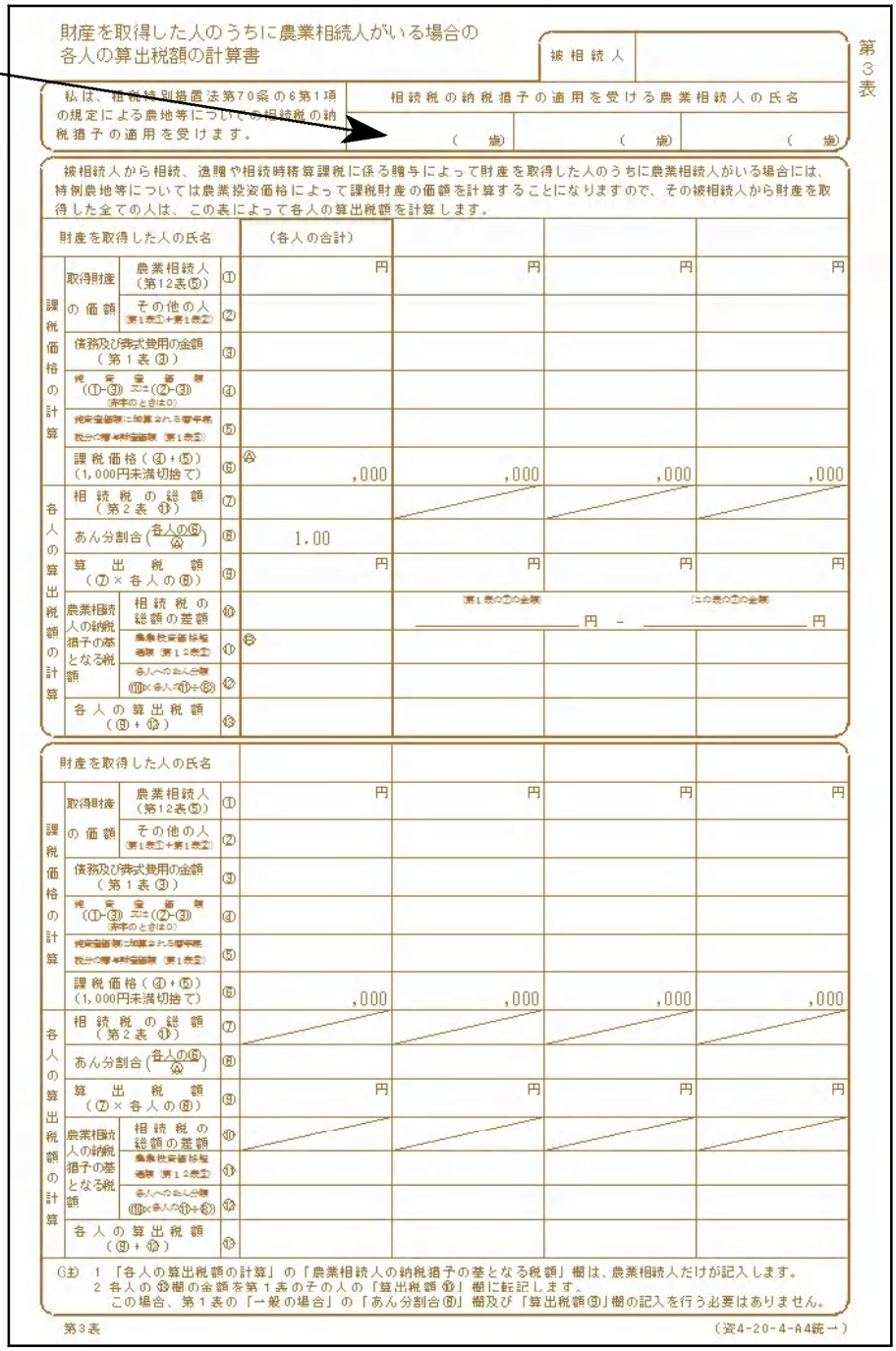

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書

第３表

被相続人

私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けます。

相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名

（　歳）　（　歳）　（　歳）

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得した全ての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。

財産を取得した人の氏名			（各人の合計）			
課税価格の計算	取得財産の価額	農業相続人（第12表⑤）	①	円	円	円	円
		その他の人（第1表㉑＋第1表㉒）	②				
	債務及び葬式費用の金額（第１表③）		③				
	純資産価額（①－③）又は（②－③）（赤字のときは0）		④				
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第1表㉔）		⑤				
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）		⑥ Ⓐ	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額（第２表㊀）		⑦				
	あん分割合（各人の⑥／Ⓐ）		⑧	1.00			
	算出税額（⑦×各人の⑧）		⑨	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の差額	⑩		第1表の⑩の金額 ＿＿＿＿ 円 － 第2表の⑩の金額 ＿＿＿＿ 円		
		農業投資価格相当額（第12表②）	⑪ Ⓑ				
		各人へのあん分額（⑩×各人の⑧÷Ⓑ）	⑫				
	各人の算出税額（⑨＋⑫）		⑬				

財産を取得した人の氏名						
課税価格の計算	取得財産の価額	農業相続人（第12表⑤）	①	円	円	円	円
		その他の人（第1表㉑＋第1表㉒）	②				
	債務及び葬式費用の金額（第１表③）		③				
	純資産価額（①－③）又は（②－③）（赤字のときは0）		④				
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第1表㉔）		⑤				
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）		⑥ Ⓐ	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額（第２表㊀）		⑦				
	あん分割合（各人の⑥／Ⓐ）		⑧				
	算出税額（⑦×各人の⑧）		⑨	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の差額	⑩				
		農業投資価格相当額（第12表②）	⑪ Ⓑ				
		各人へのあん分額（⑩×各人の⑧÷Ⓑ）	⑫				
	各人の算出税額（⑨＋⑫）		⑬				

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を第１表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。
この場合、第１表の「一般の場合」の「あん分割合⑧」欄及び「算出税額⑨」欄の記入を行う必要はありません。

第３表　（資4-20-4-A4統一）

①
第12表⑤

②
第11表③＋第１表②

③
第13表３⑦

⑤
第14表１④

⑦
第２表⑪

⑩
第２表⑧

⑪
第12表③

自動転記

⑥ Ⓐ課税価格　→ 第２表㊍・第５表⑲
⑬ 各人の算出税額　→ 第１表⑩
⑦ 相続税の総額　→ 第５表⑰
④ 純資産価額　→ 第７表⑮
④ 純資産価額の合計　→ 第７表⑯ Ⓒ
⑫ 各人へのあん分額　→ 第８表２-①
⑨ 算出税額　→ 第８表２-④

■ ポイント ■

・ 相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名

該当する相続人№.を入力して下さい。
相続人登録より「氏名」および「年齢」を自動表示します。

⑧ あん分割合

相続人登録で入力できます。第３表で直接入力も行えます。
各人の合計が１．００になるように入力して下さい。
あん分割合に入力がないと⑨算出税額が計算できませんのでご注意下さい。

⑨ 算出税額

⑦×⑧を計算します。**（円未満切り捨て）**
フラグを入力することにより手入力も可能です。
⑨の合計＝⑦ となるように調整して入力して下さい。

⑫ 各人へのあん分額

⑩×各人の⑪÷ Ⓑ を計算します。**（円未満切り捨て）**
フラグを入力することにより手入力も可能です。
⑫の合計＝⑩ となるように調整して下さい。

〔40〕〔41〕：第４表

加算の対象となる人の氏名・控除を受ける人の氏名
該当する相続人No.を入力することにより自動表示します。

1 相続税の加算金額の計算

加算の対象となる人の氏名

相続人登録の「２割加算なし」の場合は入力しても全て消えます。

①

フラグ付き手入力優先の自動計算

相続人登録の「農業相続人」
「1」(あり)の場合は第１表⑩
「0」(なし)の場合は第１表⑨

⑥

フラグ付き手入力優先の自動計算
((①－④－⑤)×0.2)

2 贈与税額控除額の計算書

④ ⑧ ⑫

フラグ付き手入力優先の自動計算

相続税額の加算金額の計算書
暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人 国税 太郎

第4表

1 相続税額の加算金額の計算書

加算の対象となる人の氏名		税務 幸子			
各人の税額控除前の相続税額（第1表⑧又は第1表⑩の金額）	①	円 1,000,000	円	円	円
相続税額の加算金額の計算の基となる税額	②	円	円	円	円
	③				
	④				
管理税額がある場合	⑤	円	円	円	円
相続税額の加算金額	⑥	円 200,000	円	円	円

(注) 各人の⑥欄の金額を第1表のその人の「相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額⑪」欄に転記します。

2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

控除を受ける人の氏名		税務 幸子			
相続開始の年の前年分	①	円	円	円	円
	②				
	③				
控除を受ける贈与税額	④				
贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々年分	⑤	円 2,000,000	円	円	円
	⑥	2,000,000			
	⑦	90,000			
控除を受ける贈与税額	⑧	90,000			
贈与税の申告書の提出先		市川 税務署	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々々年分	⑨	円	円	円	円
	⑩				
	⑪				
控除を受ける贈与税額	⑫				
贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署	税務署
暦年課税分の贈与税額控除額計	⑬	円 90,000	円	円	円

(注) 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額⑫」欄に転記します。

第４表 (資4－20－5－1－A4統一)

自動転記

1 相続税額の加算金額の計算書
⑥ 相続税額の加算金額 → 第１表 ⑪

2 贈与税額控除額の計算書
⑬ 贈与税額控除額計 → 第１表 ⑫

〔50〕：第５表

第１表の⑥ Ⓐ

①
第11表の配偶者の①

②
第１表の配偶者の③

③
第11表の配偶者の②

⑤
第１表の配偶者の⑤

⑦
第１表の⑦

⑨
第１表の⑥ Ⓐ

第１表の配偶者の⑨又は⑩

第１表の配偶者の⑫

第３表の⑥ Ⓐ

⑪
第11表の配偶者の①

⑫
第１表の配偶者の③

⑬
第11表の配偶者の②

⑮
第１表の配偶者の⑤

⑰
第３表の⑦

⑲
第３表の⑥ Ⓐ

第１表の配偶者の⑩

第１表の配偶者の⑫

配偶者の税額軽減額の計算書　被相続人　甲野　太郎　第5表

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1　一般の場合（この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額：（第1表の⑧の金額）499,825,000円 ×（配偶者の法定相続分）1/2 ＝ 249,912,500円 → ㋑※ 249,912,500円
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	①分割財産の価額（第11表の配偶者の①の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額 ②債務及び葬式費用の金額（第1表の配偶者の③の金額）	③未分割財産の価額（第11表の配偶者の②の金額）	④（②－③）の金額（③の金額が②の金額より大きいときは0）	⑤純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第1表の配偶者の⑤の金額）	⑥（①－④＋⑤）の金額（⑤の金額より小さいときは⑤の金額）（1,000円未満切捨て）
	円 310,604,327	円 1,172,200	円	円 1,172,200	円 1,000,000	※ 円 310,432,000

⑦相続税の総額（第1表の⑦の金額）	⑧㋑の金額と⑥の金額とのうちいずれか少ない方の金額	⑨課税価格の合計額（第1表の⑧の金額）	⑩配偶者の税額軽減の基となる金額（⑦×⑧÷⑨）
円 94,947,200	円 249,912,500	円 499,825,000	円 47,473,600

配偶者の税額軽減の限度額：（第1表の配偶者の⑨又は⑩の金額）58,867,264円 －（第1表の配偶者の⑫の金額）　円 → ㋒ 円 58,867,264

配偶者の税額軽減額：（⑩の金額と㋒の金額とのうちいずれか少ない方の金額）→ ㋓ 円 47,473,600

（注）㋓の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に移記します。

2　配偶者以外の人が農業相続人である場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額：（第3表の⑧の金額）　,000円 ×（配偶者の法定相続分）　 ＝　　円 → ㋔※　円
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	⑪分割財産の価額（第11表の配偶者の①の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額 ⑫債務及び葬式費用の金額（第1表の配偶者の③の金額）	⑬未分割財産の価額（第11表の配偶者の②の金額）	⑭（⑫－⑬）の金額（⑬の金額が⑪の金額より大きいときは0）	⑮純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第1表の配偶者の⑤の金額）	⑯（⑪－⑭＋⑮）の金額（⑮の金額より小さいときは⑮の金額）（1,000円未満切捨て）
	円	円	円	円	円	※ 円 ,000

⑰相続税の総額（第3表の⑦の金額）	⑱㋔の金額と⑯の金額とのうちいずれか少ない方の金額	⑲課税価格の合計額（第3表の⑧の金額）	⑳配偶者の税額軽減の基となる金額（⑰×⑱÷⑲）
円	円	円 ,000	円

配偶者の税額軽減の限度額：（第1表の配偶者の⑩の金額）　円 －（第1表の配偶者の⑫の金額）　円 → ㋕ 円

配偶者の税額軽減額：（⑳の金額と㋕の金額とのうちいずれか少ない方の金額）→ ㋖ 円

（注）㋖の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に移記します。

※　㋑、㋕、㋔及び⑱の各欄は、本表を修正申告書又は期限後申告書の第5表として使用する場合において、相続税法第19条の2第5項《隠ぺい又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用》の規定の適用があるときには、第5表の付表で計算した金額を移記します。

第５表　（資4－20－6－1－A4統一）

自動転記

㋒ 配偶者の税額軽減額 → 第１表の配偶者の⑬

㋖ 配偶者の税額軽減額 → 第１表の配偶者の⑬

■ ポイント ■

第５表 配偶者の税額軽減の計算書は、相続人登録で“配偶者”に「１」を入力した人を判断し計算を行います。
相続人登録の“配偶者”を重複して入力している場合、正しく計算しません。
必ず１人だけ設定して下さい。

相続人登録で配偶者以外の人が農業相続人である場合は「2.配偶者以外の人が農業相続人である場合」を計算表示し、それ以外の場合は「1.一般の場合」を計算表示します。

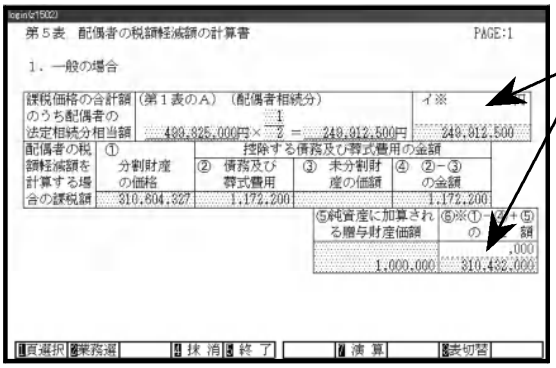

各項目の上段にｶｰｿﾙが止まります。
上段に入力した金額を優先して計算プリントします。

〔60〕：第６表

未成年者・扶養義務者・障害者の氏名及び年齢
相続人登録の相続人№.を入力することにより自動表示します。

未成年者の氏名
相続人Noを入力することにより表示します。
※20歳以上は入力できません。

１②
未成年控除額は手入力優先

障害者の氏名
相続人Noを入力することにより表示します。

２②
障害者控除額は手入力優先

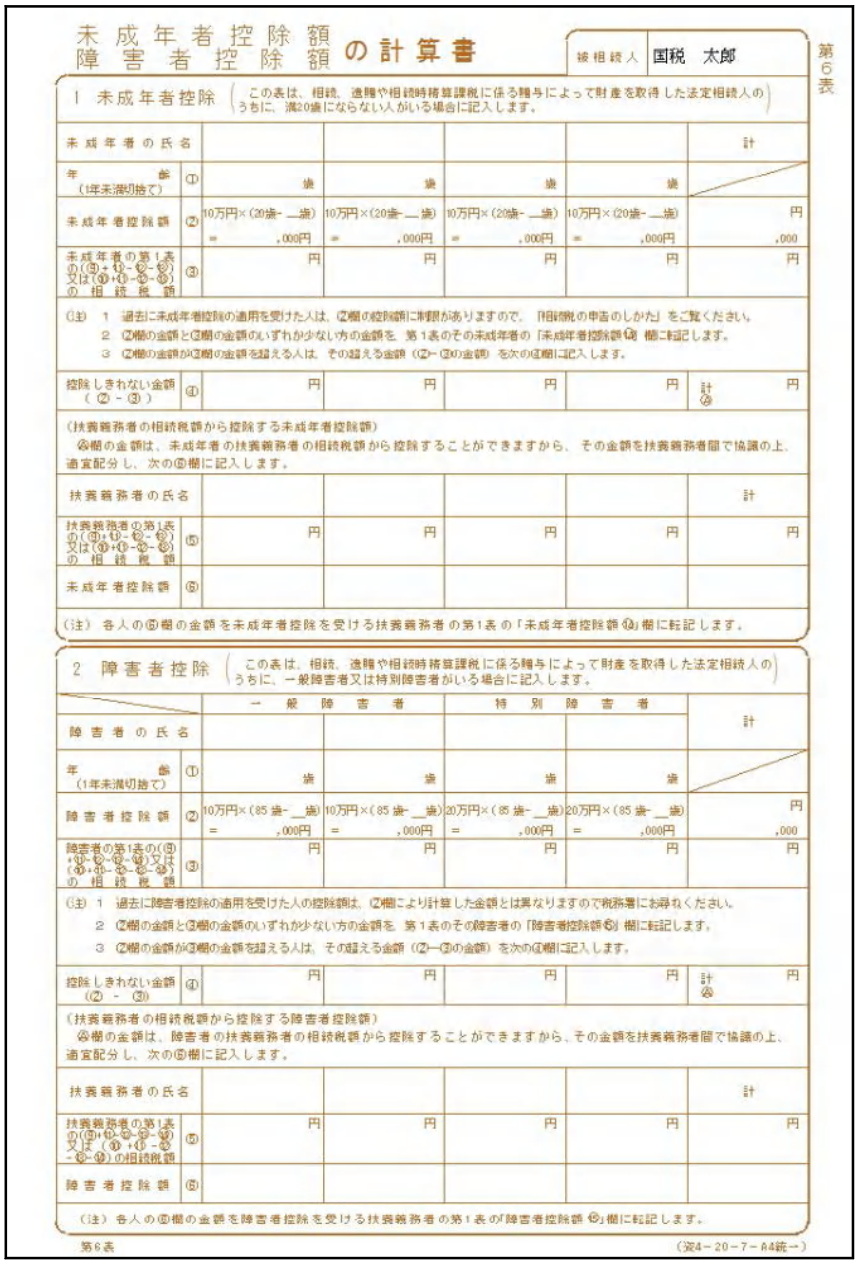

未成年者控除額
障害者控除額の計算書

被相続人　国税　太郎

第６表

１　未成年者控除（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳にならない人がいる場合に記入します。）

未成年者の氏名						計
年齢（1年未満切捨て）	①	歳	歳	歳	歳	
未成年者控除額	②	10万円×(20歳－　歳)＝　,000円	10万円×(20歳－　歳)＝　,000円	10万円×(20歳－　歳)＝　,000円	10万円×(20歳－　歳)＝　,000円	円 ,000
未成年者の第１表の(⑬＋⑭－⑮－⑯)又は(⑬＋⑭－⑮－⑯)の相続税額	③	円	円	円	円	円

（注）１　過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
２　②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第１表のその未成年者の「未成年者控除額⑭」欄に転記します。
３　②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額（②－③の金額）を次の④欄に記入します。

控除しきれない金額（②－③）	④	円	円	円	円	計 ⑰ 円

（扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額）
⑰欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑱欄に記入します。

扶養義務者の氏名						計
扶養義務者の第１表の(⑬＋⑭－⑮－⑯)又は(⑬＋⑭－⑮－⑯)の相続税額	⑤	円	円	円	円	円
未成年者控除額	⑥					

（注）各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第１表の「未成年者控除額⑭」欄に転記します。

２　障害者控除（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。）

		一般障害者		特別障害者		計
障害者の氏名						
年齢（1年未満切捨て）	①	歳	歳	歳	歳	
障害者控除額	②	10万円×(85歳－　歳)＝　,000円	10万円×(85歳－　歳)＝　,000円	20万円×(85歳－　歳)＝　,000円	20万円×(85歳－　歳)＝　,000円	円 ,000
障害者の第１表の(⑬＋⑭－⑮－⑯)又は(⑬＋⑭－⑮－⑯)の相続税額	③	円	円	円	円	円

（注）１　過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務署にお尋ねください。
２　②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第１表のその障害者の「障害者控除額⑮」欄に転記します。
３　②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額（②－③の金額）を次の④欄に記入します。

控除しきれない金額（②－③）	④	円	円	円	円	計 ⑱ 円

（扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額）
⑱欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑲欄に記入します。

扶養義務者の氏名						計
扶養義務者の第１表の(⑬＋⑭－⑮－⑯)又は(⑬＋⑭－⑮－⑯)の相続税額	⑤	円	円	円	円	円
障害者控除額	⑥					

（注）各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第１表の「障害者控除額⑮」欄に転記します。

第６表　（資４－２０－７－Ａ４統一）

自動転記

１②と③の金額のうち少ない方　→　第１表⑭
１⑥未成年者控除額　→　第１表⑭
２②と③の金額のうち少ない方　→　第１表⑮
２⑥障害者控除　→　第１表⑮

■ ポイント ■

相続人No.

未成年者または障害者を相続人No.で指定します。

１．未成年者控除では２０歳以上
２．障害者控除では８５歳以上

} の相続人No.を入力した場合クリアします。

《初期値設定》

下記の画面項目を初期値設定しています。手入力で変更が行えます。
空欄の場合、 演算 （Ｆ７）で初期値を表示します。

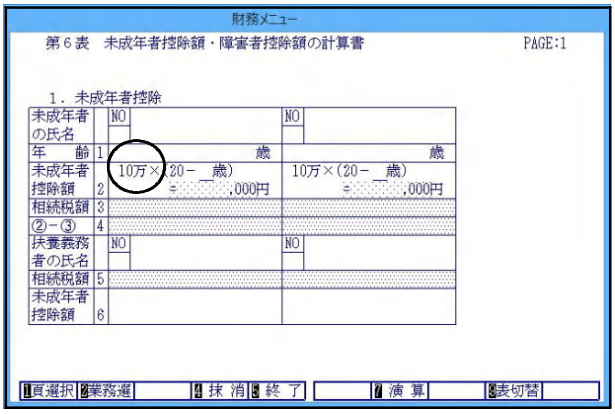

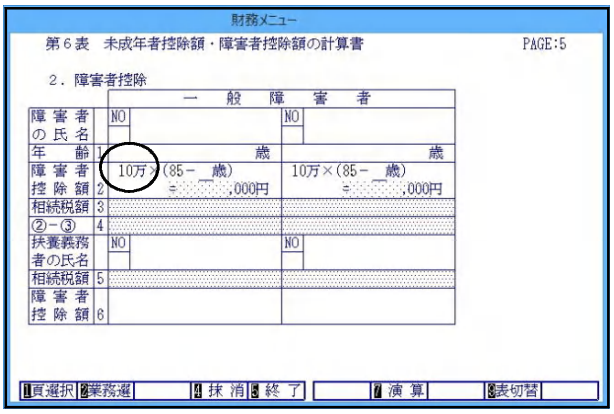

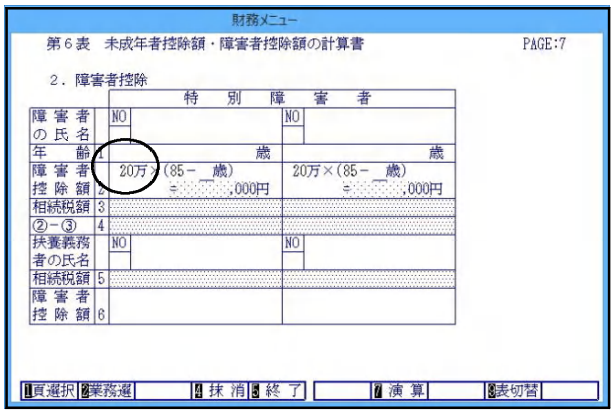

〔70〕：第７表

①
前の相続の年月日は必ず入力します。①に入力がないとデータの書込みは行いません。

②
被相続人登録の相続の年月日から転記します。

③
①と②から計算して表示。
１年未満切り捨て

氏名
相続人登録より相続人№の若い順に自動転記します。
（放棄した人を除く）

⑧
第１表④の合計

⑩
第１表④

Ⓑ
第１表④の合計

⑫ ⑬
フラグ付き手入力優先項目

氏名
相続人登録より相続人№の若い順に転記します。
（放棄した人を除く）

⑮
第３表④

©
第３表④の合計

⑰ ⑱
フラグ付き手入力優先項目

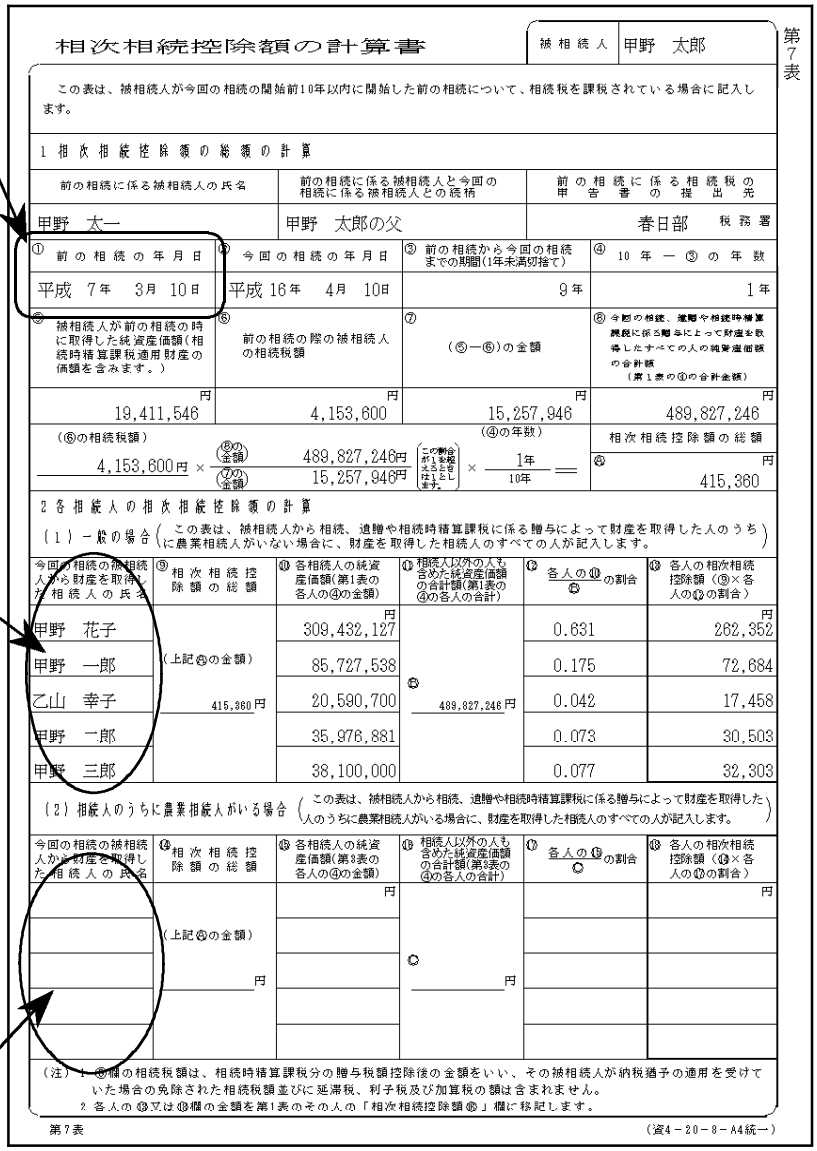

相次相続控除額の計算書　被相続人　甲野　太郎　第7表

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の総額の計算

前の相続に係る被相続人の氏名	前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄	前の相続に係る相続税の申告書の提出先
甲野　太一	甲野　太郎の父	春日部　税務署

① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間(1年未満切捨て)	④ 10年－③の年数
平成 7年 3月 10日	平成 16年 4月 10日	9年	1年

⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額(相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ (⑤－⑥)の金額	⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得したすべての人の純資産価額の合計額(第1表の④の合計金額)
円 19,411,546	円 4,153,600	円 15,257,946	円 489,827,246

(⑥の相続税額) 4,153,600円 × (⑧の金額 489,827,246円 / ⑦の金額 15,257,946円) (この割合が1を超えるときは1とします。) × (④の年数 1年/10年) ＝ ⑨ 相次相続控除額の総額 415,360円

2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人のすべての人が記入します。)

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑨ 相次相続控除額の総額	⑩ 各相続人の純資産価額(第1表の各人の④の金額)	⑪ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第1表の④の各人の合計)	⑫ 各人の⑩/Ⓑの割合	⑬ 各人の相次相続控除額(⑨×各人の⑫の割合)
甲野　花子	(上記⑨の金額) 415,360円	円 309,432,127	Ⓑ 489,827,246円	0.631	円 262,352
甲野　一郎		85,727,538		0.175	72,684
乙山　幸子		20,590,700		0.042	17,458
甲野　一郎		35,976,881		0.073	30,503
甲野　三郎		38,100,000		0.077	32,303

(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人のすべての人が記入します。)

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑭ 相次相続控除額の総額	⑮ 各相続人の純資産価額(第3表の各人の④の金額)	⑯ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第3表の④の各人の合計)	⑰ 各人の⑮/©の割合	⑱ 各人の相次相続控除額(⑭×各人の⑰の割合)
	(上記⑭の金額) 円	円	© 円		円

(注) 1 ⑥欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。
2 各人の⑬又は⑱欄の金額を第1表のその人の「相次相続控除額⑯」欄に移記します。

第7表　(資4－20－8－A4統一)

自動転記

⑬ 各人の相次相続控除額 → 第１表⑯
⑱　〃　→　〃

■ ポイント ■

「2.各相続人の相次相続控除額の計算」は、相続人登録で農業相続人を登録していない場合は「(1)一般の場合」を、農業相続人を登録している場合は「(2)相続人のうちに農業相続人がいる場合」を計算表示します。

・相続人の氏名

相続人登録で“相続放棄”に「1」（あり）を入力した人、または未分割割合に入力がない人以外を相続人№の若い順に表示します。

・⑬について

７表の⑬は各人の相続控除額の合計額と⑨がイコールでなければなりません。
プログラムでは誰を切り上げ、誰を切り捨てとするのか判定できない為、
全ての人を切り捨てしています。

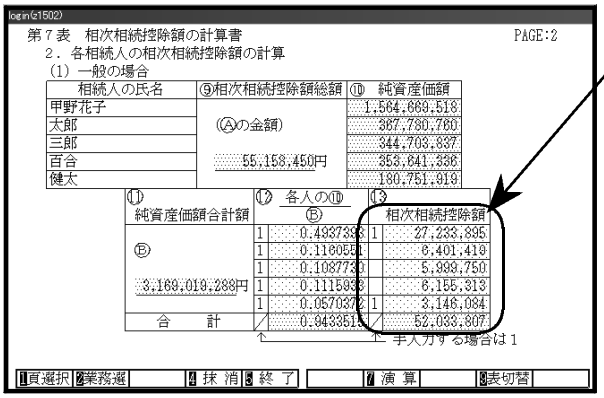

端数を切り上げる場合はフラグ『１』を入力し、金額を手入力するようにお願いします。

〔80〕：第８表

氏名

該当する相続人№を入力することにより氏名を自動転記します。

（手入力優先）

農業相続人の氏名

相続人登録より農業相続人に該当する人を相続人№の若い順に表示します。

２①

第３表の各農業相続人の⑫

２③

第１表の各農業相続人の⑱＋⑳

２④

第３表の各農業相続人の⑨

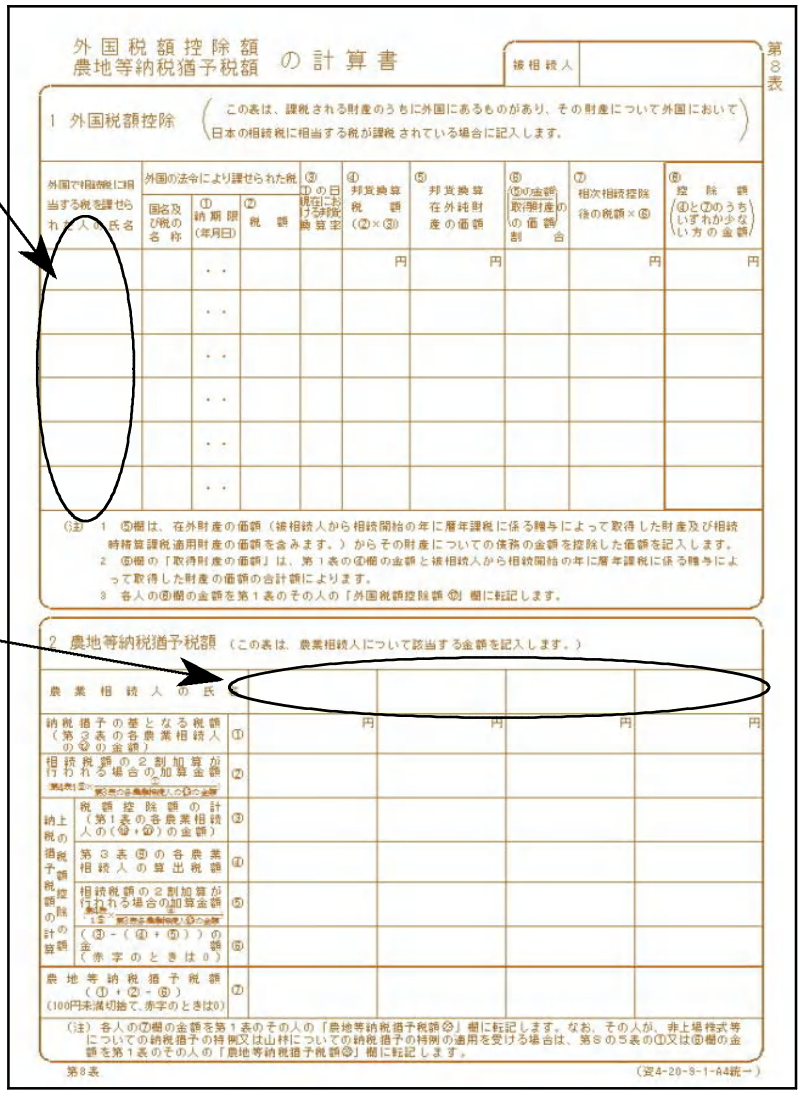

外国税額控除額
農地等納税猶予税額　の計算書

被相続人

第８表

１　外国税額控除　（この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。）

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税 国名及び税の名称	①納期限（年月日）	②税額	③①の日現在における邦貨換算率	④邦貨換算税額（②×③）	⑤邦貨換算在外純財産の価額	⑥⑤の金額のうち取得財産の価額の割合	⑦相次相続控除後の税額×⑥	⑧控除額（④と⑦のうちいずれか少ない方の金額）
		・・			円	円		円	円
		・・							
		・・							
		・・							
		・・							
		・・							

（注）１　⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
２　⑥欄の「取得財産の価額」は、第１表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
３　各人の⑧欄の金額を第１表のその人の「外国税額控除額㉑」欄に転記します。

２　農地等納税猶予税額　（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名					
納税猶予の基となる税額（第３表の各農業相続人の⑫の金額）	①	円	円	円	円
相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額	②				
納税猶予税額控除額の計算	税額控除額の計（第１表の各農業相続人の（⑱＋⑳））の金額	③				
	第３表⑨の各農業相続人の算出税額	④				
	相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額	⑤				
	（③－（④＋⑤））の金額（赤字のときは０）	⑥				
農地等納税猶予税額（①＋②－⑥）（100円未満切捨て、赤字のときは0）		⑦				

（注）各人の⑦欄の金額を第１表のその人の「農地等納税猶予税額㉓」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、第８の５表の①又は⑧欄の金額を第１表のその人の「農地等納税猶予税額㉓」欄に転記します。

第８表　（資4-20-8-1-A4統一）

自動転記

１⑧　控除額　　→　第１表⑰

２⑦　納税猶予税額　→　第１表㉓

〔90〕：第９表

受取人の氏名
該当する相続人№を入力することにより氏名を自動表示します。（フラグ付き手入力優先）

相続人登録の“法定相続分”が０以外の人を合計して表示。

②
上段手入力を優先して計算出力します。

「受取人の氏名」のうち、相続人登録で“未分割割合”に入力のある人が表示されます。
“相続放棄”が「1」（あり）の人は表示しません。
※転記してこない場合は「2、3 相続人の登録」を確認して下さい。

第９表

生命保険金などの明細書　被相続人　甲野　太郎

1　相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
			円	
千代田区○○2丁目×番×号	○○生命保険（相）	16・7・10	45,548,700	甲野　花子
〃	〃	16・7・10	5,000,000	甲野　花子
千代田区○○1丁目×番×号	××生命保険（相）	16・7・10	2,307,000	甲野　一郎
中央区○○2丁目×番×号	△△生命保険（株）	16・8・16	30,000,000	甲野　二郎
中央区○○1丁目×番×号	○○郵便局	16・9・3	2,541,908	甲野　二郎

（注）1　相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2　相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に移記します。
3　相続時精算課税適用財産は含まれません。

2　課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	第2表の㉔の〔法定相続人の数〕	㉕
	（500万円 × 5人 により計算した金額を右の㉕に記入します。）	円 25,000,000

保険金などを受け取った相続人の氏名	① 受け取った保険金などの金額	② 非課税金額 ㉕×各人の①/㉖	③ 課税金額 （①－②）
	円	円	円
甲野　花子	50,548,700	14,798,043	35,750,657
甲野　一郎	2,307,000	675,370	1,631,630
甲野　二郎	32,541,908	9,526,587	23,015,321
合計	㉖ 85,397,608	25,000,000	60,397,608

（注）1　㉕の金額が㉖の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は０となります。
2　③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に移記します。

第９表　（資4－20－10－A4統一）

自動転記

“未分割割合”に入力のない人または“相続放棄”「1」（あり）の人の

「受取金額」 → 第11表“その他の財産”、『生命保険等』のフラグと共に「価額」「取得した人の氏名」「取得財産の価額」欄へ

③ 課税金額 → 〃

■ポイント■

受取人の氏名

受取人が相続人登録の“未分割割合”に入力がない場合、または“相続放棄”が「1」（あり）の場合は「受取金額」「氏名」を直接第11表へ転記します。

保険金などを受け取った相続人の氏名

「1.相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など」で入力した“受取人の氏名”のうち、相続人登録で“未分割割合”に入力があり“相続放棄”していない人が表示します。

② 非課税金額

Ⓐ × 各人の① ÷Ⓑ を計算（**円未満切り捨て**）
上段の手入力データを優先して計算します。
円未満切り上げの場合は、金額を手入力して下さい。
Ⓑ の金額がⒶ の金額と同額となるように調整して下さい。

③ 課税金額

①－②を計算
第11表の「財産の明細」の「価額」へ転記します。

《初期値設定》

下記の画面項目を初期値設定しています。手入力で変更が行えます。
空欄の場合、 演算 （Ｆ７）で初期値を表示します。

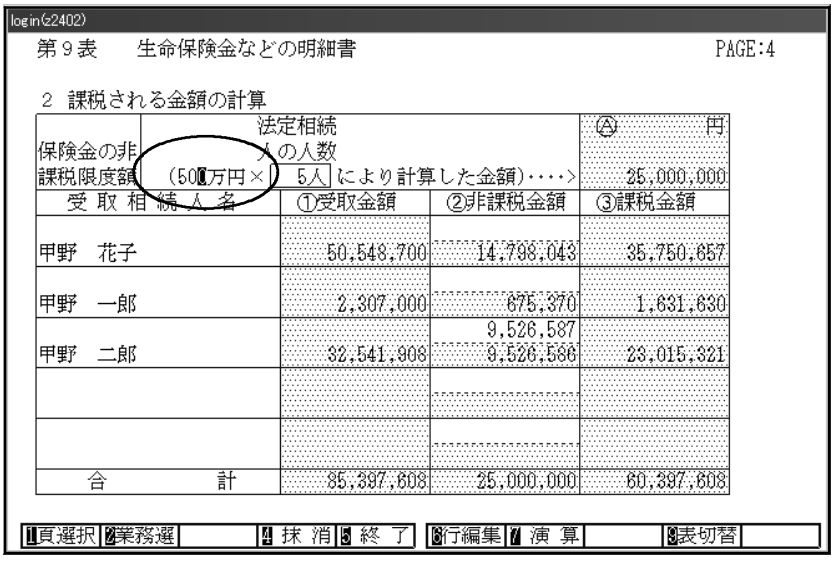

〔100〕：第１０表

受取人の氏名
該当する相続人№.を入力することにより氏名を自動表示します。（フラグ付き手入力優先）

相続人登録の“法定相続分”が０以外の人を合計して表示します。

②
上段手入力を優先して計算、出力します。

「受取人の氏名」のうち、相続人登録で“未分割割合”に入力がある人を表示します。
“相続放棄”が「1」（あり）の人は表示しません。
※転記しない場合は「相続人登録」を確認して下さい。

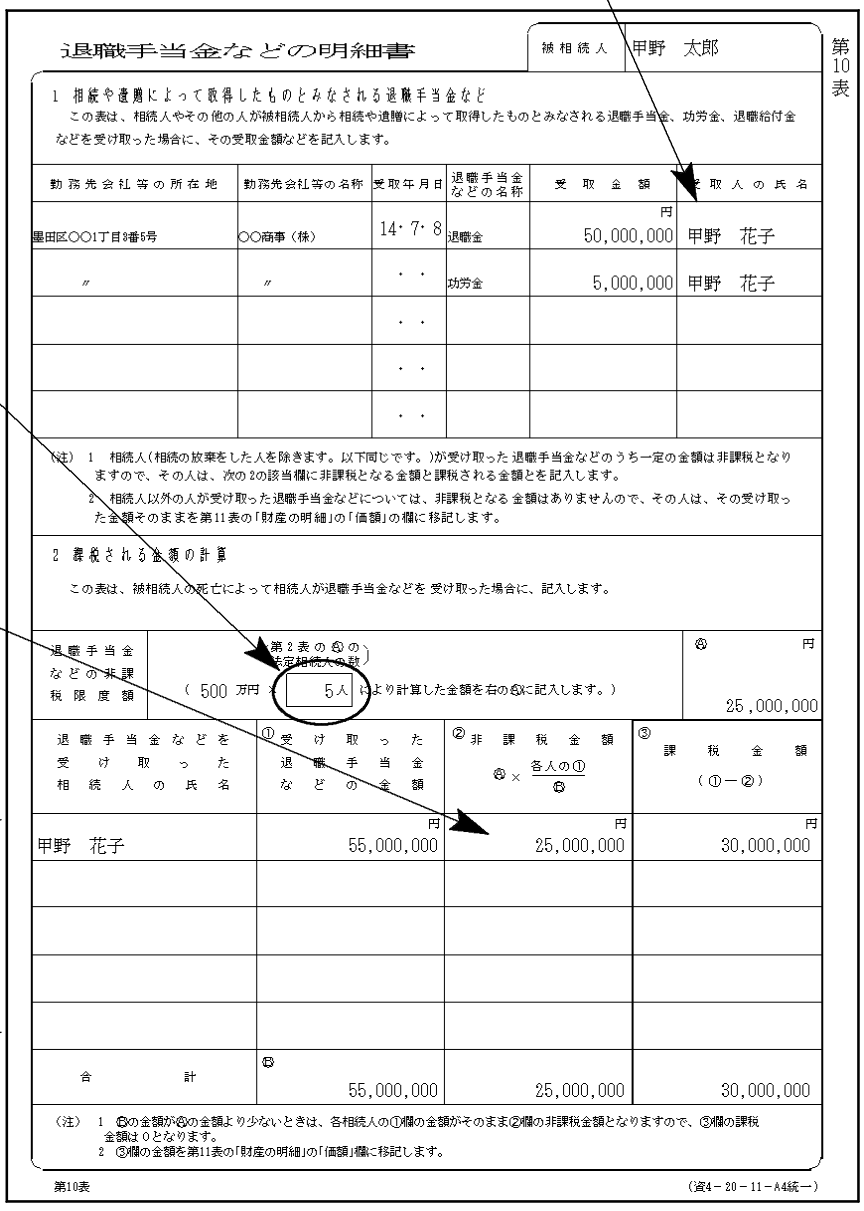

退職手当金などの明細書　被相続人　甲野　太郎　第10表

1　相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
墨田区○○1丁目3番5号	○○商事（株）	14・7・8	退職金	円 50,000,000	甲野　花子
〃	〃	・・	功労金	5,000,000	甲野　花子
		・・			
		・・			
		・・			

（注）1　相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2　相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に移記します。

2　課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	（第2表の㋑の法定相続人の数） （500万円 × 5人）により計算した金額を右の㋺に記入します。）	㋺ 円 25,000,000

退職手当金などを受け取った相続人の氏名	①受け取った退職手当金などの金額	②非課税金額 ㋺ × 各人の①／㋑	③課税金額（①－②）
甲野　花子	円 55,000,000	円 25,000,000	円 30,000,000
合計	㋑ 55,000,000	25,000,000	30,000,000

（注）1　㋺の金額が㋑の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2　③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に移記します。

第10表　（資4－20－11－A4統一）

自動転記

“未分割割合”に入力のない人または“相続放棄”「1」（あり）の人の

「受取金額」　→ 第11表“その他の財産”、『退職手当金等』のフラグと共に「価額」「取得した人の氏名」「取得財産の価額」欄へ

③ 課税金額 →　　〃

■ ポイント ■

受取人の氏名

受取人が相続人登録の“未分割割合”に入力がない場合、または“相続放棄”が「1」（あり）の場合は「受取金額」「氏名」を直接第11表へ転記します。

退職手当金などを受け取った相続人の氏名

「1. 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など」で入力した“受取人の氏名”のうち、相続人登録で“未分割割合”に入力があり“相続放棄”していない人を表示します。

② 非課税金額

Ⓐ × 各人の① ÷Ⓑ を計算（**円未満切り捨て**）

上段の手入力データを優先して計算します。

円未満切り上げの場合は、金額を手入力して下さい。

Ⓑ の金額が Ⓐ の金額と同額となるように調整して下さい。

③ 課税金額

①－②を計算

第11表の「財産の明細」の「価額」へ転記します。

《初期値設定》

下記の画面項目を初期値設定しています。手入力で変更が行えます。

空欄の場合、 演算 （Ｆ７）で初期値を表示します。

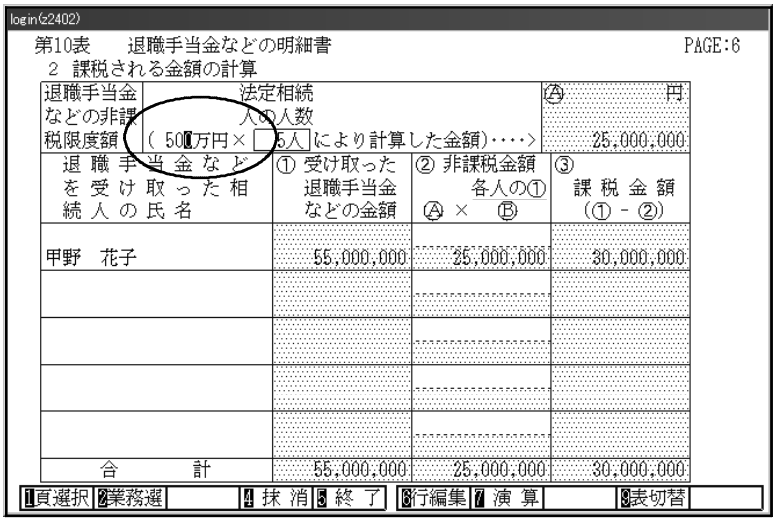

〔1〕～〔15〕〔30〕：第１１表

取得した人の氏名
該当する相続人№を入力するとすることにより
自動表示します。（手入力可能）

遺産の分割状況
〔1〕:第11表 1ページ目に区分の選択項目があります。
1. 全部分割
2. 一部分割
3. 全部未分割
のいずれかの番号を入力して下さい。

M欄
「9」を入力…
第９表『生命保険金』
「10」を入力…
第10表『退職手当金』
「11」を入力…
第11･11の２表の付表１
⑧『宅地』
を１行ずつ転記

合計は〔30〕第11表合計表で確認することが可能です。
又、合計は１枚より順にプリントできます。

相続税がかかる財産の明細書
（相続時精算課税適用財産を除きます。）

被相続人 甲野　太郎

第11表

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況　区分　1 全部分割　2 一部分割　3 全部未分割
分割の日　16･ 8･ 18

財産の明細 種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税評価額（円）	単価（円） 倍数	価額（円）	分割が確定した財産 取得した人の氏名	取得財産の価額（円）
土地	宅地	自用地（居住用）	春日部市○○ 3丁目5番16	300	11表の付表1のとおり	10,800,000	甲野　花子	5,400,000
							甲野　一郎	5,400,000
土地	宅地	貸家建付地	墨田区○○ 1丁目8番5	240		63,516,000	甲野　花子	63,516,000
		自用地	春日部市○○ 2丁目8番4	200	280000	56,000,000	甲野　花子	14,000,000
							甲野　二郎	14,000,000
							甲野　三郎	14,000,000
							乙山　幸子	14,000,000
土地	宅地	貸家建付地	春日部市○○ 1丁目1番地	1,000	427500	8,550,000	甲野　二郎	8,550,000
	（小計）					（ 138,866,000 ）		
土地	山林	普通山林	東京都○○郡 ○○131番2	30,000 345140	15	5,177,100	甲野　花子	5,177,100
	（小計）					（ 5,177,100 ）		
（（計））						（（ 144,043,100 ））		
家屋	家屋	自用家屋	春日部市○○ 3丁目5番地16	20,600 6247450	1.0	6,247,450	甲野　花子	6,247,450
	家屋	貸家	墨田区○○ 1丁目8番地5	18,450 8548000	0.7	5,983,600	甲野　花子	5,983,600
	家屋	〃	春日部市○○ 1丁目1番地(101号)	72.5 17207000	0.7	12,044,900	甲野　二郎	12,044,900
（（計））						（（ 24,275,950 ））		
有価証券	配当還元方	会社の株式	春日部市	1,000	50	50,000	甲野　一郎	50,000
	（小計）					（ 50,000 ）		
有価証券	その他方式	会社の株式	墨田区	6,000	777	59,000,000	甲野　花子	59,000,000
		〃	〃	1,000	777	10,000,000	甲野　三郎	10,000,000

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

合計表

財産を取得した人の名	（各人の合計）	甲野　花子	甲野　一郎	乙山　幸子	甲野　二郎	甲野　三郎
分割財産の価額①	円 497,743,186	円 310,604,327	円 70,837,939	円 20,590,700	円 57,610,221	円 38,100,000
未分割財産の価額②						
各人の取得財産の価額（①＋②）③	497,743,186	310,604,327	70,837,939	20,590,700	57,610,221	38,100,000

（注）1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に移記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から㉚までの該当欄に移記します。

第11表　（資4－20－12－1－A4統一）

自動転記
「合計表」③ 各人の取得財産の価額 → 第１表①

区分等の注記は1:第11表-1 Page1にも表示しています。

【種類NO.】

※必ず入力して下さい。
入力がない場合、第15表の集計が正しく行われません。

種類NO欄が空欄の場合、
演算(F7)で価額欄までのデータをクリアします。
必ず入力を行って下さい。

「１」･･･土地
「２」･･･家屋
「３」･･･事業用財産
「４」･･･有価証券
「５」･･･現金・預貯金等
「６」･･･家庭用財産
「７」･･･その他の財産
「８」･･･代償財産

【細目NO.】種類NO.ごとに変わります。

※必ず入力して下さい。入力がない場合、第15表の集計が正しく行われません。

＜１土地＞
［１］･･･田
［２］･･･畑
［３］･･･宅地
［４］･･･山林
［５］･･･その他の財産

＜４有価証券＞
［１］･･･同族 配当還元
［２］･･･同族 その他
［３］･･･その他株式
［４］･･･公債・社債
［５］･･･受益証券

＜３事業用財産＞
［１］･･･機械等
［２］･･･商品等
［３］･･･売掛金
［４］･･･その他の財産

＜７その他の財産＞
［１］･･･生命保険金等
［２］･･･退職手当金等
［３］･･･立木
［４］･･･その他

※＜家屋＞ ＜現金・預貯金等＞ ＜家庭用財産＞は細目NO.の設定はありません。

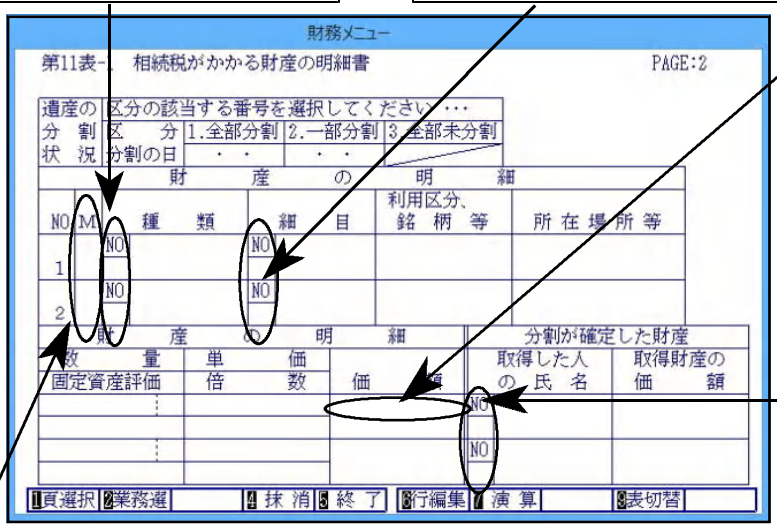

「8」代償財産の入力用として上段に金額が入力できます。
（上段に金額を入力した場合、未分割財産の計算に含まれません。）

相続人No.を入力します。
１行に１人の相続人の入力になります。
（データ集計の為）

【M欄】

● 計の表示と計算
「1」小計…前の“小計”“計”の次のデータからの計算
「2」計　…前の“計”の次の“小計”からの計算
「3」合計…総合計
「4」小計上限…前の“小計”“計”の次のデータから「4」までのデータを次の“小計”に含めない。
※「1」～「3」の計表示をした行には、データ入力できません。
「4」の小計上限の詳しい説明は「相続税入力の注意点付録4」を参照して下さい。

第11表-1 相続税がかかる財産の明細書

NO	M	財産の種類 NO	種類	財産の細目 NO	細目
3		1	土地	4	山林
4	1				(小 計)
5	2		((計))		

● 他表からのデータ転記
「９」 …第９表より『生命保険金』を転記
「10」 …第10表より『退職手当金』を転記
「11」 …第11･11の2表の付表1より『小規模宅地等』を転記
※それぞれ１行ずつ転記します。
転記するデータ行分“M”欄に入力して下さい。

第11表-1 相続税がかかる財産の明細書

NO	M	財産の種類 NO	種類	財産の細目 NO	細目
6	9	7	その他の財産	1	生命保険金
7	10	7	その他の財産	2	退職手当金
8	11	1	土地	3	宅地

■ ポイント ■

※後頁にある「相続税入力の注意点」付録３～付録５もご参照下さい。

●財産の明細

第９表・第10表・第11･11の２表の付表１から転記を行います。
転記する場合はM欄に以下のように入力して下さい。

「９」… 第９表より転記
「10」… 第10表より転記
「11」… 第11･11の２表の付表１より転記

※転記するデータは１行ずつですので、データの数分M欄に該当数字を入力して下さい。

例）

第９表

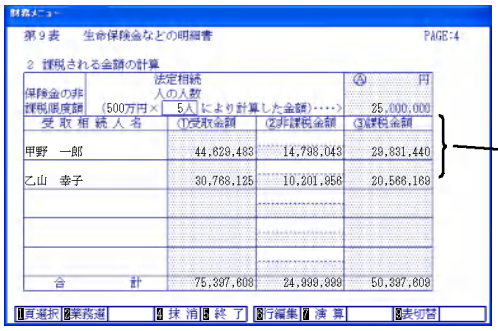

第11表

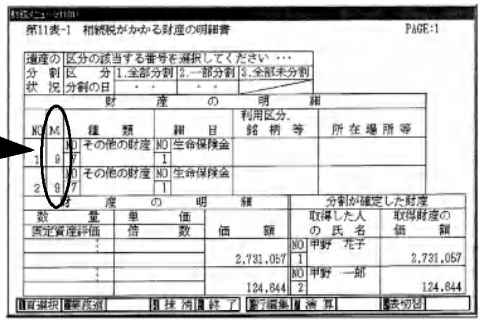
第11表-1　相続税がかかる財産の明細書　PAGE:1
遺産の分割状況　区分の該当する番号を選択してください・・・　区分　1.全部分割　2.一部分割　3.全部未分割　分割の日
財産の明細
NO　M　種類　細目　利用区分、銘柄等　所在場所等
1　8　7　NO　その他の財産　NO　生命保険金　1
2　8　7　NO　その他の財産　NO　生命保険金　1
財産の明細
数量　単価　倍数　価額　分割が確定した財産　取得した人の氏名　取得財産の価額
固定資産評価
NO　甲野　花子　1　2,731,057　2,731,057
NO　甲野　一郎　2　124,644　124,644

転記データ分「9」をM欄に入力

●〔30〕合計表

財産を取得した人の氏名
相続人登録の“未分割割合”に入力のある人または「財産の明細書」の“取得した人の氏名”に入力のある人を全て表示します。

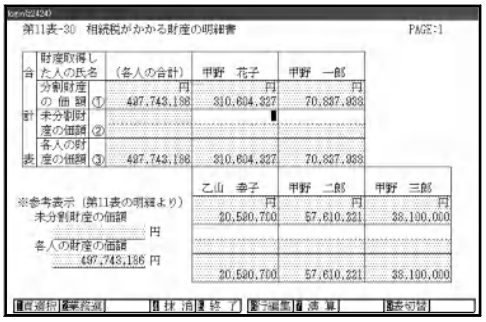

① 分割財産の価額
“取得した人の氏名”ごとに“取得財産の価額”を集計して表示します。
取得した人が配偶者で税額軽減の適用を受けようとする場合は、一般の場合第５表の①へ、配偶者以外が農業相続人の場合は⑪へ転記します。

② 未分割財産の価額
取得人別の未分割財産の価額は未分割財産の価額の合計額を相続人登録の“未分割割合”で按分して計算します。**（円未満切り捨て）**
上段手入力優先項目です。各人の②の合計 ＝ ②（各人の合計）となるように調整して下さい。
取得人が配偶者で税額軽減の適用を受けようとする場合は、一般の場合は第５表③へ、配偶者以外が農業相続人の場合は⑬へ転記します。

③ 各人の取得財産の価額
①＋②を計算します。
第１表の①へ転記します。
取得人が農業相続人で納税猶予の適用を受けようとする場合は、第12表の農業相続人の④へ転記します。

〔110〕：第１１の２表

贈与を受けた人の氏名
該当する相続人No.を入力することにより自動表示します。（手入力可能）

※相続人No.を入力していない場合、演算（Ｆ７）を押すとデータが消えてしまいますのでご注意下さい。

贈与を受けた人ごとの合計額
プリントは２ページで８人まで表示が可能です。

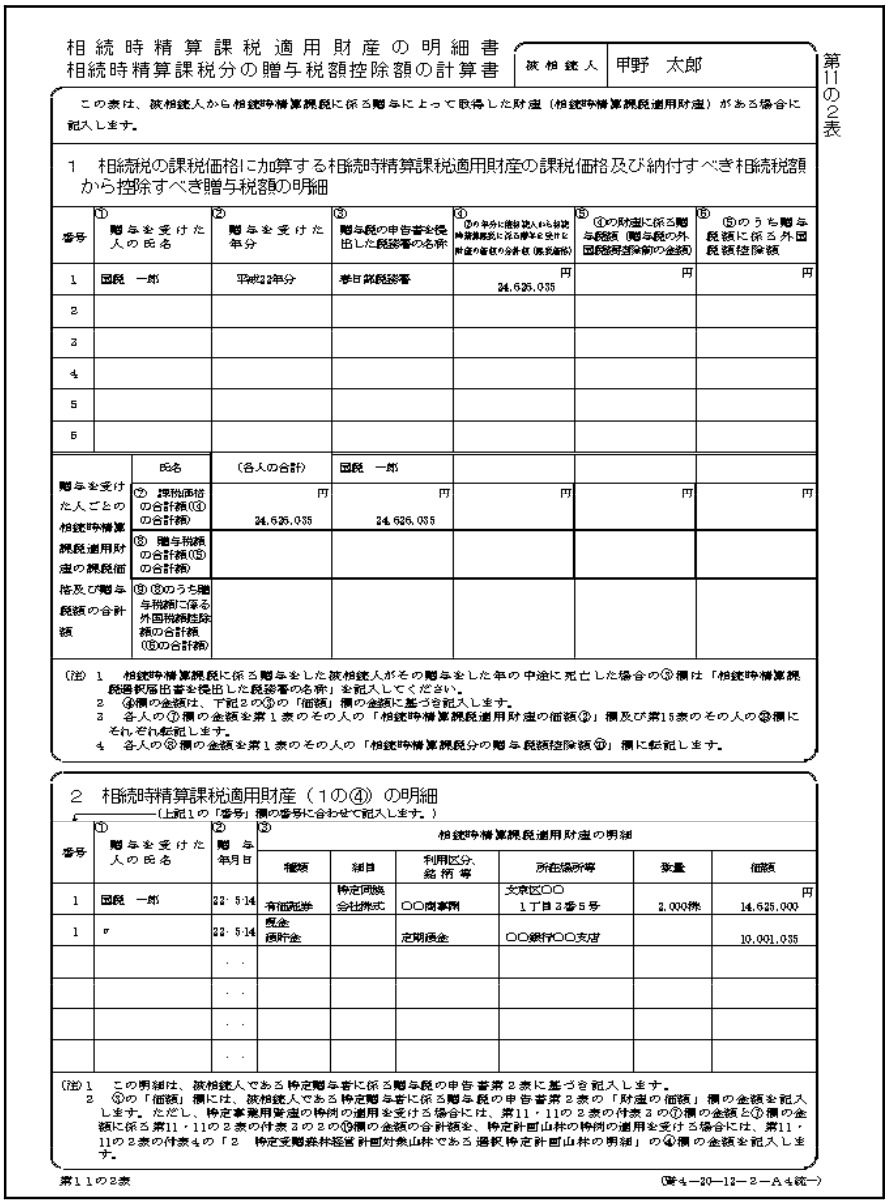

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人　甲野　太郎

第11の2表

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1　相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ⑦の金額に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑤ ④の財産に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1	国税　一郎	平成22年分	春日部税務署	円 24,625,035	円	円
2						
3						
4						
5						
6						

	氏名	（各人の合計）	国税　一郎			
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	⑦ 課税価格の合計額（④の合計額）	円 24,625,035	円 24,625,035	円	円	円
	⑧ 贈与税額の合計額（⑤の合計額）					
	⑨ ⑥のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額（⑥の合計額）					

（注）1　相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2　④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3　各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額⑦」欄及び第15表のその人の㉙欄にそれぞれ転記します。
4　各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑳」欄に転記します。

2　相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

（上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。）

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細 種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	価額
1	国税　一郎	22・5・14	有価証券	特定同族会社株式	○○商事㈱	文京区○○1丁目3番5号	3,000株	円 14,625,000
1	〃	22・5・14	現金預貯金		定期預金	○○銀行○○支店		10,001,035
		・・						
		・・						
		・・						
		・・						

（注）1　この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2　⑤の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑬欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑭欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2　特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

第11の2表　（資4－20－12－2－A4統一）

自動転記

各人の⑦の金額 → 第１表 ②
→ 第15表 ㉙

各人の⑧の金額 → 第１表 ⑳

〔112〕：第11･11の２表の付表２

氏名
該当する相続人№を入力することにより自動表示します。
（手入力可能）

特例の適用を受ける財産
該当する項目に「１」を入力すると、番号に○印がつきます。

①
200㎡は「１」、
400㎡は「２」を入力します。

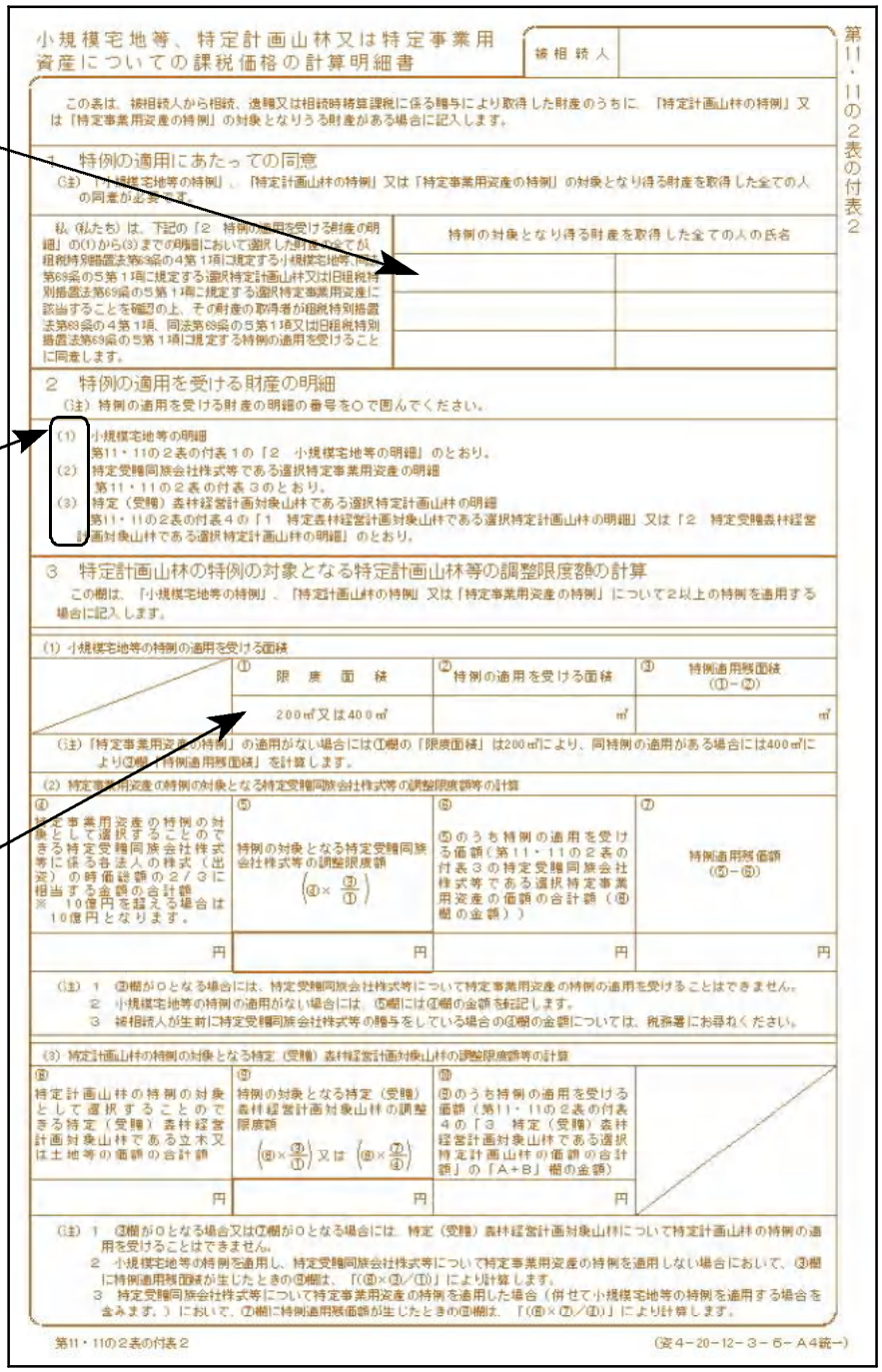

小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人

第11・11の２表の付表２

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となりうる財産がある場合に記入します。

１　特例の適用にあたっての同意

（注）「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私（私たち）は、下記の「２　特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産については、租税特別措置法第69条の４第１項に規定する小規模宅地等、同法第69条の５第１項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の５第１項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の４第１項、同法第69条の５第１項又は旧租税特別措置法第69条の５第１項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名	

２　特例の適用を受ける財産の明細

（注）特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

(1)　小規模宅地等の明細
第11・11の２表の付表１の「２　小規模宅地等の明細」のとおり。
(2)　特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の２表の付表３のとおり。
(3)　特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の２表の付表４の「１　特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「２　特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。

３　特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について２以上の特例を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

	① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積	③ 特例適用限度面積（①－②）
	200㎡又は400㎡	㎡	㎡

（注）「特定事業用資産の特例」の適用がない場合には①欄の「限度面積」は200㎡により、同特例の適用がある場合には400㎡により②欄「特例適用限度面積」を計算します。

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算

④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式（出資）の時価総額の２／３に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額（④×③／①）	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の２表の付表３の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額（⑧欄の金額））	⑦ 特例適用限度価額（⑤－⑥）
円	円	円	円

（注）１　④欄が０となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
２　小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。
３　被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

⑧ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑨ 特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額（⑧×③／①）又は（⑧×③／④）	⑩ ⑨のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の２表の付表４の「３　特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A＋B」欄の金額）	
円	円	円	

（注）１　⑧欄が０となる場合又は⑩欄が０となる場合には、特定（受贈）森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。
２　小規模宅地等の特例を適用し、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、⑨欄に特例適用限度額が生じたときの⑩欄は、「（⑧×③／①）」により計算します。
３　特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合（併せて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。）において、⑦欄に特例適用限度価額が生じたときの⑩欄は、「（⑧×⑦／④）」により計算します。

第11・11の２表の付表２　　（資４－20－12－３－６－Ａ４統一）

■ ポイント ■

特定事業用資産の調整限度額の計算

(2)「特定同族会社株式等の調整限度額の計算」は、④に金額を入力すると計算を行いますが、③が０円の場合は計算しません。

(3)「特定森林施業計画山林の調整限度額の計算」は、⑧に金額を入力すると計算を行いますが、③又は⑦が０円の場合は計算しません。

〔111〕：第11･11の２表の付表１

第11・11の２表の付表１(別表)より③④へ転記することができます。

第11・11の２表の付表１(別表)より③④を転記する場合は「１」を入力します。
※番号と取得者No.が一致した場合のみ転記。転記後、「1」のフラグをクリアします。

第11･11の2表の付表1　小規模宅地等の課税価格の計算明細書
※(別表)より番号と氏名Noが一致する③④を転記する場合は「1」…

氏名
該当する相続人No.を
入力することにより
自動表示します。
(手入力可能)

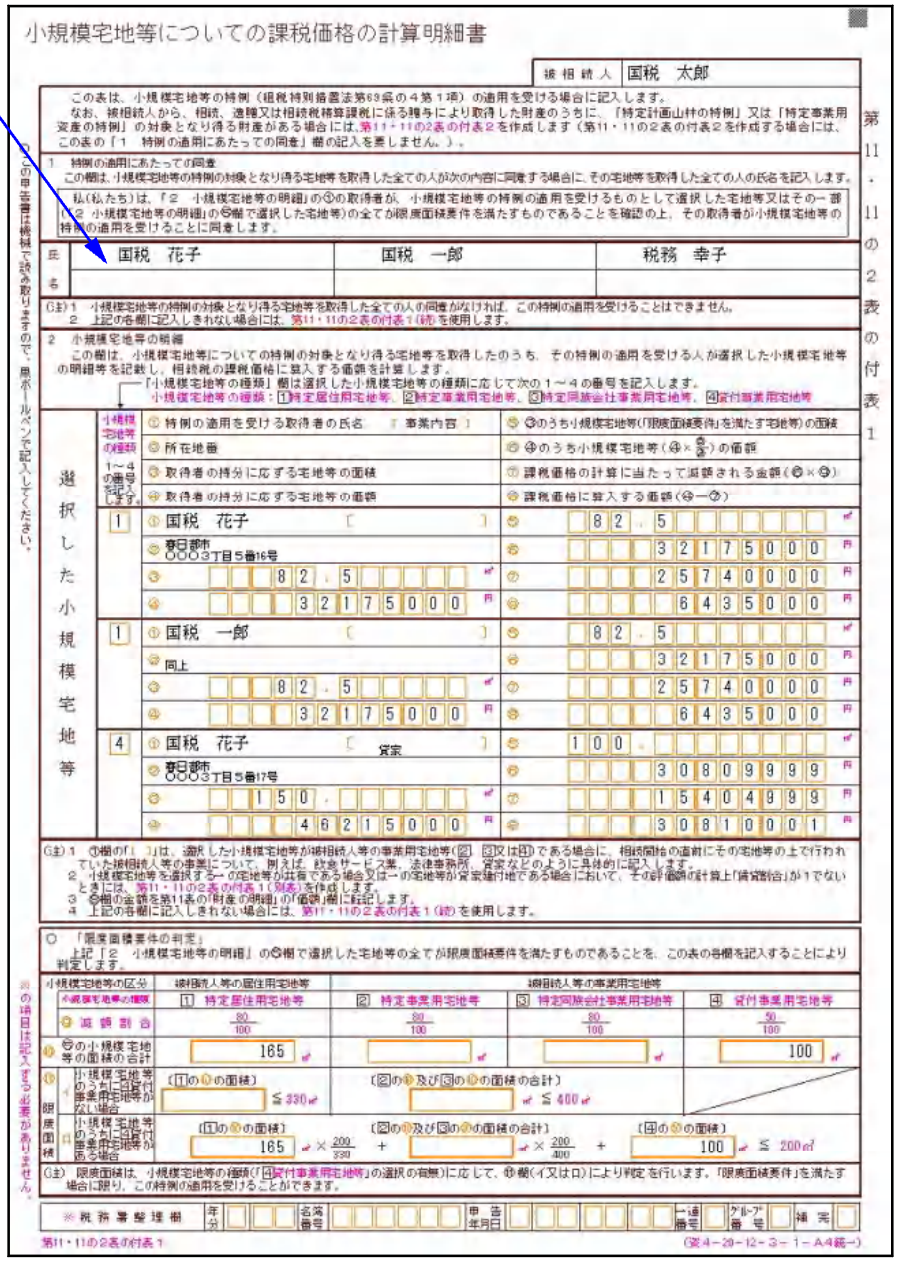

自動転記

⑧ 宅地等について課税価格に算入する価額 →
第11表“土地”、『宅地』のフラグと共に「価額」「取得した人の氏名」欄へ

■ ポイント ■

種類　小規模宅地等の種類番号を入力して下さい。

種類No.(H27)	小規模宅地等の種類
1	特定居住用宅地等
2	特定事業用宅地等
3	特定同族会社事業用宅地等
4	貸付事業用宅地等

※種類番号により割合を自動表示します。
15行入力できますが、足りない場合はＷＰ版等で作成し、合計を手入力して下さい。

割合　画面PAGE:1で初期値を表示しています。(手入力可能)
この初期値に基づき、種類番号別に割合を自動表示します。

《初期値設定》

「課税価格の計算に当たって減額される金額の割合」項目に初期値を設定しています。
手入力で変更が行えます。空欄の場合、 演算 (Ｆ７)で初期値を表示します。

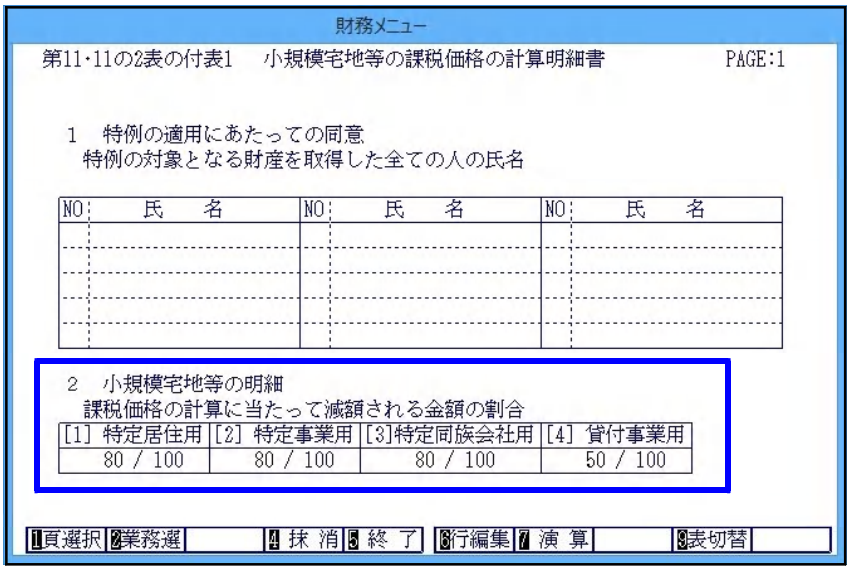
財務メニュー
第11･11の2表の付表1　小規模宅地等の課税価格の計算明細書　PAGE:1
1　特例の適用にあたっての同意
特例の対象となる財産を取得した全ての人の氏名
NO 氏　名 NO 氏　名 NO 氏　名
2　小規模宅地等の明細
課税価格の計算に当たって減額される金額の割合
[1] 特定居住用 [2] 特定事業用 [3]特定同族会社用 [4] 貸付事業用
80 / 100 80 / 100 80 / 100 50 / 100
1頁選択 2業務選 4抹 消 5終 了 6行編集 7演 算 8表切替

[113][114]：第11･11の２表の付表１（別表）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（別表）を入力します。
一つの宅地についてのみ作成できます。二つ以上の場合はワープロ版等で作成して下さい。

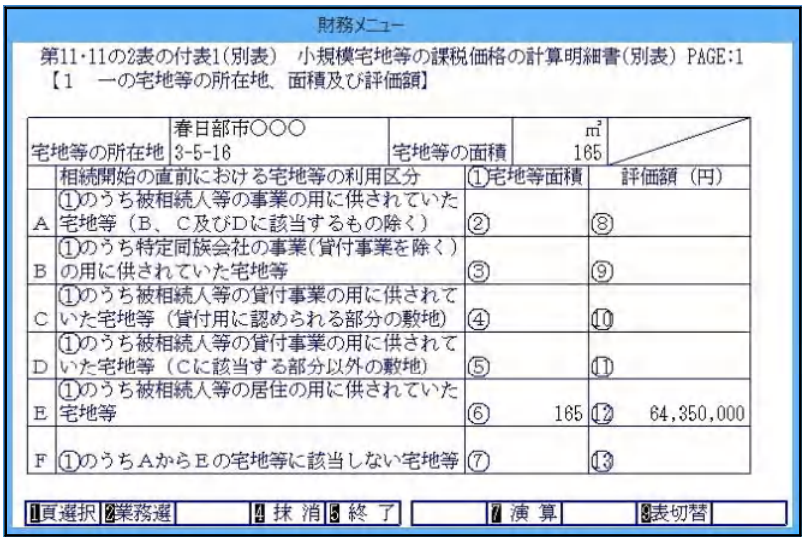

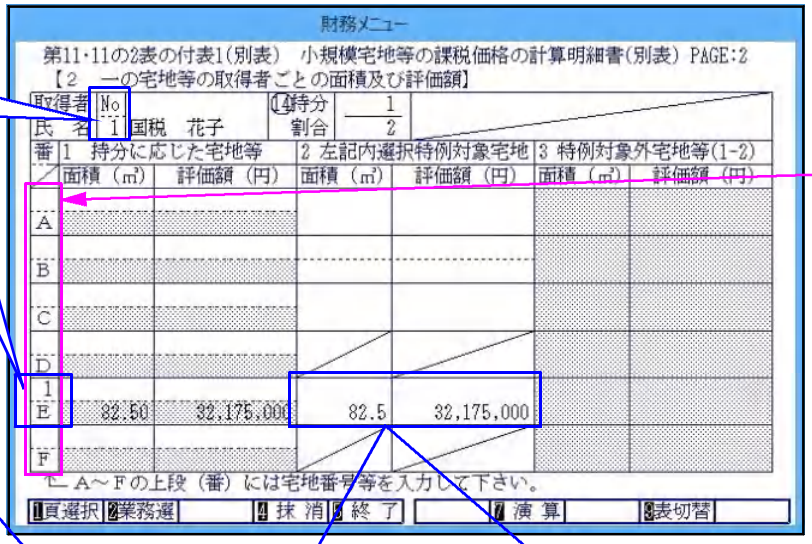

宅地番号と取得者氏名No.が一致した場合、別表の数字を付表③④へ転記します。

各Ａ～Ｆの上段に宅地番号を入力して下さい。

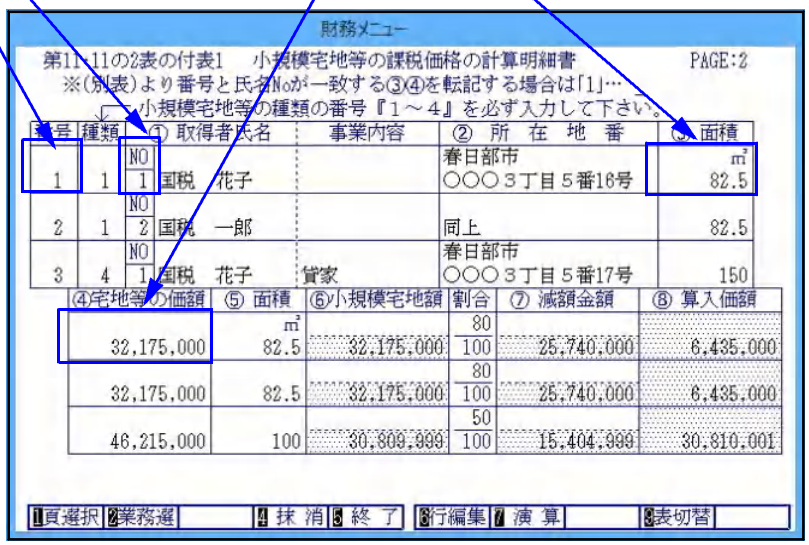
財務メニュー
第11･11の2表の付表1　小規模宅地等の課税価格の計算明細書　PAGE:2
※(別表)より番号と氏名Noが一致する③④を転記する場合は「1」…
←小規模宅地等の種類の番号『1～4』を必ず入力して下さい。
番号 種類 ① 取得者氏名 事業内容 ② 所在地番 ③ 面積
1 1 NO 1 国税　花子　春日部市○○○3丁目5番16号　㎡ 82.5
2 1 NO 2 国税　一郎　同上　82.5
3 4 NO 1 国税　花子　貸家　春日部市○○○3丁目5番17号　150
④宅地等の価額 ⑤ 面積 ⑥小規模宅地額 割合 ⑦ 減額金額 ⑧ 算入価額
32,175,000　㎡ 82.5　32,175,000　80/100　25,740,000　6,435,000
32,175,000　82.5　32,175,000　80/100　25,740,000　6,435,000
46,215,000　100　30,809,999　50/100　15,404,999　30,810,001
1頁選択 2業務選 4抹消 5終了 8行編集 7演算 8表切替

持分割合に応じて自動計算します。

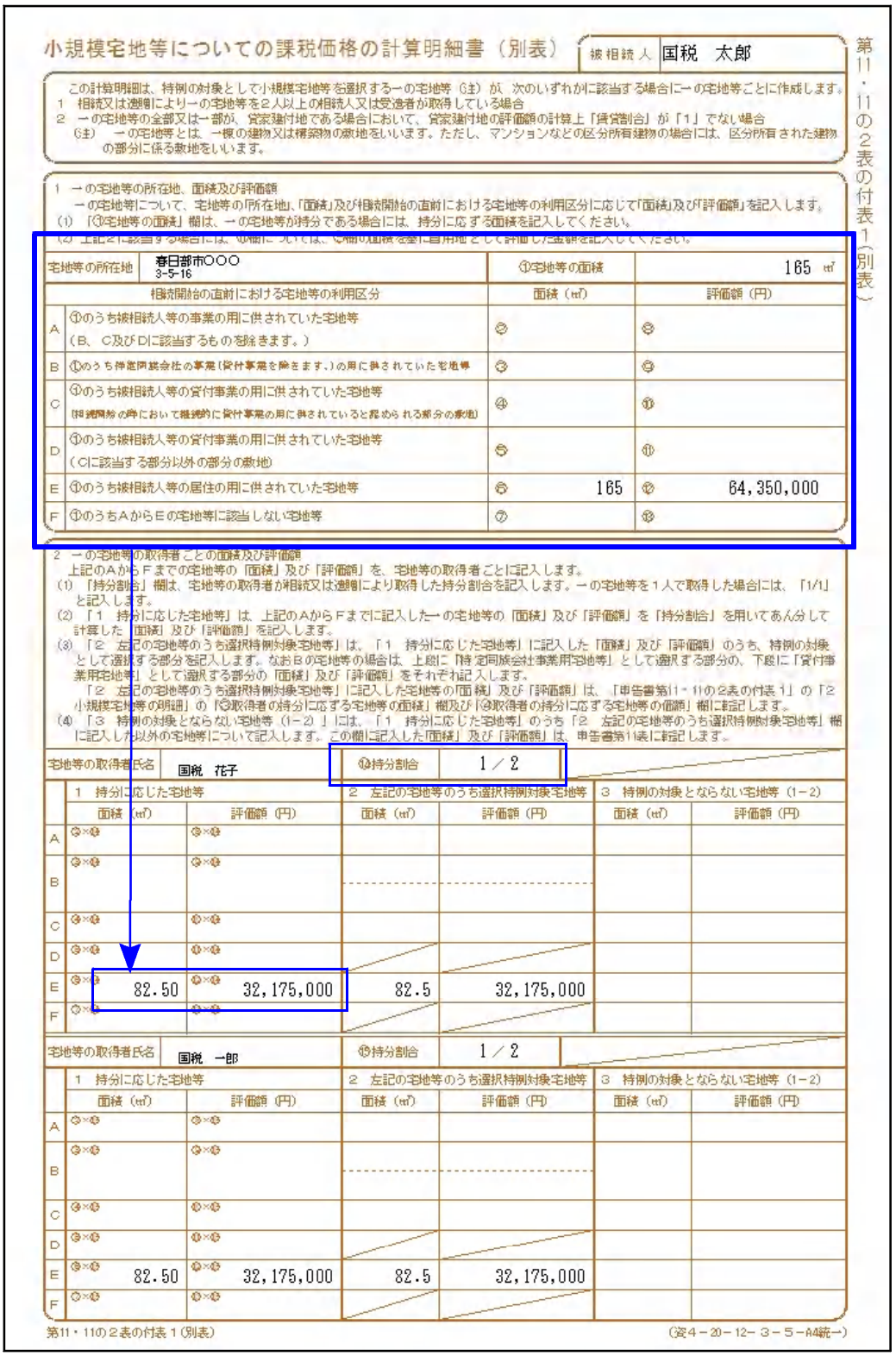

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表）

被相続人　国税　太郎

第11・11の2表の付表1（別表）

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。
1　相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
2　一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
（注）　一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1　一の宅地等の所在地、面積及び評価額
一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び「相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。
(1)　「③宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
(2)　上記2に該当する場合には、その欄については、宅地の面積を貸宅地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	春日部市○○○ 3-5-16	③宅地等の面積	165 ㎡
	相続開始の直前における宅地等の利用区分	面積（㎡）	評価額（円）
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	㉑	㉕
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	㉒	㉖
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時において継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	㉓	㉗
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	㉔	㉘
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	㉕ 165	㉙ 64,350,000
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	㉖	㉚

2　一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額
上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。
(1)　「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
(2)　「1　持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
(3)　「2　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1　持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なおBの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
「2　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2　小規模宅地等の明細」の「⑧取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「⑨取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。
(4)　「3　特例の対象とならない宅地等（1－2）」には、「1　持分に応じた宅地等」のうち「2　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名　国税　花子　⑩持分割合　1／2

	1　持分に応じた宅地等		2　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3　特例の対象とならない宅地等（1－2）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	㉑×⑩	㉕×⑩				
B	㉒×⑩	㉖×⑩				
C	㉓×⑩	㉗×⑩				
D	㉔×⑩	㉘×⑩				
E	㉕×⑩ 82.50	㉙×⑩ 32,175,000	82.5	32,175,000		
F	㉖×⑩	㉚×⑩				

宅地等の取得者氏名　国税　一郎　⑩持分割合　1／2

	1　持分に応じた宅地等		2　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3　特例の対象とならない宅地等（1－2）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	㉑×⑩	㉕×⑩				
B	㉒×⑩	㉖×⑩				
C	㉓×⑩	㉗×⑩				
D	㉔×⑩	㉘×⑩				
E	㉕×⑩ 82.50	㉙×⑩ 32,175,000	82.5	32,175,000		
F	㉖×⑩	㉚×⑩				

第11・11の2表の付表1（別表）　（資4－20－12－3－5－A4統一）

〔121〕～〔126〕：第１２表

農業相続人
該当する相続人№.を入力することにより
自動表示します。

「11表より転記する場合は１」
に「1」を入力し、農業相続人を
指定すると、
第11表の該当相続人の「田」「畑」
のデータを転記

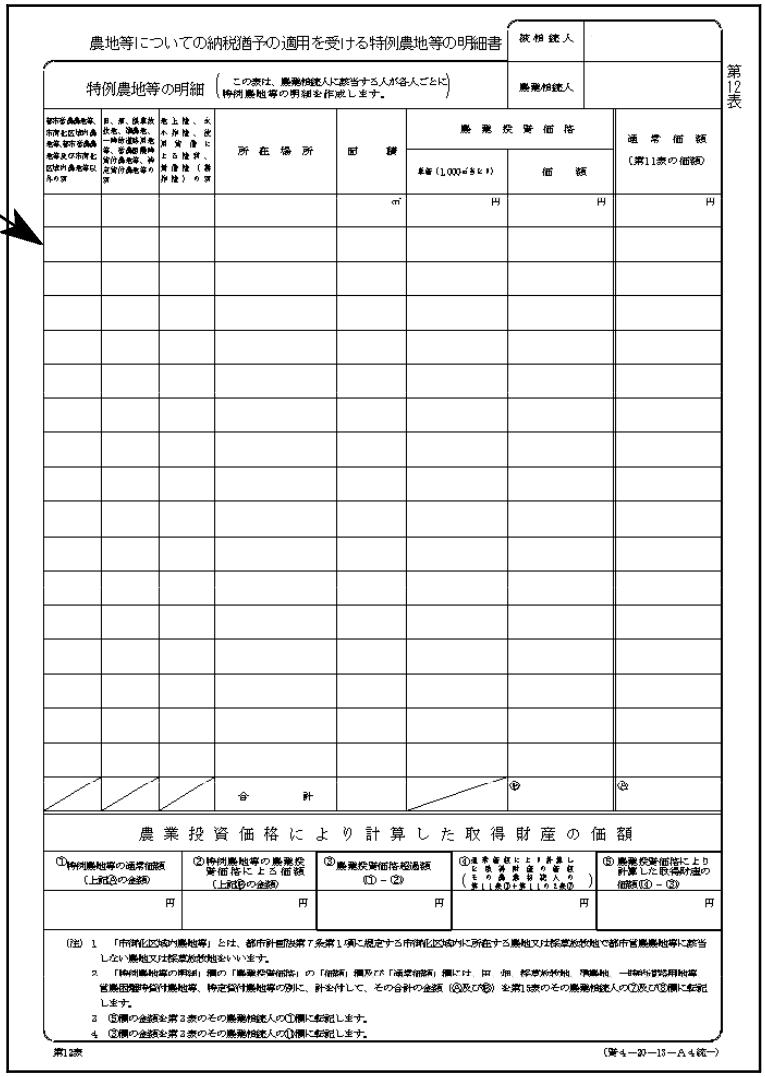
農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書

被相続人

特例農地等の明細（この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに特例農地等の明細を作成します。）

農業相続人

第12表

都市営農農地等、市街化区域内農地等、都市営農農地等及び市街化区域内農地等以外の別	田、畑、採草放牧地、準農地、一時使用地等、普通農地等、特定貸付農地等の別	地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（賃貸借）の別	所在場所	面積	農業投資価格 単価（1,000㎡当たり）	農業投資価格 価額	通常価額（第11表の価額）
				㎡	円	円	円
			合計			⑦	⑧

農業投資価格により計算した取得財産の価額

①特例農地等の通常価額（上表⑧の金額）	②特例農地等の農業投資価格による価額（上表⑦の金額）	③農業投資価格超過額 ①－②	④通常価額により申告した特例農地等の価額（第11表⑧－第11表の２表⑦）	⑤農業投資価格により計算した取得財産の価額 ①－②
円	円	円	円	円

（注）１　「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第７条第１項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
２　「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「単価」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時使用地等、普通農地等、特定貸付農地等の別に、計を付して、その合計の金額（⑦及び⑧）を第11表のその農業相続人の⑦及び⑧欄に転記します。
３　⑦欄の金額を第３表のその農業相続人の①欄に転記します。
４　⑧欄の金額を第３表のその農業相続人の①欄に転記します。

第12表　（第４－20－13－Ａ４統一）

④
第11表 該当相続人の③
＋第11表の２表⑦

自動転記

合計Ⓐ　→ 第15表⑦
合計Ⓑ　→ 第15表⑧
③農業投資価格超過額→ 第３表⑪
⑤取得財産の価額　→ 第３表①

■ ポイント ■

第12表はひとメニューにつき農業相続人１人分の入力となっています。（計３人分の１人２枚出力）複数の農業相続人がいる場合は、メニューを分けて入力して下さい。

１人分　〔121〕：第12表-1(1)・〔122〕：第12表-1(2)
２人分　〔123〕：第12表-2(1)・〔124〕：第12表-2(2)
３人分　〔125〕：第12表-3(1)・〔126〕：第12表-3(2)

第11表から転記を行う場合「11表より転記する場合は１」に「1」を入力し、「農業相続人」に該当する№.を入力して下さい。
第11表の「田」「畑」のデータを転記します。
転記後「11表より転記する場合は１」のフラグをクリアします。

〔131〕～〔134〕：第１３表

負担する人の氏名
該当する相続人№を入力することにより
自動表示します。（手入力可能）

負担する人の氏名
「1.債務の明細」の“負担する人の氏名”は相続人登録で“相続放棄”を選択している場合、入力できません。

債務などを承継した人の氏名
明細欄に入力のある相続人を相続№の若い順に表示します。
確定していない債務②・葬式費用⑤がある場合は、相続人登録の“未分割割合”に入力のある人を相続人№の若い順に表示します。

第13表

債務及び葬式費用の明細書　被相続人　甲野　太郎

1 債務の明細　（この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

債務の明細						負担することが確定した債務	
種類	細目	債権者 氏名又は名称	債権者 住所又は所在地	発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額
公租公課	14年度固定資産税	市役所		16・1・1 ・・	345,900	甲野　花子	345,900
〃	〃	都税事務所		16・1・1 ・・	250,800	甲野　一郎	250,800
〃	〃	町役場		16・1・1 ・・	4,800	甲野　花子	4,800
〃	所得税	税務署		16・1・1 ・・	310,800	甲野　花子	310,800
〃	住民税	市役所		16・1・1 ・・	510,700	甲野　花子	510,700
銀行借入金	証書	銀行 春日部		13・12・14 21・12・14	21,633,340	甲野　二郎	21,633,340
合計					23,056,340		

2 葬式費用の明細　（この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用	
支払先 氏名又は名称	支払先 住所又は所在地	支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
寺	春日部	16・4・12	2,000,000	甲野　一郎	2,000,000
ﾀｸｼｰ	春日部	16・4・12	150,600	甲野　一郎	150,600
商店	春日部	16・4・12	100,900	甲野　一郎	100,900
酒店	春日部	16・4・12	20,300	甲野　一郎	20,300
葬儀社	春日部	16・4・12	2,000,000	甲野　一郎	2,000,000
その他	別紙	・・	87,800	甲野　一郎	87,800
合計			4,359,600		

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名			（各人の合計）	甲野　花子	甲野　一郎	甲野　二郎	
債務	負担することが確定した債務	①	23,056,340	1,172,200	250,800	21,633,340	
	負担することが確定していない債務	②					
	計（①+②）	③	23,056,340	1,172,200	250,800	21,633,340	
葬式費用	負担することが確定した葬式費用	④	4,359,600		4,359,600		
	負担することが確定していない葬式費用	⑤					
	計（④+⑤）	⑥	4,359,600		4,359,600		
合計（③+⑥）		⑦	27,415,940	1,172,200	4,610,400	21,633,340	

（注）1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に移記します。
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の㉝、㉞及び㊱欄にそれぞれ移記します。

第13表　（資4－20－14－Ａ４統一）

自動転記

③ 債務計　→ 第15表 ㉝
⑥ 葬式費用計　→ 第15表 ㉞
⑦ 合計　→ 第１表 ③

■ ポイント ■

負担する人の氏名

負担する相続人No.を入力することにより相続人登録より自動表示します。
「1.債務の明細」の負担する人の氏名は、相続人登録で“相続放棄”を選択している場合、相続人No.をクリアします。

債務などを承継した人の氏名

明細欄の「負担する人の氏名」に入力のある相続人を相続人No.の若い順に表示します。負担することが確定していない債務②または負担することが確定していない葬式費用⑤がある場合、相続人登録の“未分割割合”に入力のある相続人を相続人No.の若い順に表示します。

①･④ 負担することが確定した債務・葬式費用

明細欄の負担する金額を相続人ごとに集計して表示します。

②･⑤ 負担することが確定していない債務・葬式費用

②･⑤ 各人の合計（債務または葬式費用の合計－①または④の合計）を相続人登録の“未分割割合”で按分して計算します。**（円未満切り捨て）**
上段手入力優先項目です。
手入力を行う場合は、上段に『全員手入力』して下さい。
各人の②･⑤合計＝②･⑤（各人の合計）となるように調整して下さい。

〔141〕〔142〕：第１４表

贈与を受けた人の氏名
該当する相続人No.を
入力することにより
自動表示します。
（手入力可能）

該当するNo.を選択する
ことにより、プリント
時に〇を印字します。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産　の明細書

被相続人　国税　太郎　　第14表

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人(注)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

(注) 被相続人から租税特別措置法第70条の2の3第1項非課税から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の課税(第10項第2号に規定する管理期間以外の財産を取得しなかった人は除きます(相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している人を除く。)。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	①価額	②①の価額のうち特定贈与財産の価額	③相続税の課税価格に加算される価額(①-②)
1	国税　花子	25・1・10	土地	宅地	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	50.00㎡	20,000,000円	20,000,000円	0円
2	〃	23・6・1	現金預貯金	現金	〃		1,000,000		1,000,000
3	税務　幸子	23・6・1	〃	〃	〃		2,000,000		2,000,000
4		・・							
贈与を受けた人ごとの③欄の合計額	氏名	(各人の合計)	国税　花子	税務　幸子					
	④金額	3,000,000円	1,000,000円	2,000,000円			円		円

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

(受贈配偶者) 私 国税　花子 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 1 (受贈財産の番号)の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額」欄及び第15表の⑳欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	価額	出資持分の定めのない法人などの所在地・名称
				円	
		合計			

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

① 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第161号)附則第57条第11項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の3第11項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含みます。)をしましたので、租税特別措置法第70条第11項の規定の適用を受けます。

② 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。

③ 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年6月22日法律第70号)附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人に対し、その法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附を含みます。)をしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	価額	公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした相続人等の氏名
25・10・3	現金預貯金	現金	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号		2,000,000円	日本赤十字社	国税　花子
・・							
			合計		2,000,000		

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

第14表　(資4－20－15－A4統一)

自動転記

④ 合計額 → 第１表 ⑤、第15表㊲

〔151〕〔152〕：第１５表

※第11表において「種類No.」及び「細目No.」に入力がないと、第15表の集計が正しく行われませんのでご注意下さい。

氏名
相続人登録の相続人No.
が若い順に表示します。

①～⑥および⑨～㉗
第11表 各相続人の細目ごとに転記

⑦
第12表 該当相続人の合計Ⓐ

⑧
第12表 該当相続人の合計Ⓑ

㉛㉜
必要に応じて金額を手入力して下さい。

㉝
第13表 該当相続人の③

㉞
第13表 該当相続人の⑥

㊲
第14表 該当相続人の④

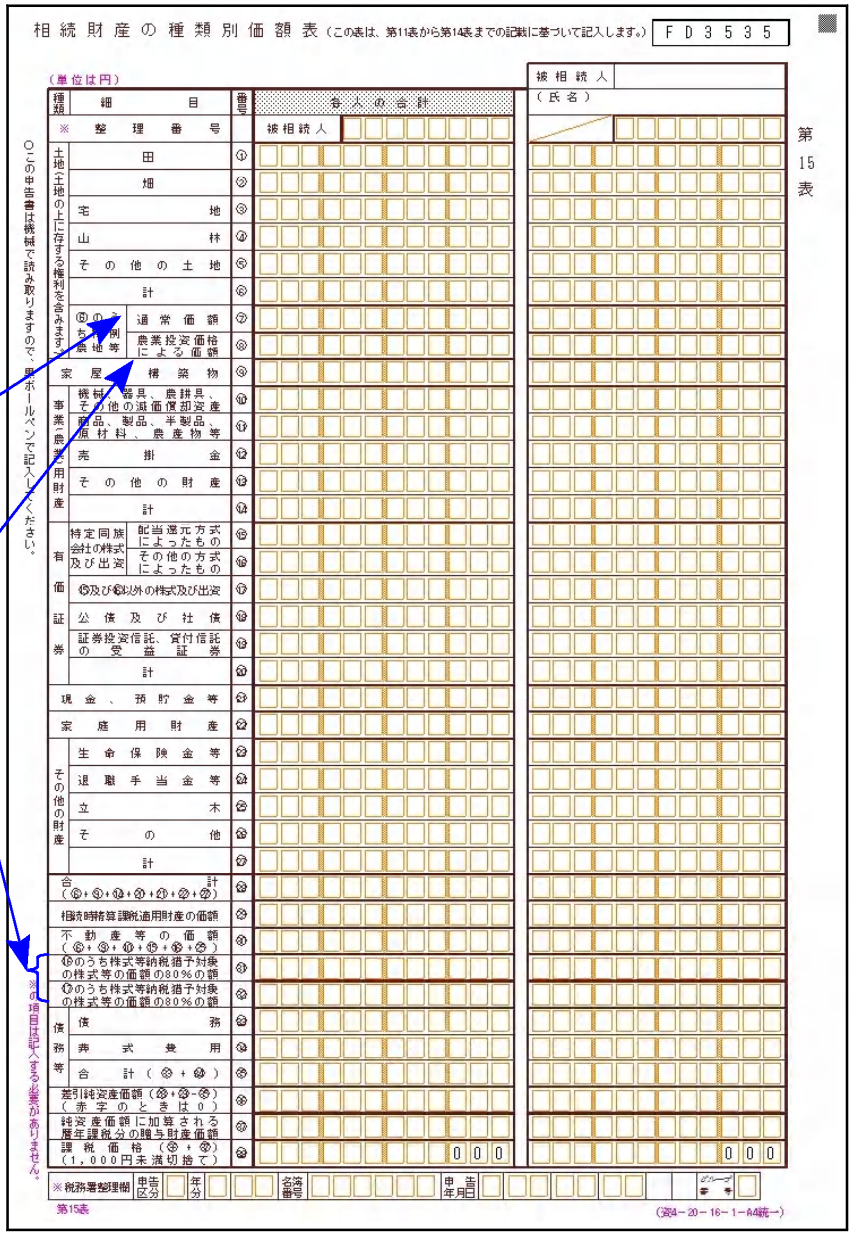

■ポイント■

その他 □ 代償財産がある場合、プリント時２段表示で印字します。

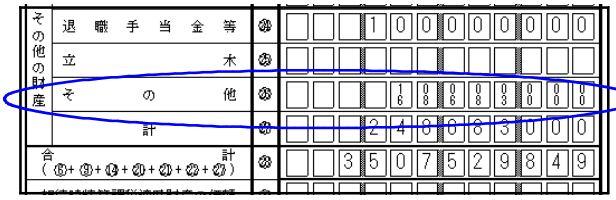

〔160〕～〔165〕：修正 第１表

第１表の金額を（イ）修正前課税価格へ転記することができます。

(イ)修正前課税額

第１表より転記する場合は「１」を入力します。※転記後、「１」のフラグをクリアします。

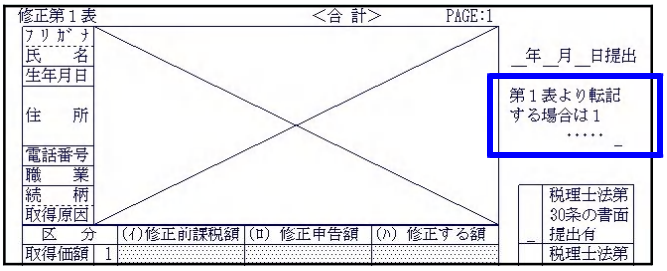

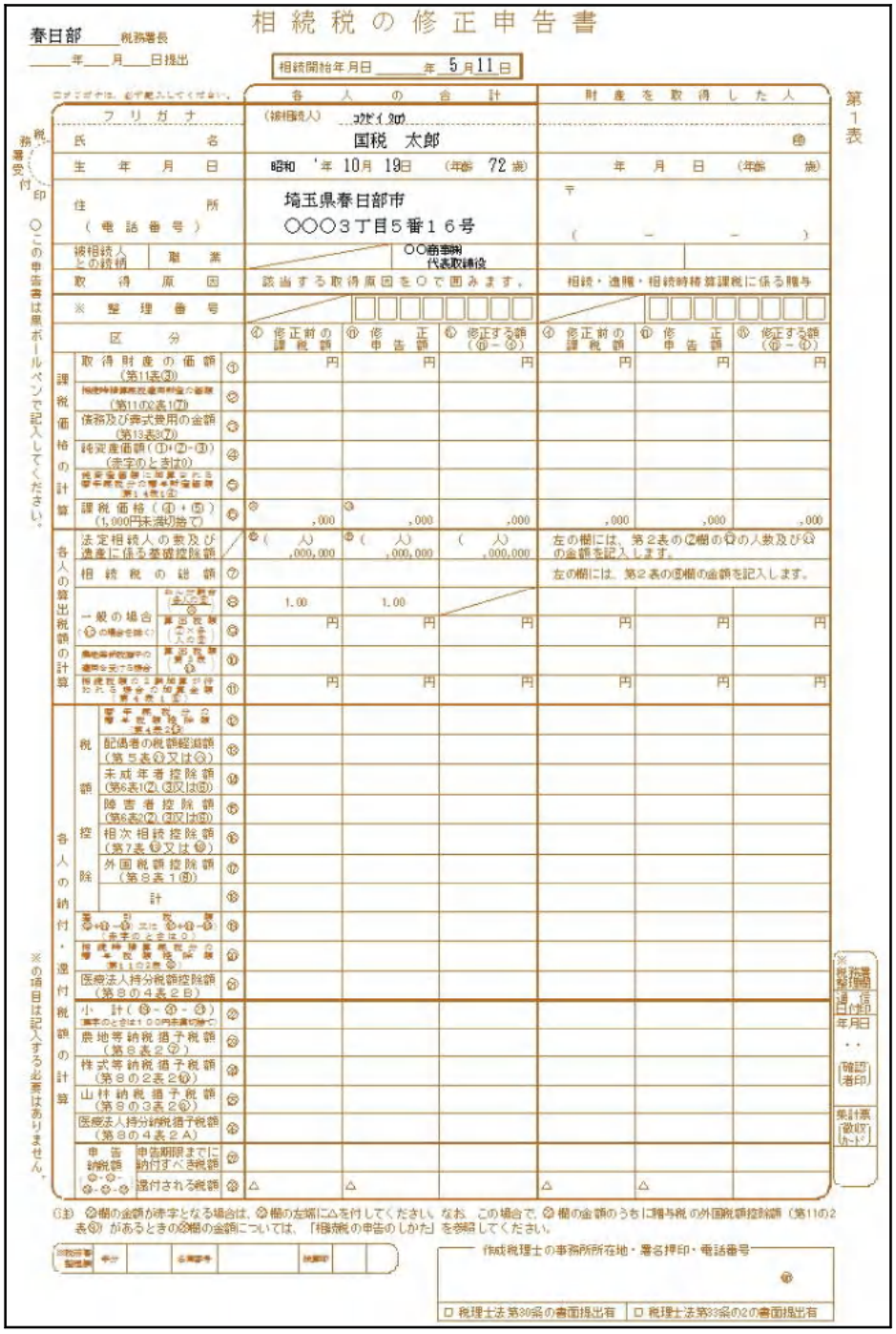

〔96〕～〔98〕：連動計算 1･2･3

全て終了後、〔96〕→〔97〕→〔98〕の順に必ず連動計算を行って下さい。

【操作の流れ】（P.3～4）に沿って入力を行うと自動計算や各表間の転記がスムーズに行えます。
ただし、入力順によって転記が正しく行われない場合があります。
転記もれや未計算を防ぐため、入力やデータの訂正・追加を行った場合は必ず連動計算を実行して下さい。

ワープロ版相続税申告書

基本操作は（転記版）相続税申告書に準じます。
データの転記・集計機能はありません。

概　　要

1. このプログラムは、相続税申告書について必要なデータを画面上で入力し、Ａ４白紙及びＯＣＲ用紙（第1表、第１１･１１の2表の付表1、第１５表）にプリントするものです。

（データの転記・集計機能はありません。）

１）作成できる表は下記の全２０表です。＜　＞内は、出力可能枚数です。

［530］ワープロ版相続税申告書Ａ	
第１表（続を含む）＜８＞	第８表＜１＞
第２表＜１＞	第９表＜３＞
第３表＜２＞	第10表＜３＞
第４表＜４＞	第13表＜４＞
第５表＜１＞	第14表＜５＞
第６表＜２＞	第15表(続を含む)＜８＞
第７表＜３＞	修正申告書第１表（続を含む)＜８＞
［540］ワープロ版相続税申告書Ｂ	
第11表＜15＞	
第12表＜６＞	
第11表の２表＜２＞	
第11･11の２表付表１(続を含む)＜４＞	
第11･11の２表付表１(別表)＜８＞	
第11･11の２表付表２＜１＞	

２）画面表示は用紙の図柄どおりに設計してあります。

３）入力可能最大桁数は各表によって違います。また、入力した金額の桁数が多くなりますと、枠内に収まるように自動的にカンマ抜きで表示しプリントします。

2. 1ユーザコードで、各表１５人の相続人に対応できます。

3. プリントは、Ａ４白紙に全２０表を出力します。カラープリンターをご使用の場合は、枠などを茶色で出力することができます。

各表の入力の特徴

＜全表＞

計算及び転記機能はありません。小計・合計項目も入力を行って下さい。
「100円未満切り捨て」のチェックはありませんので、金額入力についてはご注意下さい。

[530:ワープロ版相続税申告書A]

＜1:被相続人の登録＞

第１表の被相続人及び作成税理士欄の入力を行います。
（修正申告書第1表の被相続人欄も共通）

ここで入力した被相続人の氏名を、各表右上部の“被相続人”にプリントします。

＜2・3:相続人の登録＞

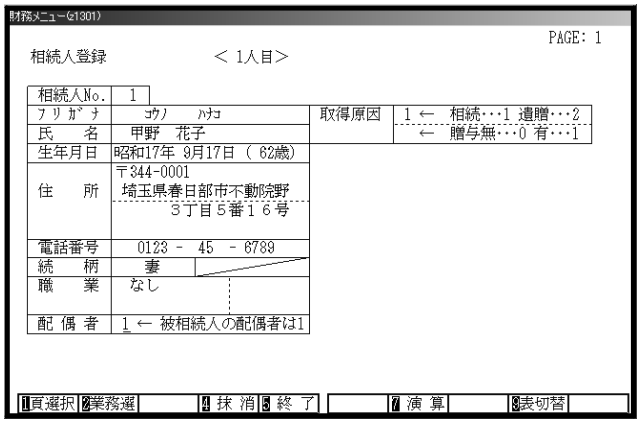

第１表の「財産を取得した人」のフリガナから取得原因まで入力します。

取得原因は、第１表プリント時に相続か遺贈か、相続時精算課税に係る贈与の有無に ◯ をします。

＜11・12:第1表＞

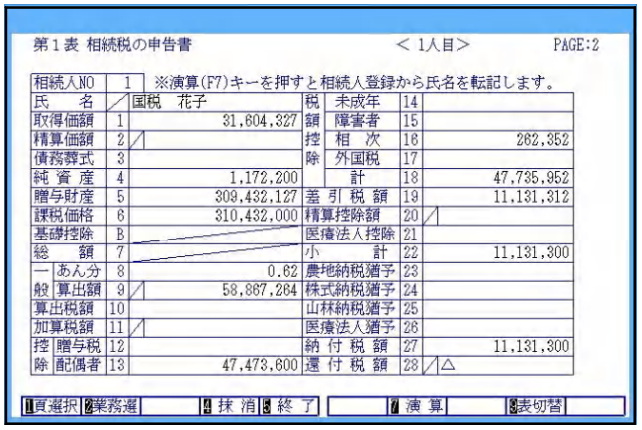

相続人氏名は〈相続人の登録〉から転記します。

入力時に 演算 （Ｆ７）キーを押して下さい。

[５４０：ワープロ版相続税申告書Ｂ]

＜ 1~15、30：第11表 ＞

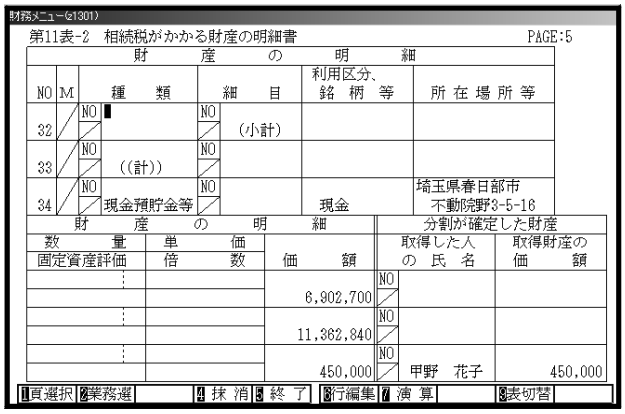

(小計)、((計))、≪合計≫も入力が必要です。

※金額に（ ）は付けられません。
　プリント後、手書きして下さい。

＜ 111：第11･11の2表の付表1 ＞

＜入力＞

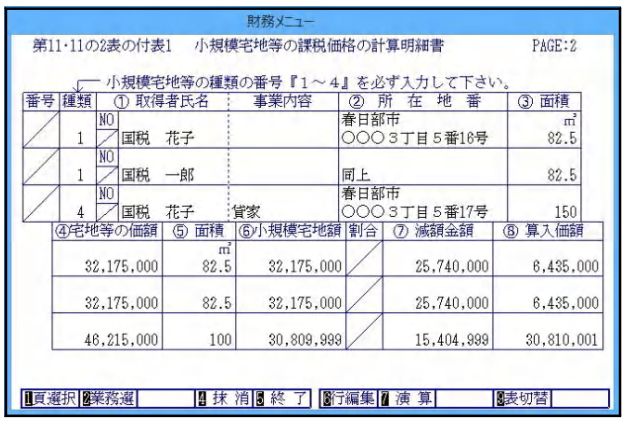
財務メニュー
第11･11の2表の付表1　小規模宅地等の課税価格の計算明細書
PAGE:2
小規模宅地等の種類の番号『1～4』を必ず入力して下さい。
番号 種類 ① 取得者氏名 事業内容 ② 所在地番 ③ 面積
1 国税　花子 春日部市 ○○○３丁目５番16号 82.5
1 国税　一郎 同上 82.5
4 国税　花子 貸家 春日部市 ○○○３丁目５番17号 150
④宅地等の価額 ⑤ 面積 ⑥小規模宅地額 割合 ⑦ 減額金額 ⑧ 算入価額
32,175,000 82.5 32,175,000 25,740,000 6,435,000
32,175,000 82.5 32,175,000 25,740,000 6,435,000
46,215,000 100 30,809,999 15,404,999 30,810,001
1頁選択 2業務選 4抹消 5終了 6行編集 7演算 8表切替

種類　小規模宅地等の種類番号を入力して下さい。

種類No.（H27）	小規模宅地等の種類
1	特定居住用宅地等
2	特定事業用宅地等
3	特定同族会社事業用宅地等
4	貸付事業用宅地等

＜プリント＞

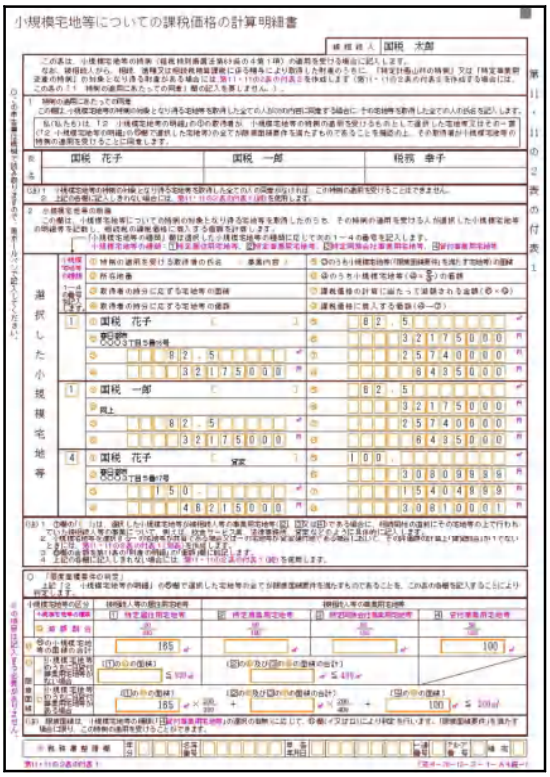

割合　画面PAGE:1で初期値を表示しています。
（手入力可能）
この初期値に基づき、種類番号別に割合を自動表示します。

各表の網掛表示の内容

網掛表示は別画面・別項目にて入力した内容を表示します。
データの計算機能はありませんのでご注意下さい。

[530]ワープロ版相続税Ａ

12:第1表-2　PAGE:1

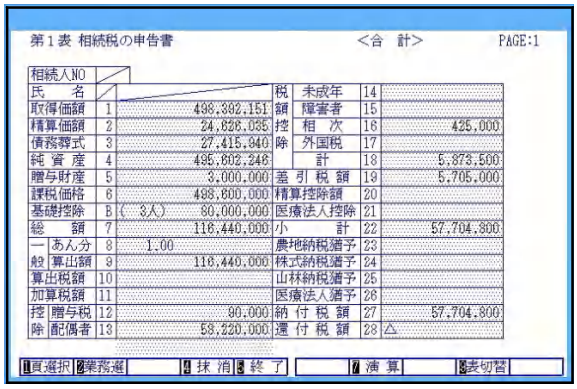

11:第1表-1 PAGE:1で入力した内容を表示します。

70：第7表　PAGE:1

同画面の⑥⑦⑧で入力した内容を表示します。

70：第7表　PAGE:3～4

PAGE:2で入力した内容を表示します。

70：第7表　PAGE:6～7

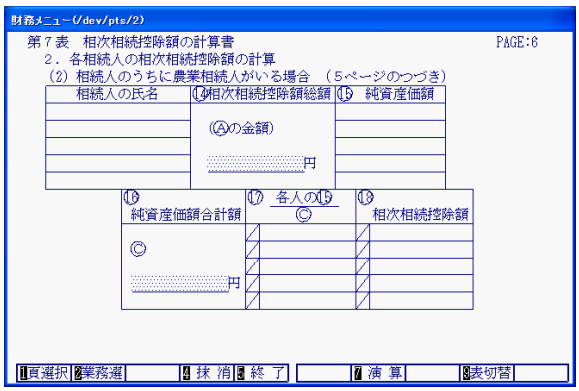

PAGE:5で入力した内容を表示します。

90:第9表　PAGE:5～6

PAGE:4で入力した内容を表示します。

100:第10表　PAGE:7～8

PAGE:6で入力した内容を表示します。

132～134:第13表2～4　PAGE:3

131:第13表-1 PAGE:3で入力した内容を表示します。

132～134:第13表2～4　PAGE:6

131:第13表-1 PAGE:6で入力した内容を表示します。

132～134:第13表2～4　PAGE:7～10

131:第13表-1 PAGE:7～10で入力した内容を表示します。

141:第14表-1　PAGE:7

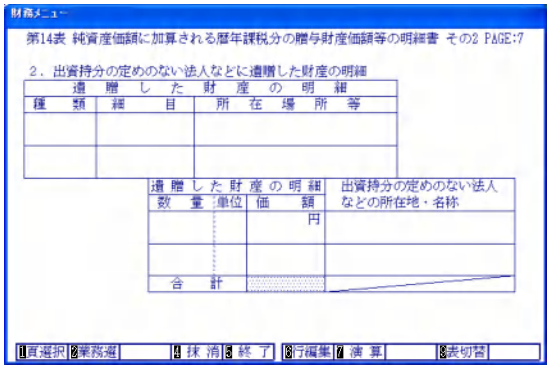

141:第14表-1　PAGE:6で入力した内容を表示します。

141:第14表-1　PAGE:10

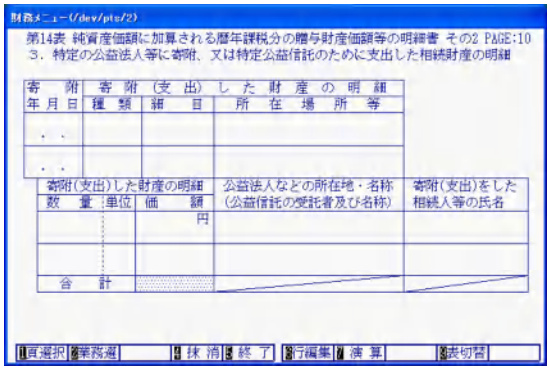

141:第14表-1　PAGE:9で入力した内容を表示します。

142:第14表-2　PAGE:5

141:第14表-1 PAGE:5で入力した内容を表示します。

142:第14表-2　PAGE:6～7

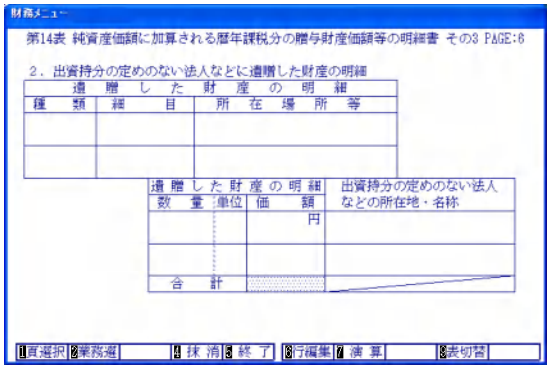

141:第14表-1 PAGE:6で入力した内容を表示します。

141：別表14-1　PAGE:10　142：別表14-2　PAGE:9～10

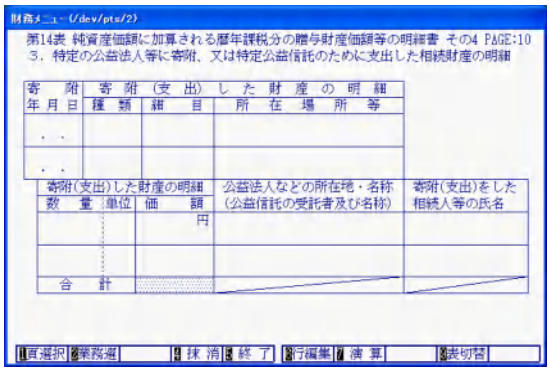

141:第14表-1 PAGE:9で入力した内容を表示します。

152:第15表-2　PAGE:1

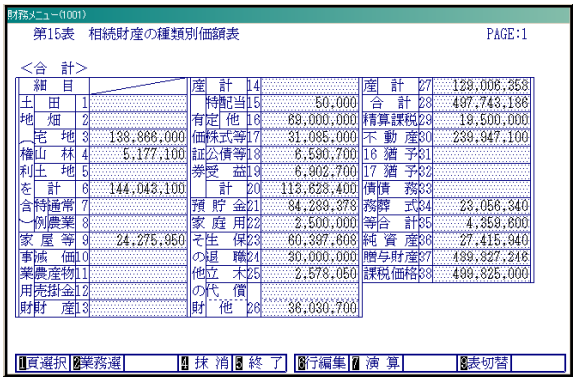

151:第15表-1 PAGE:1で入力した内容を表示します。

[540]ワープロ版相続税Ｂ

30:第11表-30　PAGE:2～3

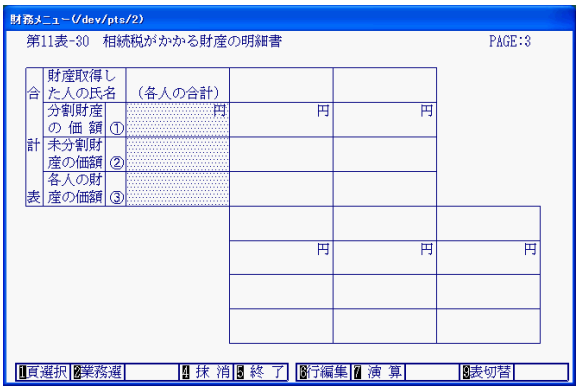

30:第11表-30 PAGE:1で入力した内容を表示します。

122・124・126:第12表-2・4・6　PAGE:7

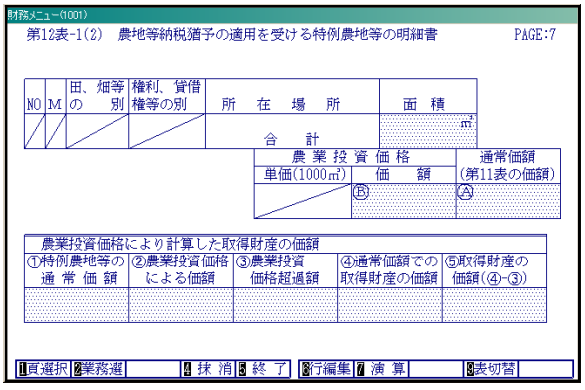

- 122:第12表-2
  121:第12表-1 PAGE:7で入力した内容を表示します。
- 124:第12表-4
  123:第12表-3 PAGE:7で入力した内容を表示します。
- 126:第12表-6
  125:第12表-5 PAGE:7で入力した内容を表示します。

114:第11･11の2表の付表1(別表)-2　PAGE:1

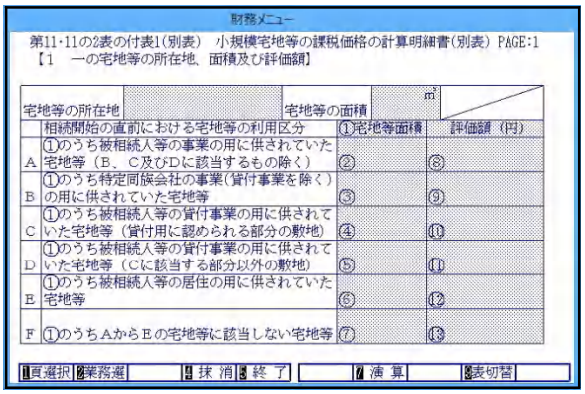

113:第11･11の2表の付表1(別表) PAGE:1で入力した内容を表示します。

プリントの操作方法

・ＯＣＲについては官製用紙又は白紙Ａ４コピー用紙へ出力します。また、非ＯＣＲは全て白紙Ａ４コピー用紙に印刷します。

※ 白紙印刷と官製用紙印刷では表指定番号が違いますのでご注意下さい。

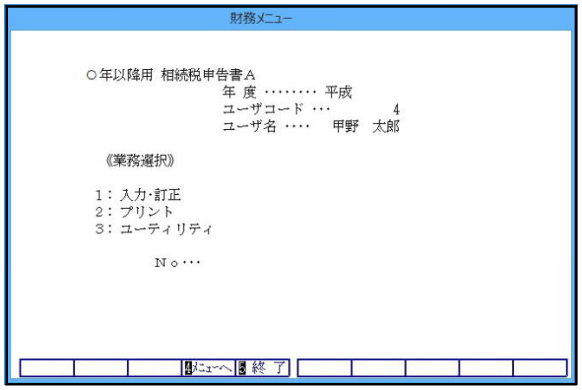

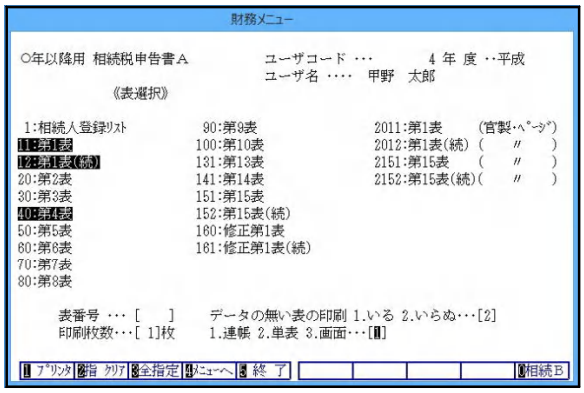

プリンタ （Ｆ１）
複数プリンタを持っている場合、切替が可能です。

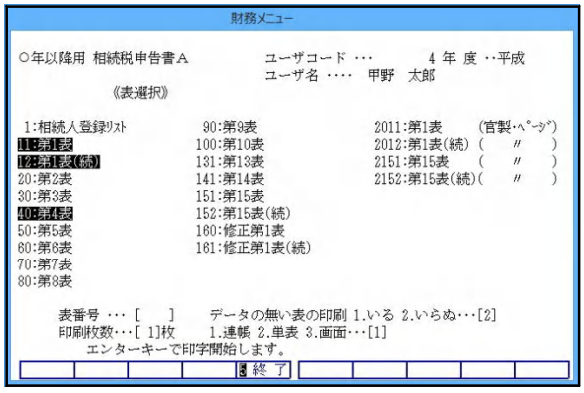

１）「２」プリントを選択します。

２）プリントを行う用紙を選択します。
用紙番号 Enter を押します。

・複数の表をプリントする場合は、続けて表番号を選択します。
・全表プリントする場合は 全指定 （Ｆ３）を押します。
・選択を変更する場合は、再度表番号を入力します。白黒反転を解除します。
・選択内容を全て解除する場合は 指定クリア （Ｆ２）を押します。

３）用紙の指定が終了したら 空 Enter を押します。

４）指定した用紙について、データが入っていない表をプリントをするかしないかを指定します。
プリントする場合 … 1 Enter
プリントしない場合 … 2 Enter
※当プログラムは全表に被相続人名が入りますので、この指定は無効です。

５）印刷枚数を指定します。
枚数 Enter を押します。

６）用紙の種類を指定します。
連帳の場合 … 1 Enter
単表の場合 … 2 Enter
画面で表示する場合 … 3 Enter
※ページプリンタでの出力は単表ですが、連帳の指定を行うと続けてプリントできます。

７）“エンターキーで印字開始します。”の対話を表示します。
プリントする場合 … Enter
中 止 す る 場 合 … 終 了 （F5）

ページプリンタの用紙セット方法　　~手差し~(ＮＰＰシリーズ)

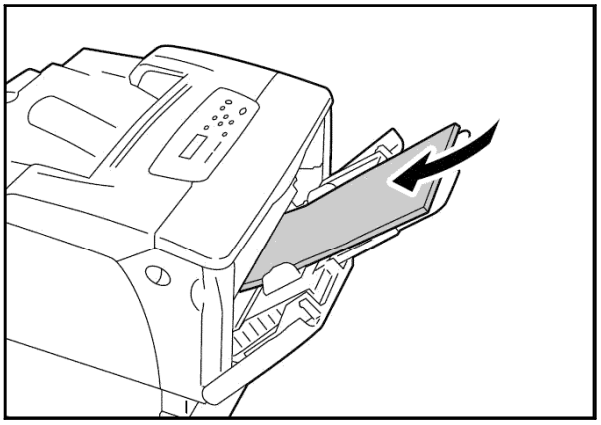

① 官製用紙を“テサシ”にセットします。

② 官製用紙は、プリントする面を下にし、手差し給紙口へ用紙上部から差し込みます。(用紙ガイドはＡ４サイズにし、用紙左右を固定します。)

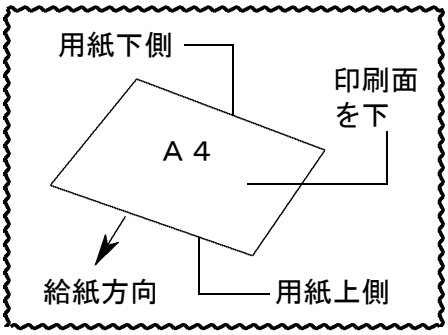

ＮＰＰ８６０・８０２ 操作パネル

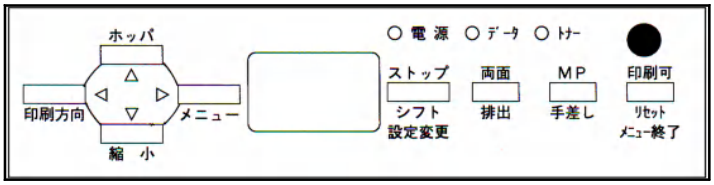

ＮＰＰ８４５ 操作パネル

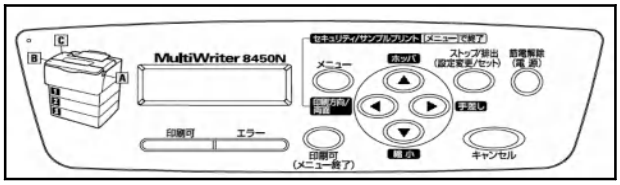

テサシ　Ａ４　タテ　ポート

③ 操作パネルを以下の手順で操作します。

④ 印刷可 を１回押し、「印刷可」のランプを消します。
（ＮＰＰ８４５で印刷可のランプが消えている場合は 節電解除 を押してから印刷可のランプを消します。）

⑤ シフト を押しながら 手差し を数回押し、液晶パネルを テサシＡ４タテ の状態にします
（ＮＰＰ８４５では 手差し のみを押します。 ）

⑥ 印刷方向 を数回押し「ポート」の状態にします。

⑦ 液晶パネルが「テサシＡ４タテポート」になりましたら 印刷可 を押し、印刷可のランプをつけセット完了です。

官製用紙に印字をする前に、白紙のコピー用紙にテストプリントします。
打ち出し後、官製用紙と重ねてズレていないかを確認してから官製用紙へ打ち出すことをお勧めします。
表面を印刷した用紙は、１分ほど時間をおいてから裏面を印刷することをお勧めします。
熱を持ったまま印刷をすると、紙詰まりする確率が高いのでご注意下さい。

ページプリンタのオフセット補正プログラムの操作(印字位置調整)

ページプリンタにて出力作業を行う場合、用紙の裁断等により印字がずれる場合があります。
印字がずれた場合のみ「オフセット補正」を行います。（部分的な補正は行えません。）
指定プログラムごとにオフセット補正プログラムがあります。印字位置の調整が必要な場合は
オフセットの指定を１．再調整して印刷を選択して下さい。
（※プリンタが複数台ある場合はプリンタごとに設定が必要です。また、プログラムが変わった
際にも設定が必要です。）

印字がずれたら、以下の手順で作業を行って下さい。
調整は１表ずつ指定して行います。※用紙を複数選択した場合、オフセットは表示しません。

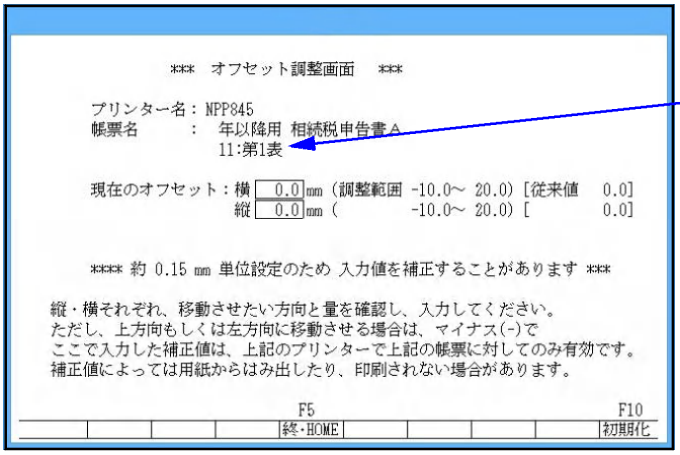

例）縦方向
上に5mmズレていた(下に移動)
→ ５
下に5mmズレていた(上に移動)
→ －５

例）横方向
左に5mmズレていた(右に移動)
→ ５
右に5mmズレていた(左に移動)
→ －５

① あらかじめデータを入力しておきます。

②「２」プリント を選択します。

③ 用紙番号等を指定します。
オフセット （Ｆ４）を押します。

オﾌｾｯﾄ 1. 再調整して印刷
2. 調整値を使って印刷 … [2]
と表示します。

④ 「１」再調整して印刷を選択します。

⑤ 左図画面を表示します。
調整する用紙名を表示しますので確認し
調整をして下さい。

例）
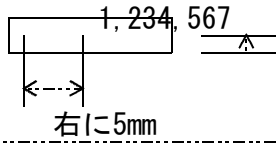

⑥ 各用紙を１枚ずつ印字し、印字のズレ具合
（上下左右に何mm）を確認します

⑦ 設定画面にて、補正値に印字ズレの**数値**を
入力します。
（左図例を参照下さい）

設定が完了したら、再度 終・HOME （Ｆ５）
で書込みます。

⑧ 出力の対話に戻ります。

プリントオフセット補正値を設定してプリントを行っても、用紙のセット位置や給紙装置の状態等により、印字がズレる場合がありますのでご了承下さい。

相続税入力の注意点

相続税申告書入力上の注意点

● 相続人登録－未分割割合について

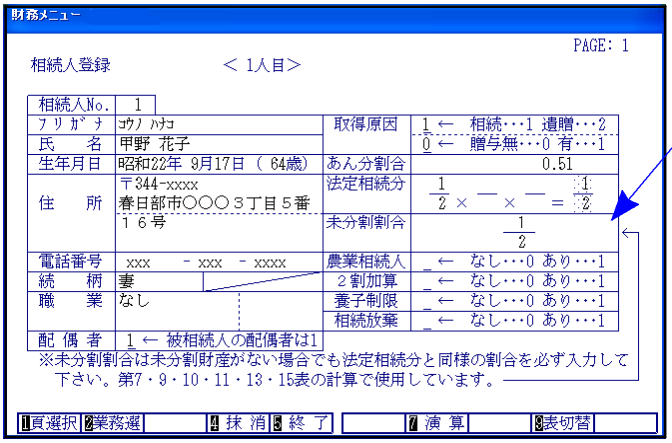

未分割割合を入力しないと第７表をはじめ計算しない表があります。
未分割財産がない場合でも、法定相続分と同様の割合を『未分割割合』に入力して下さい。

● 第１表

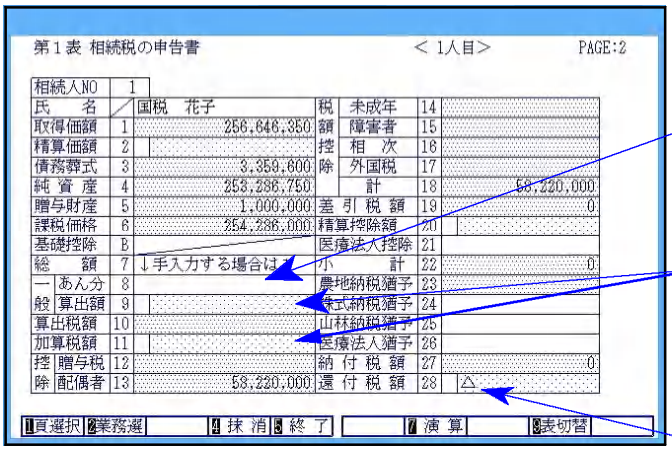

あん分割合は空欄の場合、「2･3相続人登録」より転記します。
再度、「2･3相続人登録より転記」する場合は、
抹消 （Ｆ４）を押し、割合を消してから
演算 （Ｆ７）を押して下さい。

算出額等は各人「円未満切り捨て」で計算します。
※切上げにする場合は、算出額の欄に「1」を入力し金額を手入力して下さい。

※第11の２表⑨の金額がある場合は、還付税額の欄に「1」を入力し金額を手入力して下さい。

● 第３表

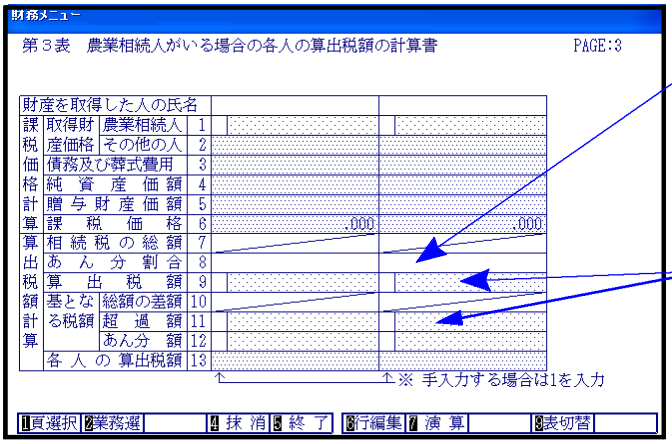

あん分割合は空欄の場合、「2･3相続人登録」より転記します。
再度、「2･3相続人登録より転記」する場合は、
抹消 （Ｆ４）を押し、割合を消してから
演算 （Ｆ７）を押して下さい。

算出税等は各人「円未満切り捨て」で計算します。
※切上げにする場合は、算出額の欄に「1」を入力し金額を手入力して下さい。

● 第５表

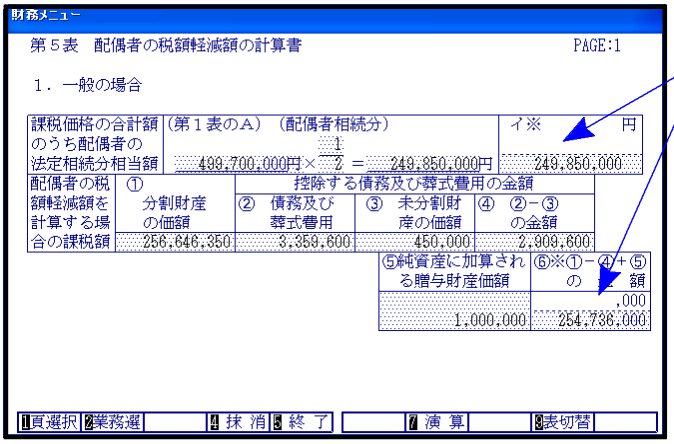

各項目の上段にカーソルが止まります。
上段に入力した金額を優先して計算プリントします。

● 第７表

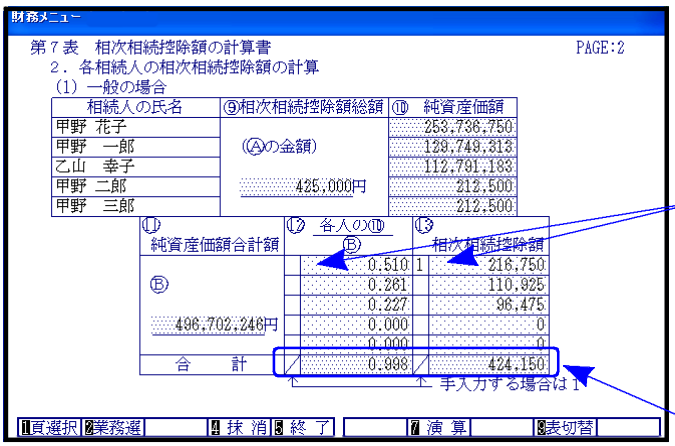

相続人の氏名
相続人登録で未分割割合が入力してあり、相続人放棄を選択していない場合、相続人No.の若い順に表示します。

※割合や金額を手入力する場合は、「1」を入力して金額を手入力して下さい。

相続税控除額は「円未満切り捨て」で計算します。

⑫と⑬
⑰と⑱ } は参考値です。（画面表示のみ）

● 第９表及び第10表

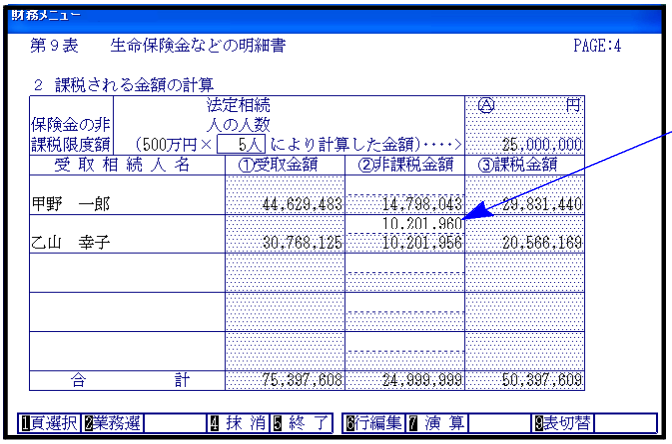

非課税金額は「円未満切り捨て」 で計算します。
切り上げの場合は、上段に金額を入力して下さい。

● 第11表

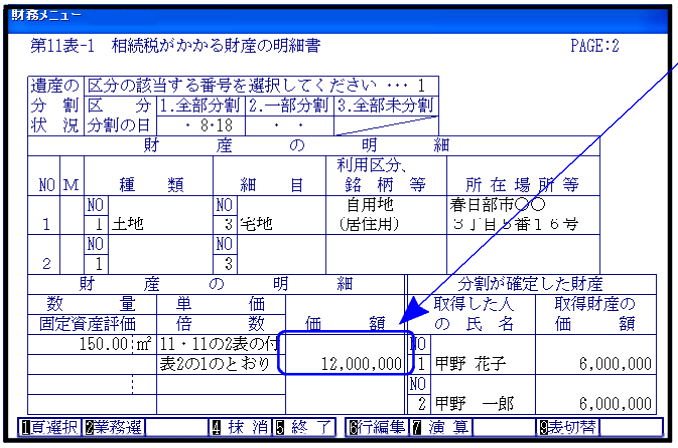
財務メニュー
第11表-1 相続税がかかる財産の明細書 PAGE:2
遺産の分割状況 区分の該当する番号を選択してください … 1
区分 1.全部分割 2.一部分割 3.全部未分割
分割の日 ・8・18 ・ ・
財産の明細
NO M 種類 細目 利用区分、銘柄等 所在場所等
1 NO 1 土地 NO 3 宅地 自用地（居住用） 春日部市○○ ３丁目５番１６号
2 NO 1 NO 3
財産の明細 分割が確定した財産
数量 固定資産評価 単価 倍数 価額 取得した人の氏名 取得財産の価額
150.00㎡ 11・11の2表の付表2の1のとおり 12,000,000 NO 1 甲野 花子 6,000,000
NO 2 甲野 一郎 6,000,000
1頁選択 2業務選 4抹消 5終了 6行編集 7演算 8表切替

価額欄は上下二段入力できますが上段は代償財産を入力する欄です。

代償財産以外は下段に金額を入力します。

※代償財産の場合は上段に金額を入力します。上段に金額を入力した場合は未分割財産の計算に含まれません。

代償財産	代償財産	現金				△20,000,000 20,000,000	甲野智一	20,000,000
							甲野花子	△20,000,000

＜１つの財産を複数人で分割した場合の入力方法　＞

土地	山林					290,530,000	甲野花子	174,318,000
							健太	58,106,000
							茉莉	58,106,000

＜入力画面＞

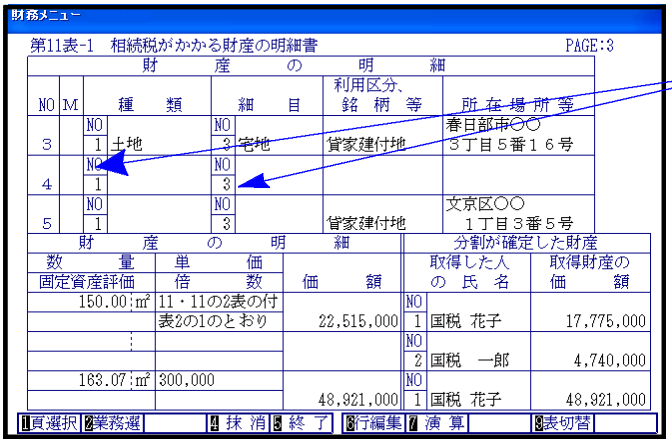
財務メニュー
第11表-1 相続税がかかる財産の明細書 PAGE:3
財産の明細
NO M 種類 細目 利用区分、銘柄等 所在場所等
3 NO 1 土地 NO 3 宅地 貸家建付地 春日部市○○ ３丁目５番１６号
4 NO 1 NO 3
5 NO 1 NO 3 貸家建付地 文京区○○ １丁目３番５号
財産の明細 分割が確定した財産
数量 固定資産評価 単価 倍数 価額 取得した人の氏名 取得財産の価額
150.00㎡ 11・11の2表の付表2の1のとおり 22,515,000 NO 1 国税 花子 17,775,000
NO 2 国税 一郎 4,740,000
163.07㎡ 300,000 48,921,000 NO 1 国税 花子 48,921,000
1頁選択 2業務選 4抹消 5終了 6行編集 7演算 8表切替

１つの財産を複数人で分割する場合は、２行目以降の『種類No』及び『細目No』を必ず入力して下さい。
入力しないと各人の分割財産の価額へ集計することができません。

＜同一固定資産が２頁にまたがる場合の注意＞

例）１頁目から２頁目へ有価証券がまたがる場合の項目名

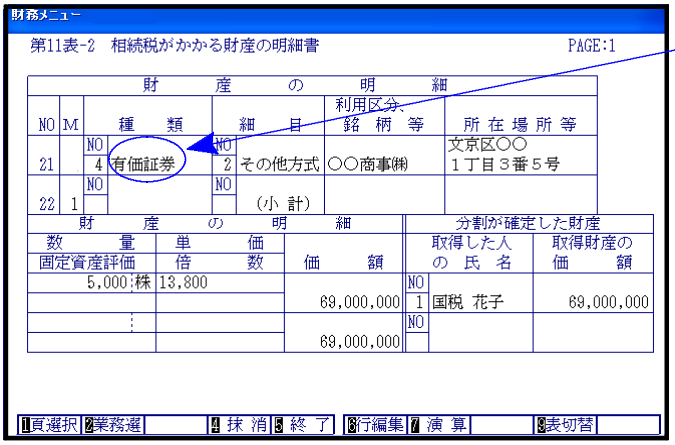
財務メニュー
第11表-2 相続税がかかる財産の明細書 PAGE:1
財産の明細
NO M 種類 細目 利用区分、銘柄等 所在場所等
21 NO 4 有価証券 NO 2 その他方式 ○○商事㈱ 文京区○○ １丁目３番５号
22 1 NO NO （小計）
財産の明細 分割が確定した財産
数量 固定資産評価 単価 倍数 価額 取得した人の氏名 取得財産の価額
5,000株 13,800 69,000,000 NO 1 国税 花子 69,000,000
NO
69,000,000
1頁選択 2業務選 4抹消 5終了 6行編集 7演算 8表切替

２頁目の先頭の種類及び細目名は手入力して下さい。

※前頁目の最終行が小計の場合は先頭行でも項目名を表示します。

＜11表　の『4. 小計上限』について＞

『4. 小計上限･･･「M欄」に「4」小計上限を入力すると『1. 小計』の計算には含まれず、
『2. 計』の計算のみに含まれます。

例）

財産の明細						
NO	M	種類 NO	種類	細目 NO	細目	価額
1	4	1	土地	3	宅地	60,000
2	4	1		3		5,000
3		1	土地	2	畑	10,000
4		1	土地	2		5,000
5	1				(小 計)	15,000
6	2		((計))			80,000

M欄に4を入力

← 4小計上限は含まれない。

← 4小計上限は含まれる。

例２） １行入力し、１行下の空行に４小計上限を入力した場合

M	No	種 類	No	細 目	価 額	
	1	土地	1	畑	60,000	
4						(空行)
	1		1	畑	5,000	
4						(空行)
	1		1	田	10,000	
	1		1	田	5,000	
1				(小計)	15,000	
2		((計))			80,000	

例３）通常入力の後４小計上限を入力した場合－小計は計算されません。

M	No	種 類	No	細 目	価 額
	1	土地	1	田	10,000
	1		1	田	5,000
4	1		1	畑	5,000
4	1		1	畑	60,000
1				(小計)	0
2		((計))			80,000

＜30:第11表 合計欄の注意＞

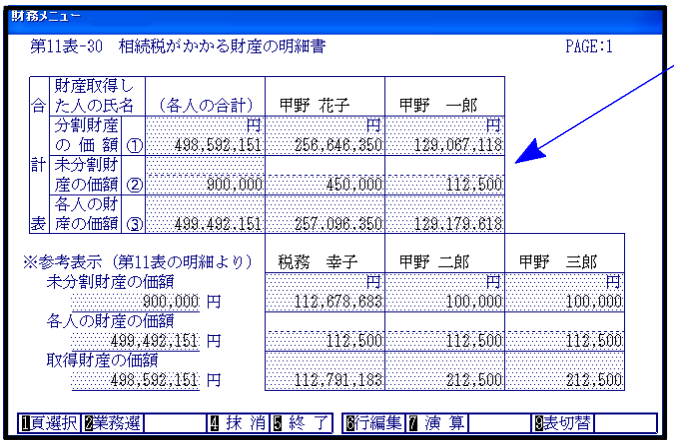

未分割財産の価額は『円未満切り捨て』で計算します。
②未分割財産の価額を手入力する場合は、参考表示を元に「各人の合計」を入力して下さい。
※金額が違う人のみ入力して下さい。

● 第11･11の２表の付表１

財務メニュー
第11･11の2表の付表1 小規模宅地等の課税価格の計算明細書 PAGE:1
1 特例の適用にあたっての同意
特例の対象となる財産を取得した全ての人の氏名
NO 氏 名 NO 氏 名 NO 氏 名
2 小規模宅地等の明細
課税価格の計算に当たって減額される金額の割合
[1] 特定居住用 [2] 特定事業用 [3]特定同族会社用 [4] 貸付事業用
80 / 100 80 / 100 80 / 100 50 / 100
1頁選択 2業務選 4抹消 5終了 6行編集 7演算 8表切替

割合が変わった場合は手入力で割合を変更することができます。

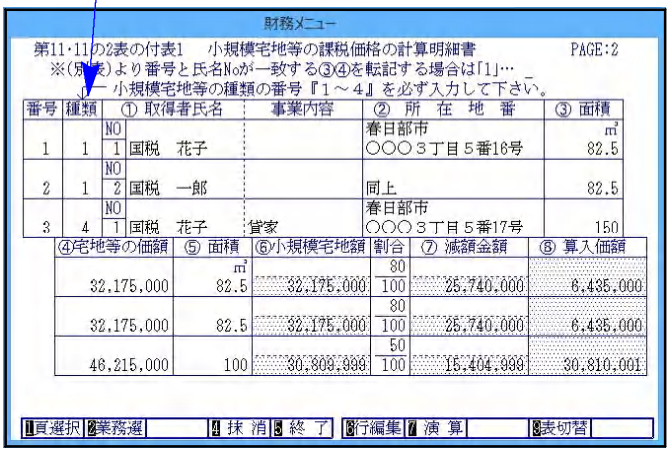
財務メニュー
第11･11の2表の付表1 小規模宅地等の課税価格の計算明細書 PAGE:2
※(別表)より番号と氏名Noが一致する③④を転記する場合は「1」…
小規模宅地等の種類の番号『１～４』を必ず入力して下さい。
番号 種類 ① 取得者氏名 事業内容 ② 所在地番 ③ 面積
1 1 NO 1 国税 花子 春日部市 ○○○３丁目５番16号 82.5
2 1 NO 2 国税 一郎 同上 82.5
3 4 NO 1 国税 花子 貸家 春日部市 ○○○３丁目５番17号 150
④宅地等の価額 ⑤ 面積 ⑥小規模宅地額 割合 ⑦ 減額金額 ⑧ 算入価額
32,175,000 82.5 32,175,000 80/100 25,740,000 6,435,000
32,175,000 82.5 32,175,000 80/100 25,740,000 6,435,000
46,215,000 100 30,809,999 50/100 15,404,999 30,810,001
1頁選択 2業務選 4抹消 5終了 6行編集 7演算 8表切替

割合の計算はPage1に表示している番号を元に計算します。(P.40参照)
『種類欄』に番号を入力し、演算（Ｆ７）を押して下さい。

● 第13表

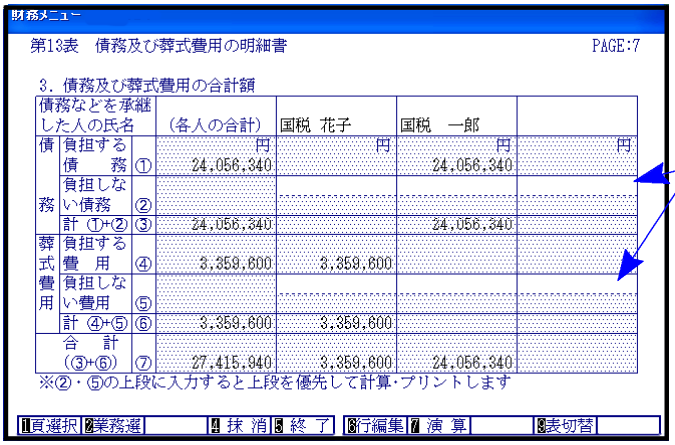

②及び⑤は『円未満切り捨て』で計算します。

②負担しない債務及び⑤費用を手入力する場合は、『上段』に『**全員手入力**』し直して下さい。

●端数処理について

例）第７表

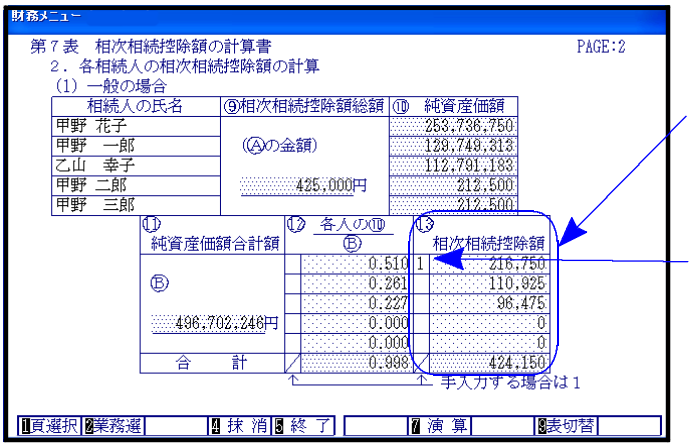

７表の⑬のように各人の相続控除額の合計額と⑨がｲｺｰﾙでなければなりません。

ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑにおいては、各人の誰を切り上げ誰を切り捨てるのか判定がつかない為、全ての人を切り捨てしています。

端数を切り上げる場合はﾌﾗｸﾞ『１』を入力し金額を手入力するようにお願いします。

７表以外の表においても端数は切り捨てになっていますので金額を確認して下さい。

●連動計算

全ての入力が終了したら、必ず［96･97･98］の連動計算を実行して下さい。

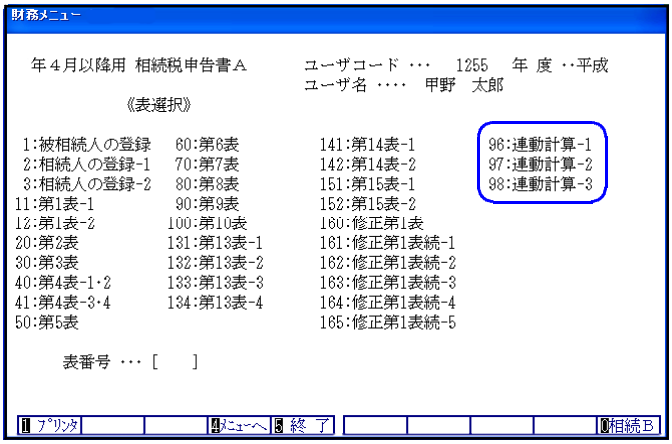

入力順序によっては自動転記が正しく行われない場合があります。

転記モレや未計算を防ぐために、全ての入力が終了したら、必ず連動計算を行って下さい。

● 修正申告書

修正申告入力が確定後に相続人登録の削除を行い、再度第１表より転記をすると
（ロ）の金額が正しくソートしません。
万が一上記の作業を行う場合は、各人の（ロ）の金額を必ずチェックして下さい。

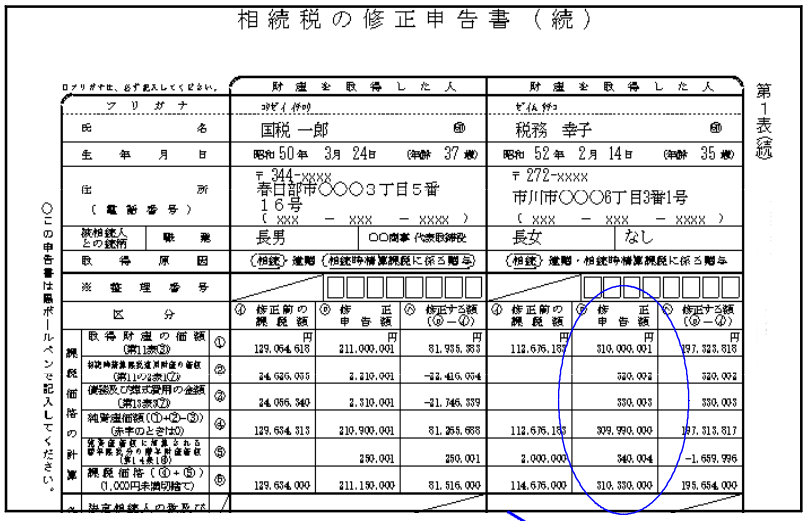
相続税の修正申告書（続）

	財産を取得した人	財産を取得した人
フリガナ		
氏名	国税 一郎 ㊞	税務 幸子 ㊞
生年月日	昭和 50年 3月 24日 (年齢 37歳)	昭和 52年 2月 14日 (年齢 35歳)
住所（電話番号）	〒344-xxxx 春日部市○○○3丁目5番16号 (xxx － xxx － xxxx)	〒272-xxxx 市川市○○○6丁目3番1号 (xxx － xxx － xxxx)
被相続人との続柄	長男	長女
職業	○○商事 代表取締役	なし
取得原因	(相続) 遺贈 (相続時精算課税に係る贈与)	(相続) 遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号		

区分		㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表③） ①	129,054,618	211,000,001	81,935,383	112,676,183	310,000,001	197,323,818
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表⑦） ②	24,626,035	2,210,001	-22,416,034		320,002	320,002
	債務及び葬式費用の金額（第13表⑦） ③	24,056,340	2,310,001	-21,746,339		330,003	330,003
	純資産価額（①+②-③）（赤字のときは0） ④	129,634,313	210,900,001	81,265,688	112,676,183	309,990,000	197,313,817
	特定贈与財産に係る基礎控除額（第14表⑧） ⑤		250,001	250,001	2,000,000	340,004	-1,659,996
	課税価格（④+⑤）（1,000円未満切捨て） ⑥	129,634,000	211,150,000	81,516,000	114,676,000	310,330,000	195,654,000

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。　第1表続

１名削除後
再度第１表より転記

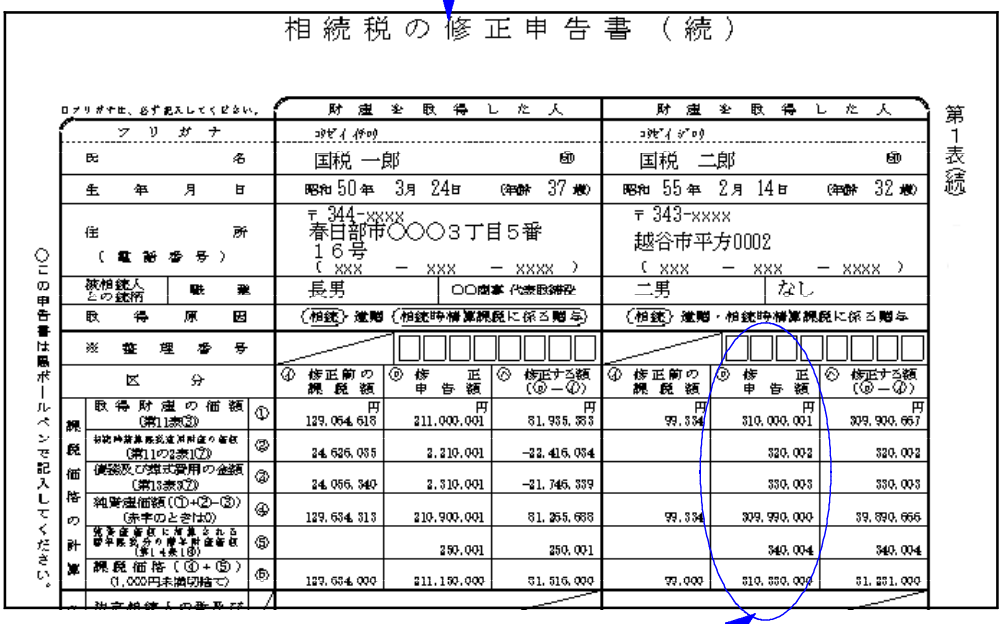
相続税の修正申告書（続）

	財産を取得した人	財産を取得した人
フリガナ		
氏名	国税 一郎 ㊞	国税 二郎 ㊞
生年月日	昭和 50年 3月 24日 (年齢 37歳)	昭和 55年 2月 14日 (年齢 32歳)
住所（電話番号）	〒344-xxxx 春日部市○○○3丁目5番16号 (xxx － xxx － xxxx)	〒343-xxxx 越谷市平方0002 (xxx － xxx － xxxx)
被相続人との続柄	長男	二男
職業	○○商事 代表取締役	なし
取得原因	(相続) 遺贈 (相続時精算課税に係る贈与)	(相続) 遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号		

区分		㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表③） ①	129,054,618	211,000,001	81,935,383	99,334	310,000,001	309,900,667
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表⑦） ②	24,626,035	2,210,001	-22,416,034		320,002	320,002
	債務及び葬式費用の金額（第13表⑦） ③	24,056,340	2,310,001	-21,746,339		330,003	330,003
	純資産価額（①+②-③）（赤字のときは0） ④	129,634,313	210,900,001	81,265,688	99,334	309,990,000	309,890,666
	特定贈与財産に係る基礎控除額（第14表⑧） ⑤		250,001	250,001		340,004	340,004
	課税価格（④+⑤）（1,000円未満切捨て） ⑥	129,634,000	211,150,000	81,516,000	99,000	310,330,000	310,231,000

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。　第1表続

「税務 幸子」分の（ロ）の金額が残ってしまいます。